

第百七十七回 参議院文教科学委員会會議録第七号

平成二十三年四月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

小 熊 慎司君

補欠選任

江 口 克彦君

出席者は左のとおり。

委員長

二之湯 智君

理事

神本美恵子君

藤谷 光信君

橋本 聖子君

水落 敏栄君

委員

大島九州男君

齋藤 嘉隆君

鈴木 寛君

谷 亮子君

林 久美子君

水岡 俊一君

横峯 良郎君

石井 浩郎君

上野 通子君

熊谷 大君

義家 弘介君

草川 昭三君

西田 実仁君

江口 克彦君

国務大臣

文部科学大臣

副大臣

内閣府副大臣

東 祥三君

文部科学副大臣

鈴木 寛君

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

文部科学大臣政務官

文部科学大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣法制局第一部長

内閣府原子力安全委員会委員長代理

内閣府原子力安全委員会委員

財務省主計局次長

文部科学大臣官房文教施設企画部長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省科学技術・学術政策局長

文部科学省研究振興局長

文部科学省スポーツ・青少年局長

経済産業大臣官房技術総括審議官

笹木 竜三君

小宮山洋子君

松下 忠洋君

和 田 隆志君

尾立 源幸君

笠 浩史君

林 久美子君

田名部匡代君

古賀 保之君

横 昌 裕介君

久木田 豊君

久住 静代君

中 原 広君

辰野 裕一君

山 中 伸一君

合 田 隆史君

倉持 隆雄君

布 村 幸彦君

西 本 淳哉君

参考人

経済産業大臣官房審議官

独立行政法人日本学術振興会理事

本学術振興会理事

小野 元之君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(東日本大震災に関する件)

○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二之湯智君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、小熊慎司君が委員を辞任され、その補欠として江口克彦君が選任されました。

○委員長(二之湯智君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣法制局第一部長横昌裕介君外八名を、また、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、財務省主計局次長中原広君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称す。〕

○委員長(二之湯智君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(二之湯智君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として独立行政法人日本学術振興会理事小野元之君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称す。〕

○委員長(二之湯智君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(二之湯智君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、東日本大震災に関する件を議題といたします。

まず、政府から説明を聴取いたします。鈴木文部科学副大臣。

○副大臣(鈴木寛君) 東日本大震災が発生してから一か月余りが経過いたしました。改めて、この災害によりお亡くなりになりました多くの方々とその御遺族に深く哀悼の意を表しますとともに、被災地においていまだ厳しい避難生活を続けておられます皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、被災地におきまして災害対応に当たられる多くの皆様方にも心から敬意を表する次第であります。政府といたしましても、一体となって被災者の支援に全力で取り組んでまいります。

それでは、地震、津波による被害状況から御報告いたします。

今回の震災による四月十九日七時現在までの文部科学省関係の被害状況としては、人的被害については、五百十七名の死亡、二百三十四名の負傷が確認され、津波による流失など、被害を受けた学校等の文教施設は一万八十施設との報告を受けて

おります。

これに対し、文部科学省では、学校施設や国立青少年教育施設等で被災者等を受け入れるとともに、全国の大学病院に災害派遣医療チームの派遣を要請するなど、必要な支援を行ってまいりました。

また、高木文部科学大臣が福島県視察を行うなど、政務三役を中心に被害状況の把握及び今後の支援の在り方等に関し、県知事、市町村長等と意見交換を適時行なってまいりました。

こうした中で、新学期を迎えるに当たり、菅直人内閣総理大臣と高木義明文部科学大臣より、全国の児童生徒及び学校関係者に対し、助け合いと思いやりの気持ちを持って、児童生徒等が楽しく安心して学び、遊べる学校を一日も早く取り戻せるよう頑張ってもらいたい、また我々も全力でその支援に取り組んでいく旨のメッセージを出しました。

その実現に向け、まず被災した学校施設等を復旧することが必要です。このため、学校設置者が速やかに教室等の準備をできるよう、国の災害復旧事業の現地調査を待たずに早期に復旧整備に着手できる旨などを周知するとともに、報告に基づき建物の被害状況を分類し、今後速やかに実施すべき復旧整備事業を整理するなどの取組を進めております。

次に、児童生徒等が教育を受ける機会を確保するため、各都道府県教育委員会等に対し、被災した児童生徒等の学校への受入れや教科書の無償給与や就学援助等について可能な限り弾力的に取り扱うことを要請するなど、必要な取組をお願いしているところであります。

また、被災地域の支援ニーズと各団体が提供可能な支援の情報を相互に提供し合うための東日本大震災子ども及び支援ポータルサイトを開設し、運用を開始しました。全国から多くの支援の提案がなされ、被災地域の支援ニーズとのマッチングが行われつつあります。今後もこのような支援の輪が広がるよう、取組を一層推進してまいります。

ます。

さらに、被災した児童生徒等の心のケアは喫緊の課題であり、文部科学省では被災地域の学校へのスクールカウンセラーの緊急支援配置が可能となるような必要な経費を措置するなどの対応をまいりました。心のケアのより一層の充実のため引き続き対応を検討してまいります。

特に震災で両親が共に亡くなったり行方不明になられたりした児童生徒等に対しては、きめ細やかな対応を行うため、文部科学省では、教育委員会と児童相談所が情報共有を図るよう厚生労働省と連名で関係機関にお願いするとともに、子供や親族等の希望、被災状況等や自治体の要望を踏まえつつ就学支援の確保等に向けて支援してまいります。

大学等に対しては、新年度当初からの授業時間の弾力的な扱いが可能である旨周知し、被災地等でのボランティア活動を希望する学生が安心して参加できるようお願いをいたしております。

また、学生等が経済的理由により就学を断念することがないよう、緊急採用奨学金の活用等の学生への経済的支援の周知、配慮を促すとともに、留学生に対しても安心して日本で学業が続けられるように必要な支援を行ってまいります。

さらに、震災の影響を受けた学生生徒に関し、各都道府県教育委員会等に対して厚生労働省が実施する就職支援策の周知や就職希望者への一層の指導、支援を依頼するなど、引き続き就職支援に努めてまいります。

続きまして、福島第一原子力発電所事故への対応について御説明申し上げます。

初めに、放射線モニタリングですが、文部科学省では、国民の安全や安心、政府の適切な対応に資するために、様々な手段を駆使して総合的な放射線モニタリングを実施しております。

具体的には、同発電所二十キロ以遠の地域について、県や関係機関と連携し、空間放射線量のモニタリングを実施するとともに、空気中のダスト及び土壌等のサンプル調査を行っております。

また、同発電所三十キロ以遠について、海域での船舶を用いた調査や空域での航空機を用いた調査を行うなどモニタリングの充実に努めています。

これらの結果は、日本語のみならず、英語、中国語、韓国語にも翻訳し、国内外に公表するとともに、政府関係機関との情報共有を図っております。

また、先般、新たに計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定されることになったことを踏まえ、文部科学省としては引き続きこれらの放射線モニタリングの充実に努めてまいります。

さらに、四月に入り、福島県が県内の幼稚園、小学校、中学校等の園庭、校庭において空間線量等の測定を行い、その結果も公表されております。

文部科学省としては、現在、児童生徒等の健康安全確保等の観点から、更に詳細な調査、分析を行っており、原子力災害対策本部の下で原子力安全委員会の助言などを踏まえて、校舎、校庭等の利用等についての考え方を速やかに示してまいります。

次に、放射線被曝医療等への対応について申し上げます。

文部科学省では、避難住民等の不安にこたえるスクリーニングの実施等のため、県や関係機関に対し、大学及び日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所等からの専門家の派遣、資機材の提供などの支援を行うとともに、防災業務従事者等に対する線量測定、治療や緊急被曝医療体制の充実に努めております。

さらに、健康相談ホットラインを設置し、国民の健康に対する不安について相談に応ずるとともに、放射線影響に関する基礎知識や関係省庁及び各地方公共団体の取組などを分かりやすく伝えることで国民の不安に少しでもこたえられるよう努めております。

なお、福島第一原子力発電所において発生した事故による経済被害が深刻になっており、被災者の適切な救済を図る観点から、原子力損害の賠償

に関する法律に基づき、その準備を進めてまいります。

最後に、電力需給対策について、電力需要がピークを迎える夏場に向けて、最大使用電力を抑制するための実施体制の整備や、計画の策定等に係る取組について早期に着手していただくよう、関係機関に要請をしたところであります。

以上、東日本大震災の被害状況と文部科学省の対応について御説明申し上げます。

文部科学省では、三月十一日に設置した非常災害対策本部に替えて、四月十一日に新たに東日本大震災復旧・復興対策本部を設置し、この度の未曾有の大災害に対して関係機関等との連携を密にして、被災地への支援に省を挙げて取り組む体制を整えました。引き続き、的確な被害状況と被災自治体の要望等を把握しつつ、被災地の速やかな復旧に全力を挙げるとともに、本格的な復興に取り組むこととしております。

具体的には、被災した児童生徒、学生等への支援や、被災地の学校再開に向けた支援、被災した学校・研究施設等の復旧、総合的な放射線モニタリングなどの更なる充実に向けて万全を期して取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましても引き続き御指導、御支援賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（二之湯智君） 以上で政府からの説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○水岡俊一君 おはようございます。民主党の水岡俊一でございます。六十分の時間をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先週十六日の土曜日に福島県の被災地を見てまいりました。言葉で表すことのできないほどのすさまじい津波被害、本当にその恐ろしさ、そして目に見えない、あるいは痛みとか暑さとかを感じない、そういった放射能汚染の不気味さ、そう

いったものを痛切に感じた次第でございます。改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りを申し上げ、そして遺族の方々にお悔やみを申し上げたい、こういった気持ちでいっぱいでございます。さらに、被災をされた方々、心からお見舞いを申し上げ、そして復旧復興のために私たちも全力を尽くしてまいりたい、こういった所存でございます。

それでは、質問に入ってまいります。

大臣にお尋ねをしたいんですが、被災地では、新学期に当たり、自治体が学校の教室に避難をされている方々に対して、学校再開をしたいので何とかその学校の体育館あるいはそれが入れないので別の学校の体育館に移っていただけませんか、こういうお願いをしているというような報道がございました。しかしながら、学校を移るというようなことになってしまいますと、もう車とかそういう移動手段を失ってしまつておられる方がたくさんあると思いますので、仕事にも行けない、これでは困るんだと。それから、教室をたたとえ開けたとしても授業を再開できるような状態にないんじゃないかと、こういうような御意見が様々出され、なかなかうまく進んでいないというお話が聞こえてきます。

学校再開と避難者の生活環境を守っていくということがぶつかり合っているというふうに思うわけでありまして、このようなことに対して文科省としてはどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(高木義明君) 水岡委員にお答えをいたします。

御指摘の避難所として使用されておる公立学校の数、これは次第に減少しているところでございます。三月十七日に五百八十一校あったものが、四月の十九日には百八十校という報告も受けております。元々学校施設は、学校教育のみならず災害のときには貴重な避難場所として、防災拠点として活用されております。今回もそういう状況でございます。

しかし、やはり子供たちにとって一日も早く正常な学校活動ができること、これは言うまでもありませんで、私どもとしましては、必要最小限の場所をまず確保する、また教職員の皆さん方が学校運営上避難所のお世話をしておること、私もこの目で承知をいたしておりますが、大変御苦労をされております。したがって、被災地以外の派遣された職員の皆さん方ができるだけ避難所となつていていただくようお願いし、避難所とできるようなそういう状況を早くつくっていく、こういうことが必要であると考えております。

したがって、学校の再開に当たりましては、避難住民の方々に移動していただく必要がある場合には、防災担当部局が移動先となる避難所、宿泊所の確保、これがまず大事でありまして、それから同時に、住民の皆さん方に対して丁寧な説明をするということも非常に大切になってまいります。したがって、教育委員会及び学校が担当部局とも十分連携を図ることが非常に大事であると、このように思っております。

いずれにいたしましても、バランスが取れた対応をしなければなりません。避難住民の方々の生活も十分考慮しながら、スムーズに学校が再開されますように、子供たちの教育の機会が確保されますように、今後とも私としては取り組んでまいりたいと、このように思っております。関係者の皆さん方の御理解と御協力をお願いをしながら進めたいと思っております。

○水岡俊一君 分かりました。

被災者の理解が得られにくいからといって本格的な学校再開が遅れるというの、子供たちの教育を確保していくという点から問題は残ってくるだろうというふうに思います。

しかし、本当に全てを失っている被災者の方々の生活を何とか確保しなきゃいけない。そういう問題をとどのように解決していくのか。今大臣からバランスというお話もございましたが、私はある意味では、この問題を解決する一つの大きな

要素は、やはり仮設住宅の建設を一刻も早く進めていくことではないかというふうに思っております。そういうことが学校再開に向けての大きなステップになると私は思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) おっしゃられるとおり、まさに仮設住宅、これも国交省を中心として今鋭意取り組んでおるところでございます。そのように私も思っております。また、教育活動が正常に行われますように、私としても国交省にもそういう要請をしていきたいと思っております。

○水岡俊一君 分かりました。

学校を再開しますと、学校の校舎、様々な部分で使用をしていくわけですが、そもそも大きな地震の被害を受けている地域でありますので、その校舎が現時点で安全なのかどうなのかと、こういったことも非常に気になるところでありますが、この点については文科省はどのような対策を練られたんでしょうか。

○政府参考人(布村幸彦君) お答えいたします。

被災した学校施設につきましては、学校の設置者におきまして、必要に応じ余震による二次災害の防止などのための安全点検を実施するなど、安全の確保に努めるよう要請したところでございます。また、教育委員会など現地からの要請がございましたら、文部科学省の建築技術者の職員を派遣し、支援を行っているところでございます。また、新学期に当たりまして、改めて学校現場における安全管理を徹底するため、避難経路あるいは避難場所を決めているか、また避難訓練を実施しているかなどのチェックポイントを示しながら、各学校におきまして改めて緊急の点検をするよう事務連絡を発出させていただいたところでございます。

今後とも、再開に当たりまして、各学校におきまして、安全点検、安全管理の徹底等に向けた取組が行われますよう努めてまいりたいと考えております。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

福島、宮城、岩手の被災地全てを見たわけではございませんけれども、道に關しては自衛隊を始めとする多くの救援隊のおかげで必要最小限の分の確保をしていたいただいているように思いますが、今お話のあったように、学校に通うあるいは学校周辺のそういった道が改めて次なる災害のときの避難経路となるわけですので、そういった部分の安全管理、安全確保も是非とも注視をしていただきたい、こういうふうにお願いをしたいというふうに思っております。

続いて、就学援助のことについてお伺いをしてまいりたいと思ひます。

避難をしている子供たちの多くは、家をなくしたり、あるいはお父さん、お母さんを亡くしたりして、生きていく、生活をしていく、そして学校で勉強をしていくということには様々な困難に今ぶつかっているところだろうというふうに思っているところです。当然、文房具やそれを買うお金が手元にないないことはもう十分考えられるわけですが、こういった場合は、就学援助という考え方は災害救助法による援助も私はあるというふうに思っております。既にそういった手続は行われていることは間違いないと思うんですが。

そこで、質問なんです。避難している子供たちは、元々住んでいる住所ではないところに避難しているケースというのが多くありますね、これは県外もあります。そういった子供たちがその援助を受けるために手続というのは、本来であればいろんな書類が要るわけですね。そういった手続をするために関係者が役所に向くと、まず住民票を出してくださいと言われる。いや、住民票なんて持ってこれないですよ、取りに行けと言います。あるいはこの子たちにそれを取りに行けと言います。こういうことに今ぶつかっているというふうに思っていますね。そのことを手続をしていただいている行政の関係者の方々も、何とかそれは子供たちのためにしてあげたいというふうにこれは思っていると思う

んです。しかしながら、法制度の壁にぶち当たりながら厳しいことを言わなければいけないといった状況は私はあると思うんです。

これは何か時間がたてば解決する問題でもない、逆に言うと、一刻も早くその援助の手を差し伸べるということが必要だというふうに思いますが、こういった手続上の問題、市の人は県の指示を待っている、県の人は国の指示を待っていると、こういった状況が私は見受けられると思うんですが、文科省としてはどういうふうにお考えになられているでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 今の点、大変大事だということに思っております。現に被災した児童生徒の中には、ほかの地域に避難をしている児童生徒数は相当数あります。県外に出ている数だけ見ても一万に及ぶような状況下にもございます。

小中学生に対する就学援助についても大変重要でございます。このようなことが想定をされましたので、三月十四日に私から、各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事等に対して、被災による就学援助等を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続によることが困難と認める場合においても、まさにこれが、住民票を移せないとか、いろんな書類を出せないということを想定しております。可能な限り速やかに弾力的な対応を行うと。弾力的な対応を行うだけでは駄目で、要するに、もうその担当者が思い付く限りのことを全部やれと、それからやれる限り最も最速でやってくれということを意味しております、これは。

それから、もちろん被災による奨学金を必要とする高校生等々についても同様のことを三月十四日にお出しをしておりますので、国といたしましては、もうとにかくにも、これは大臣、今まで何度も御答弁申し上げておりますけれども、児童生徒、学生の立場に立つて最善のことを関係者、行政関係者は特にやっていただきたいという方針を示しております。

ただ、このことがなかなか現場に伝わっていないという御質疑がこの委員会等々でもございまして。衆議院でもございました。したがって、改めてQアンドAも出しました。ただ、もちろんいろいろなこのような混乱の状況であります。情報も十分に行き渡っていないという部分もございまして、各委員におかれては、そのような事態というものを目にされたり、あるいは御相談を受けた場合には直接文部科学省に言っていたらいい、そしてそれはもう全部、それこそ私なり担当局、担当課から一々県の担当職員あるいは市町村の担当職員に連絡を入れると、こういうことも出てきた案件についてはやらせていただいております。そのような体制で万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導、御支援のほどお願い申し上げます。

それから、当然お金も掛かります。これは、もちろん被災地にとどまっています、それから避難先、県外も含めて転出をされた方々、あるいは事実上転出をされている方々についてしっかり支援をしていかなければいけませんし、経済的支援もしていかなければいけませんので、補正予算の編成においてこれは最大限努力をまいりたいと思っておりますので、この点についてもよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

副大臣から今弾力的というだけではなくて思い付く限りの手だてを講じてほしいというお話があったので、大変有り難く思っているところでございまして。

実務的なことで更にそのことについて政府参考人にお答えをいただければと思いますが、今副大臣から思い付く限りのと、こういうお話がございました。具体的にどんな方法があれば、どんな方法で住民票に代わるものを用意するか代わる手だてを考えればいいのか、少し県や市の立場に立つて見解をお示しをいただければ有り難いと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山中伸一君) 文部科学省としても

通知を行い、またQアンドA、具体的にこういふところはどうだろうというところもお問合せもありましたので示しているところですけれども、例えば被災地の自治体が発行する罹災証明書などがあればそれで確認する、あるいはそういうものもまだ取れないと、市役所なり役場に連絡してもそういうものが取れないというところであれば、担当者本人や保護者から直接聞き取ってそれで確認するといったことで当面の書類といえますかそういうものには代えるとか、そういう弾力的な取扱い、あるいは就学するための認定手続、これについても弾力的にするようにといったことを具体的にQアンドAも含めてお伝えしているところでございます。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

援助を受けるための手続に役所に長蛇の列がでるというふうなそういうことは可能な限り避けていただきたい、こんなふうに思います。今QアンドAを出してというお話を副大臣からいただいたので、具体的に進めていただきたい、県や市にも周知徹底をお願いをしたいというふうに思っております。

先ほど副大臣からお話ありました財源のお話ですね、お金の問題、これ県段階ではかなり気にしていますね。お話を伺ってみますと、やはり就学援助等も、これは要保護、要保護の児童生徒たちが対象となるとありますが、この度の震災で被害を受けた子供たちはかなりの子供たちがその対象となるのではないかと今思っています。ですから、これまでとは桁が違ふほどのそういった援助の額が要るわけですね。それを一刻も早く僅かだけでも渡してあげたいと県当局や市当局は思っているわけですが、それを渡してその財源はどこから来るんだらうということ、あるいはその県であるいは市で用意ができるかどうかと、そのことに大変不安を感じていて、それも手続を即座に進めることができない要因になっているのではないかと、こういうふうに思っておりますが、再度その点についてお話をいただければ有り難い

す。

○副大臣(鈴木寛君) 私どもの政府といえますか、まず文部科学省としては当然でありますけれども、当然にその就学援助についてはきちっとした対応をできるようにそうした予算の措置をしていきたいと思っております。その際にも、このような事態でありますから、極力県であるとか市町村の実質的負担というのは軽減しなければいけません。これは、いろいろな合わせ技、文部科学省の方から行くお金と、それから総務省から行くお金と、この両方相まって実質的には県負担を極力減らしていくと、こういうスキームを考えております。ただ、予算のことでございますので、政府だけで決められる話ではございません。

しかし、この委員会では、これまでも大変に文教関係については非常に積極的に与野党での御提言そして意見醸成をさせていただいて、一つ一つの問題をクリアしていただいております。大変感謝しております。加配の問題もわかりでございます。文教施設のことについてもわかりでございます。是非、就学援助の件についても委員会で御議論を深めていただいて、私ども政府としてのメッセージも発信をいたしますけれども、国会もその御意思を発信していただくことが県当局が財政的な見通しというものを、何と申しますか、確信を持って臨めるということにつながると思っております。引き続きのそうした御指導をお願いを申し上げます。

○水岡俊一君 この度の震災、非常に多くの方々が被災をされておりますので、被災地県だけじゃなくて日本全国の都道府県が避難をされている方々を受け入れて、子供たちも受け入れていただいているわけでございますので、そういった県の方々の被災者に対する支援がスムーズにいくように財源の面からも是非とも政府のお力をフルに發揮していただきたい、このようにお願いをする次第です。

それでは、次の問題に行きたいというふうに思います。

すが、今のお答えの中に、小学校あるいは中学校

要るよと。あるいは、参考人に来ていただきまし

今まさに被災者の方々の生活をいかに確保するかということ、で今注目はそこについているわけですが、けれども、この後、学校の再建とか、あるいは新たな避難所としての学校を造っていくということがすぐもう目の前に来ているわけですね。そういった中で、今、施設部長の方からお話があったような整備方針に基づいて様々なことが盛り込まれればいいんですが、盛り込めないでしょうね、恐らく、お金がないから。だから、ここは文科省、ひとつ大英断をしてもらって、学校の施設に

できる。そういうような学校の建設というのを文科省が指導していくというのも、これ一つの大きな考え方ではないかというふうに思うんですが、副大臣、いかがですか。

○副大臣（鈴木寛君） 先般、岩手県知事が今度、東京へ見えまして、夜遅くまで数時間にわたってお話を再びいたしました。

もう既に岩手県知事の頭の中に、学校を始めとする公共的なあるいは公的なお金を入れて造るあるいは造り直す施設についてはそのような設計思

想でやっていくべきではないかとお考えになつて
いると、こういうお話がございました。でありま
すので、我々も、当然我々の持つてゐるこの補助
スキームもそうしたことに合わせてやってまいり
たいと思います。

と同時に、今後さらに宮城県、本宮に宮城県
は今本宮に深刻でございまして、まだそうした再
建プランのところまで話が十分に進められてい
ないほど大変でございまして。時期が整えば、そうし
たことも宮城県関係者等も含めて意見交換をし
てまいりたいと思ひますし、それから、日本はほと
んどの県が海岸線を持つてゐるといふますか、し
たがつてこの津波もほぼあらゆる県がそれこそ想
定した対応していかなくさいけないと。そういう
ことで、今回のことを踏まえて、先ほど大臣も御
答弁申し上げましたけれども、その津波に対する
学校施設整備の在り方あるいはこの場所も含めて
検討してまいりたいと思つております。

場所については、岩手県の場合はかなり高台に
あつたものも多かったわけですから、その地形が
いろいろ各地において違います。学校において、
小学校、中学校において、幼稚園は大変深刻な被
害を受けておりますけれども、人的被害も含めて
多く受けておりますけれども、学校にいた生徒は
命は助かつたということもありますので、地点も
大事だと思つています。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

本宮に今回は喉元過ぎればというようなことの
ないように、国を挙げての防災拠点を考えてとい
う視点で取り組んでいただきたい、このように思
うところです。

実は、私は一九八〇年に兵庫県の三木市とい
うところの中学校に赴任をいたしました。今でもよ
く覚えておりますのが、赴任をした日に学校の中
を見渡して一番目に付いたのは何だったかという
と、防災無線でした。職員室のすぐそばに非常に
頑丈な塔が立つておつて、アンテナが付いてい
て、そして無線装置が職員室の中にございまし
た。ああ、学校というのはこういうところなんだ

なというところをそのときにすぐ印象が深かつた
のをよく覚えております。学校というのは押しな
べてみんなそういうふうになつてゐるんだらう
と、ついそのとき思つてしまつたんですが、実は
ほかの学校に行つてみるとそんなものが余りない
というふうなまた現実もございました。

このことについて、私も今、通告、連絡もして
いませんから、どなたでも結構ですが、学校、そ
れぞれの学校にこういつた防災無線装置みたいな
ものを、これはもう必ず付けるんだというふうな
考え方というのは持てませんか。どうでしょう
か。

○副大臣(鈴木寛君) 今回まさにその通信手段
の確保というものが大変に難しく、今なお問題を
抱えております。当初は、衛星を使った電話ある
いは通信システムしか使えないと。しかし、ここ
は数も限られておりますし、山合ひに来ますとな
かなか途中で寸断されてしまつと、こういうこと
もあります。ありますので、防災無線も含めた緊
急時の通信システム対応については、今新しいい
ろいろな技術等々も出てきておりますので、そう
したことを踏まえて、そして今回のことを教訓に
新しくもう一度考え直していきたいと、指針の中
にも当然その検討結果は盛り込んでいききたいとい
うふうに考えているところでございます。

○水岡俊一君 是非きちつとそういった考え方を
盛り込んでいただきたいし、そして、そのことが
実現できるような財源の措置をしていただくとい
うことが私は大事だと思ひますので、どうぞよろ
しくお願ひを申し上げます。

それでは次に、教職員定数の問題について質問
をしてまいりたいと思ひます。

先週成立をいたしましたいわゆる義務標準法、
これの一部改正が行われたところでございませ
うが、与野党の皆さんの総意で附則が付いたわけ
でございませう。そういった中で、被災地の学校の教
職員定数は、当該の事情に迅速にかつ的確に対応
するため必要な特別の措置を講ずるものとする
と、こういうふうに明記をされたわけですね。これ

を、じゃ具体的にはどういうことをしていくこと
ができるのか、ここが僕は問題だといふふうに思
ひます。

ここで、ちょっと資料は用意してないんです
が、是非委員の皆さんにも考えていただきたいと
思ふんで、一つのケースをちょっと提示をしたい
と思ひますが、例えば小学校で一年生が百四十名
いた。そうなりますと、これは四十人学級あるい
は三十五人学級、いずれにしても四学級あります
よね。これが各学年、一年、二年、三年、四年、
五年、六年、ほぼ同じような数がいれば、四学級掛
ける六年ですから二十四学級あります。特別支援
学級が二学級あつたとします。そうすると、この
小学校は計二十六学級の学校ということになりま
す。これは、法律によりまして、教職員はどうな
るかというところ、校長が一、教頭が一、教諭が二十
九、養護教諭が二、事務職員が一、教職員は計三
十四人体制と、こういうことになります。

ところが、この震災の影響で、一学年百四十人
いた子供たちのうち、たくさんの子供たちが避難
をした、あるいは、一部は悲しいことかな亡く
なつてしまつたといふような状態が起きていて、
例えば一学年僅か三十人しか今目の前にいないと
いうことを想定してみたいといふふうに思ひま
す。約二〇％が今日の前に、その学校に残ってい
るといふことを想定した場合、もちろんこれは
法律上で言えば一学級です、ね、三十人です。か
ら、一学級が一年、二年、三年、四年、五年、六
年で六学級です。特別支援学級が一と仮定し
ますと、計七学級です。そうすると、教職員はど
うなるかというところ、校長が一、教頭が〇・七五と
いう数字ですが、まあ一でしよう、教諭が八・
一、養護教諭が一、事務職員が一、計十一・八五
です。まあ十二名といふふうにご考慮することが
できると思ひます。十二名なんですね。

先ほど、私は三十四名体制と言ひました。三十
四人から十二人ですから、この学校は、法律どお
りにいくと二十二名教職員が減ることにな
ります。さて、この学校は、二十二名減らした状

態で新しい年度をスタートしていく、あるいは、
人事が凍結されている部分がありますから、七月
とか八月に新しい人事が確定されて教職員の配置
が決まるというときに二十二名も減らすようなこ
とに、これは絶対してはならないと私は思ふん
ですね。

そのために、皆さんが御協議をいただいて、総
意で決めたその附則には、迅速かつ的確に対応す
るために特別な措置をする決めてゐる。さあ、
その特別な措置といふのは、こういったケースの
場合にどういふふうな措置が考えられるのか。こ
れ、少し具体的ですが、文科省の見解を述べてい
ただければ有り難いと思ふんですが、いかがで
しょうか。

○政府参考人(山中伸一君) 委員御指摘のと
おり、元の学校といふますか、被災を受けた学校か
ら、その学校がそのままどこかに行つて再開すれ
ばまたそこで生徒も集まつてきたりといふことは
ありますけれども、それは再開がまずすぐにでき
ないといふようなときに、ほかの学校に転出して
いくといふ子供さん、受け入れたところは、受け
入れたところの生徒さんの学籍を移したり事実上
の転学とかそういうものもありますけれども、それ
を込みにして含めた形で子供の数で、まさに転入
を受け入れた学校はその子供さんの数に合わせた
形で教員を配置しようといふことを考えておりま
す。基準日をどうするかといふのはありますけれ
ども、これも弾力的にいろいろやっていきたいと
は考えております。

では、元々の学校の方で子供がもう減つてし
まつたと、例えば三分の二減つて、先生の御指摘
のように三十四人いるはず、先生の数、教職員が
三十四人が、教職員が十二人ぐらゐのところまで
子供さんが減つてしまつたという、この学校に
ついてですけれども、この学校についても、例え
ば子供が転入した先について、いろんな心のケア
とかそういう問題がありますので、被災した子供
たちの実態を把握する、あるいは実際の指導に当
たるということ、いろんな避難所を訪問すると

か、あるいは転入した先の学校に行つて指導するとかいう形の仕事もございます。また、いろんな形で、元の学校の先生たちがまた協力して、子供たちのいろんな資料がございます、そういうものを集めてきたりとかいういろんな仕事があるわけでございます。

そういうことで、いろいろと県によって対応の仕方がありますけれども、一時四月の人事は凍結するという形でやったり、あるいは兼任発令をして、元の学校にいて、また新任地もありますけれども、学校の学校にいて、また元の学校の方の仕事をすると、しばらくは、まずは元の学校の方の仕事をすると、そういう形で対応しているところもござい

す。このために、私もといたしましては、是非、国庫負担上の基礎定数というのは、基礎定数は子供の数で計算するものですから、どちらかというと受け入れた学校の側に手厚くなるわけですから、ではこの元の学校につきましても、元の生徒の数、これも勘案した形で、一番多くてそのところまでということになるかと思ひますけれども、そういう元の生徒の数も勘案して、これは加配というふうな形になろうかと思ひますけれども、そちらの方にも配置するといった形でできるだけ柔軟に対応したいと思ひます。

また、受け入れた方でも、ただ単に子供の数が増えたからそれに應じて基礎定数が増えるというだけでなくて、いろいろと被災して心にも傷を負った子供たちが転入してきているわけですから、この子供たちに対してスクールカウンセラーですとかいろんな心のケアに当たる復興の支援教員といいますが、そういう加配教員というものも必要になると思ひます。

その受け入れた側についてもそういう加配的な措置が必要だろと思ひますので、是非この辺は、そういう形での対応というものを文部科学省としても是非したいと思ひますので、そういう考え方を都道府県の教育委員会なりにお知らせ申し上げて、それで、じゃそういう形の中でどれぐらいの御要望があるんだろうという

加配についての要望を出していただき、それに対してできるだけ早く対応していきたいというふうな思ひます。

○水岡俊一君　ありがとうございました。

今の局長の御答弁は、地方自治体にとつてみれば非常に明確に示唆をいただいたと、こういうふうな思ひます。

それで、ポイントは一つあったと思うんですね。子供たちを受け入れている学校の場合と、それから、子供たちが今はいないけれどもこれから戻ってくる可能性のある学校と、この二つのケースでお話をいただいたわけです。

それで、子供たちが大変少なくなっている学校においては、被災前の児童生徒数を基本に考える考え方がありというお話でございました。それをマキシマムとしながら定数を考えていくということとを柔軟に対応していただくということになると思ひます。

十六年前を思い出してみると、兵庫の場合も大変たくさんの疎開、避難をした子供たちがおりまして、元々の学校に子供たちがいない新学期でしした。そのときに、兵庫県あるいはその周辺も採用したところの考え方は、避難をしている子供たちに対して、個別的にこの後どういうことになりそうかなというのを子供たちの様子を伺いながら調査をして、一体何割ぐらいの子供たちが帰ってくるかということ割り出したんですね。そして、そのことを数字に置き直して、被災地の学校の今後一年間に戻ってくるであろう子供たちの数を基本にしながら定数を考えていただいたという、そういう経過がございました。

今回のケースは更にそれを上回る厳しい状況の中でのことで、今お話をいただいたことは大変有り難いと思ひますが、なおまだその辺の基準が何であるかというのとはなかなか分かりにくいと思ひます。非常に今温かいお話をいただいたけれども、それが本場にじゃどの線なのか。要するに、被災前の児童生徒数そのまゝ一〇〇%を見るのか、いや九〇%を見るのか、こういった

辺り、これはこれから先、各事情もございまして、うから一概には言えないかもしれませんが、明確な考え方をできるだけ早く示していただいて、被災のあるいは被災をした子供たちを受け入れている学校の定数が更に充実するように是非ともお願いをしたいと思ひます。

それに加えて、今避難をしてくている子供たちに対していろんなケアをしなきゃいけないということ、心のケアをやっていただけのようなスクールカウンセラーだとか、そういった特別な加配が必要だというふうな思ひます。

このことについては、もう既にこの委員会でもそれぞれの皆さん方から、心のケアあるいは健康管理をするためのスタッフがどうしても要るよと、そのことを是非充実をすべきだということをもう野党の皆さんからも本場に提言をいただいたところでありますけれども、この震災にかかわつて心のケアを中心とした特別な加配というのはどういうふうなされるのか、その全体的な話としては考え方を少し示していただければ有り難いんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山中伸一君)　委員先ほどございましたように、義務標準法の改正の中でも、被災した子供たちについて学習支援あるいは心の健康、その回復のための指導、そういうために特別な教職員の定数の措置を講ずるんだということが修正されたわけでございます。これを踏まえまして、子供の心のケアあるいは学習支援ということをしつかりと行うということで、被災した県、それから被災した子供たちを受け入れた学校、教育委員会、県、両方につきまして、教職員定数の措置というものを補正の編成を待たないで今の予算の中でできるものについてはしつかりと取り組みたいというふうな考えております。

今、関係の教育委員会と連絡を取り合つて、どのぐらいの数が必要になってくるんだろうかということ、要望の状況の把握に努めているところでございすけれども、要望の内容が具体化した教育委員会につきましては、できれば今月中にも具

体的なこのぐらゐの数ということでそれぞれの県に内示申し上げて、速やかに迅速にそういう先生方の配置が必要などところで行われるように、できるような、そういう形で対応していきたいというふうな考えております。

○水岡俊一君　阪神・淡路、また新潟の中越、中越沖地震等でも、その災害後に教育復興担当教員というのを配置していただきました。その教育復興担当教員は、学級担任を持たずに自由に学年の中、学校の中を動き回つて、子供たちの心のケアあるいは防災教育にかかわるということができたので、非常に大きな意義があったというふうに思ひます。今回も教育復興担当教員の配置について、今お話しのとおりだと思ひますけれども、何とぞ大臣を始め皆さん方のお力をいただいて、被災地あるいは子供たちを受け入れている県の教育復興担当教員の配置を是非お願いをしたと思ひます。

そこで、少し私は問題がありそうだなと思ひて気になっていることがございす。

平成二十三年度スクールカウンセラー等活用事業というのが事業名としてあつて、これは既に被災県以外の県に対してその内定予定額というのが、事業の内定予定額というのが示されているんですね。それを聞いてみますと、びっくりしました。兵庫県の場合で、その事業ベースで一億円、約二三%近い減額がなされているという情報が入つてきました。これってちょっと信じられないんですけど、どういうことなのか説明をいただきたいなと、こういうふうな思ひます。

それは、どうしてそういうふうな思ひかという、兵庫県ではEARTHと言ひまして、震災・学校支援チームというのを結成して既に被災県に送り込んでいますね。そういったEARTHのチームにスクールカウンセラーを同行させる、あるいはこれから学校の再開が進んでいく中で、いよいよ子供たちの心のケアとか健康管理をまさにこれからしていくときに兵庫県などはさらにそういった学校支援チームを送り込みたい、こ

ういうふうな考えているわけですね。そういうふうな考えているところに、スクールカウンセラーの事業のお金を二三％も減らして、さあやんなさいと言われても、これは全国の都道府県はたまつたものじゃないですよ。

気持ちはあるから何とかお金を工面してというふうな各都道府県は頑張ってくれるとは思いますが、これについて文科省は、この内定で取りあえずこんなだけでも、この後何とかしますからとか、そういうことがあるのかないのかといううなことも含めて、是非これはきちっとした見解を述べていただきたいと思うんですが、これ、いかがでしょうか。

○政府参考人(山中伸一君) 先ほどの加配の方は、これはしっかりとやっておりまして、法律ができたときには四月中には加配をいたしますということは、大臣の方からの見解といたしますが、法律ができたときの談話という形で申し上げたところでございます。

では、今度はスクールカウンセラーの事業でございませうけれども、これは補助事業でございませうけれども、これについても、非常に今回の震災で被災した地域、これは九県一市の災害援助法適用地域でございませうけれども、ここで非常に要請が強いものでございませうので、今の予算の中で是非こういう被害を受けた地域からの非常に強い要請にこたえたいということで、今の予算をまず弾力的に活用して、この被害地域の全ての公立の小中高等学校、中等教育学校、特別支援学校、ここにスクールカウンセラー等を緊急に支援、配置したいと、派遣したいということで、まず二か月間でございますけれども、集中的にこの御要望にこたえたいということで、これだけ使えますということをお願い申し上げます。

そうしますと、年度当初で考えておりましたものの、ほかの地域のところをそれを使ってしまうと、御指摘のように事業計画の七七％ということではちょっと考えていただけないかということ

やっておりますが、今補正予算を考えております、是非、文科科学省としては、このスクールカウンセラー等活用事業、これにつきましてこの被災を受けた地域についての補正予算を組みたいと、盛り込みたいと思っております、ここに補正予算が盛り込まれますと今までのものにプラスしてそれが措置できますので、それ以外の地域につきましても、今の予算の中で、当面の予算の中で最大限被災地に対して弾力的に対応したいと、御要望にこたえたいということでそうなっておりますけれども、その上、補正予算でそれが措置されるようにということになりますと通常の形に戻りますので、そういう補正予算が措置できれば、ほかの都道府県についても今までと同じような当初のレベルの国の予算が確保できると、元に戻るといふ形になろうかと思っております。

そういう意味でも、補正予算に是非この事業について、スクールカウンセラーの事業について盛り込んでいきたいというふうな思っております。

○水岡俊一君 補正予算に期待ということでございませうけれども、この点については野党の皆さんにも是非御理解をいただいて御協力をいただきたい、このように思いますし、必ずその部分についてはカバーをしていただきたい、お願いをしたいと思います。

スクールソーシャルワーカーが保護者の相談に乗るんだというふうなお話も副大臣からも先週いただいたところでございます。私が気になっているのは、乳幼児のときに被災をした子供たちが、小学校、中学校になってから心のケアが必要になってきたという子供たちが少なくないですね。だから、これは小学校、中学校だけでなく、幼稚園や保育園でもそういうことへのケアをしなきゃいけない。そういうことに対応するためにも、弾力的にこのスクールソーシャルワーカーあるいは教育復興担当教員、是非活躍をしていただきたいと思っております。

そのために必ずそういう手当てをしてほしいと思いますが、そこで一つだけ最後に私申し上げ

げておきたいのは、被災県にその要望が強いからその分の人数を確保するためのお金は用意しましたと、もしできたとしても、誰がするんですかということになると思いませんか。だって、そういう心のケアができる人が日本全国にあまた余っている、そこに投入できるわけじゃないんですよ。だから、そのお金も当然必要なけれども、それは、現在日本全国で活躍している教職員の中で、心のケアを担当できるような、そういう現職を他府県から応援をするというのが私は現実的な話じゃないかと思うんですが、対応できる方法としたら。

そのために、各都道府県がそこに派遣ができる、そういうった職員を確保するためにも、あるいは被災をしてきて暮らしている子供たちのケアをするために確保するためにも、各都道府県のその心のケア、ソーシャルワーカーの事業については確保していただきたいということをお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○神本美恵子君 おはようございます。民主党の神本美恵子でございます。

今日は震災対応に対する集中ということで、私も先週の日曜日と土曜日に、福島県の飯館村と南相馬を中心に被災状況の視察と学校関係の方々にお会いしてお話を聞いてまいりました。南相馬の教育長さんにお会いしたときに、四月二十二日から学校を移転して再開をする、学校が始まるというお話を聞いたときに、南相馬市の今現在分かっている、小学生八名、中学生六名が亡くなっている、いまだ行方不明、小学生七名と中学生三名というお話も聞いてまいりました。

本日に、先ほど鈴木副大臣も学校関係者のお亡くなった数をおっしゃっていただきましたけれども、この度の大震災、犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、遺族になられた方々にお悔やみをしながら、今幸いに命は助かったけれども被災の中で本日に御苦勞をされている方々にも心からお見舞いをまず冒頭申し上げます。

と思います。

行つてまいりまして、私も津波の被害を受けた地域へ初めて入りましたけれど、これまでに見たことのない光景でありました。何と言つていいかわかりません。大きな海岸に置いてあるテトラポッドと言ふんです、コンクリートの大きな塊がごろごろと海辺から中に入つてきて、まだ、転がっているというのか、そこにある。いかに津波がすさまじかったかということも、そのこと一つを取つてみても分かりますけれども、これから復旧に向けて、また、被災された方が自分たちの村をつくり、町をつくり、復興していくためにはまだまだやらなければいけないことがあると思ひますが、今日限られた時間でございますので、私は、特に飯館村に行つて話を聞いてまいりましたことでもありますし、放射能の関係について、原発事故に関する学校との関係についてお伺いをしたいと思います。

冒頭の御報告の中にも、空間や土壌の放射線量をきちんとモニタリング測定をしながら、それを分析して速やかに基準を定めたいというような大臣のお話もございました。

私は飯館村の教育長さんにお話を伺つたんですけれども、飯館村は、これから隣の川俣町の川俣中学校と川俣高校に小学校、中学校の飯館村の子供たちがスクールバスで通つていくということでございますが、あしたが始業式、新学期を迎える日になっているということです。あしたの新学期を迎え、新学期のスタートは、これからしばらく離れなければいけないこれまでの飯館村内の小学校、中学校でそれぞれスタートをして、それから川俣町に移動していくということで、それから教育長さんが今最も望んでいらっしゃるの、正しく怖がるという言葉が非常に印象的でございますけれども、正しく怖がりながら子供の安全を守りたいという、そういうことでございました。

計画的避難区域に指定をされ、また南相馬も一部は二十キロ圏内ですけれども、二十キロから三十キロ圏内にあるところは緊急時避難準備区域と

いうことで、南相馬も学校ごと移転をして仮設校舎で学校を始める、こは二十二日ということでしたけれども。

そうしますと、子供たちの学校活動、教育活動が始まるわけですが、危険区域は離れていくことになりすけれども、新たなところで学校が始まった場合に、本当に正しく怖がりながら安心して学べる、そういう環境にしなければいけないと思うんですが、そのための子供の安全基準というものがあってはならないかと思っております。文科省の方にも福島県教育委員会の方から、教育長から、そういう御要望が三月三十一日に出されているというふう聞いております。地元紙では国は基準をいつ示すんだと、厳しい言葉では、佐藤知事ももう裏切られたというようなことが地元紙では躍っております。

私も早速にこれは子供の安全基準というものを定める必要があると思うんですけども、そのことについての御認識をまず大臣にお伺いをしたいと思っております。

○国務大臣(高木義明君) 学校において児童生徒などが安全で安心で教育活動ができるということにおいて、我々は、その今基準の指摘がございましたが、これを作ることは極めて重要であろうと思っております。

既にこの委員会でも基準についてのお尋ねもございました。私どもとしても、改めて先日、福島県において四月五日から七日に県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校について空間線量率を測定しております。この結果を踏まえまして、さらに四月十四日に、より詳細の実態を把握することを目的に文部科学省として、比較的高い測定結果が出た五十二校、もちろん幼稚園も一園ございしますが、五十二校、園の学校について、一校当たりの測定ポイントを増やしまして、例えば校舎の中、あるいは窓際、あるいは校庭などの土壌を採取する、詳細の再調査を実施したところでございます。

現在、この調査結果を受けて、例えば学校の校

庭などの使用する際の放射線量の基準、そして学校生活における留意事項、例えば長袖を着た方がいいとかあるいは靴の泥を落とすとか、こういったものもろの注意事項なども、こういう考え方を示すことを今検討しております。もちろん、これは速やかにしなきゃなりません。

今、各市町村の教育委員会あるいは学校設置者の学校判断の目安をしつかりしたものをつくらなきゃなりませんので、調査結果を踏まえて、原子力安全委員会の助言を踏まえて、これは御指摘のとおり、いわゆる新しく開校する、学校が始まるということも十分念頭に置いておりまして、速やかに決めてまいりたいと、このように思っております。

○神本美恵子君 今大臣の方から速やかにと言っていたいただきました。これ基準を決める場合に、原子力安全委員会の助言を得ながらということでしたけれども、今日おいでいただいたいておりますので、原子力安全委員会としてはこういった基準を決める場合にどのような形で関与されるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(久住静代君) お答え申し上げます。

原子力安全委員会は、原子力災害対策本部やあるいは関係省庁からの求めに応じて、緊急事態緊急対策の実施に関する技術的事項について助言を行う立場にございます。文部科学省より学校等における安全基準に關しまして技術的助言の要請がございましたら、原子力安全委員会の有する技術的、専門的な知見を活用いたしまして助言を行ってまいりたいと考えております。

○神本美恵子君 助言の要請があったらということでございますが、まだ文科省としては原子力安全委員会にそういった要請はされていないということでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 本件は、原子力災害対策本部から安全委員会に助言を求め、原子力対策本部からの指示によりまして文部科学省及び厚生労働省が関係行政機関に通知をします、こういう段取

りで進めてまいりたいということでございます。今その最終調整に入っているということで御理解をいただきたいと思います。

○神本美恵子君 厚生労働省とか原子力災害対策本部との協議、調整をして、原子力安全委員会に助言を得て決定をするということですが、幾つかの手続を経なければいけないということも今伺いして分かったんですけれども、是非とも速やかにこれを示していただきたいし、お願いですが、飯館村の子供たちの、合宿通学というような取組をしている商工会の若者のお話も聞いたんですけれども、今のこのような状況で、果たして自分はこのに住み続けて、計画的避難でどこに行くにしても、また戻ってきて、これから結婚できるのだろうか、結婚してくる相手ができるのだろうか、飯館村出身ということ、あるいは子供をつくることのできるのだろうかというように今まで出てくるぐらゐ地元住民の方々の言いようのない不安といえますかそういうものがありますので、基準はこうだと、子供に対してはこうだと、若者も、これを超えなければ安全なんだというように一つの基準というものを是非速やかに示していただきたいということをお願いいたします。

時間がもう余りないんですけども、例えば学校保健安全法というものが学校にはございます。その中では細かく、例えばプールを使うときにはプールの残留塩素はここまでに抑えなければいけないとか、水温は何度以上でなければいけない、そのときの気温はというふうな、あるいは空気中の揮発性有機化合物、例えばホルムアルデヒドは百マイクログラム一立方メートル当たり以下でなければいけないというふうな、本当に子供たちの学習環境として細かいことがたくさん定められていて、それを学校の教職員は、あるいは教育委員会は子供の安全ということで常に定期点検をしながら、計測をしながらやっております。

この放射能については、ある意味初めての経験でありますし、この法律の中にもあるいは告示の中にこの基準がありませんので、基準が定められ

れましたら、それに対して学校はどのような点検をしていけばいいのかというような点検マニュアルあるいは対応マニュアルといったようなものが学校には必要になってくると思います。

そのことを先生方がしっかりと認識をし、計測をし、子供にも保護者にも学校は今こういう状態だから大丈夫なんだということを示すために、基準と同時に、そういった点検マニュアルあるいは対応マニュアル、基準値を超えた場合にはこうしなければいけないというふうなことで、あるいは立入禁止にするとか屋内だけの学習活動にするとか、そういったことを是非、同時に示していただきたい。

もう時間ありませんので、もう一つ、その計測する測定器、これも各学校に配布をしていたきたいと思います。

その二点についてお願いでございますが、どうでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) いずれも御趣旨を踏まえてきちっとやらしていただきたいと思っております。

○神本美恵子君 ありがとうございました。そういう答弁をいただくとはちょっと私も思っていたかったというか、大変これは想定外で、良かったです。

本日に学校の先生方、教育長さんも、南相馬も飯館村もそうだったんですけども、これで本当に大丈夫なのか、大丈夫なのかという心配をなさっております。そして、その心配がお互いに広がっておりますので、これも報道されておりますけれども、福島県から転出して新しい県あるいは学校に行つたときに、福島から来たということでもういじめを受けるとか、大人の人も宿泊を拒否されるとか、飲食店に入ること拒否されるとか、そういうことがちらほらと出てきているやに報道もされております。

私は、飯館の広瀬教育長さんの正しく怖がるといふこの言葉は、本当に飯館とか福島県の人だけではなくて、私たち全国民あるいは世界中の人たちが正しく理解をして、これだから大丈夫、これ

以上は危険ということをみんなが理解をしなければいけないと思いますので、先ほど御答弁いただきましたマニュアルとともに、子供にどういう語りかけをしていったらいいの、あるいは保護者にも先生方がどういうふうに語りかけをしていて、安心して子供を学校にやっていただけたという状況をつくっていくことが今最も肝要ではないかというふうに思っておりますので、そのことをお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○義家弘介君 自由民主党の義家弘介です。どうぞよろしく願います。

まず、昨日の大臣談話の中で、私はこの委員会でも、国庫負担金の返還分、これらを活用して一刻も早く被災地に加配教員を担保すべきだということを主張してまいりましたが、迅速な高木大臣の判断、そして政務三役の判断に、まず最初に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

その上で、冒頭、耐震化についてまたお尋ねしたいと思います。

この震災復興加配についてはしっかりと行っていく旨が公的に発表されましたけれども、この耐震化、一次補正で夏休みにするためには、まず千校、およそ三百四十億円、これしっかりと今回の補正予算で付けねばならないと。余震も、大きな余震も続いている中で、まさに学校は地域の防災拠点である。だからこそ、しっかりとした判断をしていただきたい。これは自由民主党からもうすぐ重要なこととして申入れをした次第でございますが、我々、答弁の中で尾立政務官は、例えば、一次補正は被災地の復興が第一で、資源を集中的に投下すべきだ等々の答弁がありながら、非常に不安の中で多くの自治体は、防災を重点にしながら、この防災をいかにして有事のときに整備するかという形で、今まで耐震化が遅れていた県もこのスピードを一気に上げてしっかりと整備せねば

ならないという動きに今なっております。

その中で、尾立政務官、是非、今の財務省のこの耐震化を補正予算に計上するか否かの判断がどのようになっているか、お答えください。

○大臣政務官(尾立源幸君) 委員御指摘の耐震化事業費につきましては、もう本場に各地方自治体からも強い要望があるということももうよく承知をしておるところでございます。

ただ、一次補正の基本方針といたしましては、先回の委員会でも御説明したとおり、全ての資源をこの復興復旧に集中させるという観点から現状では盛り込んでおらないところでございますけれども、現在、この一次補正案につきまして、国会において、与野党間において議論をされているというふうに承知しております。

これ、ちよつと民主党のホームページを出しますと、昨日の夕方でございますが、玄葉政調会長の方から、自民、公明両党さんから御要望のございます学校耐震化などについて要請に応じて、二十八日に補正予算と関連法案を国会へ提出する方向で作業を開始したいと説明したということがございますので、こういった御議論も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○義家弘介君 先ほどの水岡委員の話でもありますが、まさにこれから我々が考えていくべきは、災害拠点化整備事業、これをどんどん進めていきながら、学校を防災・災害拠点としてのようにならしていかなくてはどうか、これは中長期的に考えても非常に重要なことであろうと思っております。

私もまた新しく、「その時学校は」という神戸のPTAの協議会復興委員会等が編集した本ですが、けれども、この中にも様々な、これからまたこういう災害が起こったときどう対応すべきかという具体的な提言が書いてありますが、これ水岡委員のお話とも重なるところでございます。例えば提言の中の一つに、これは阪神・淡路大震災のときに出されているもので、その後しっかりと整備されなかつたものの中の一つでしようが、学校には、

携帯電話やパラボラアンテナの設置など、通常の通信回線が切断されても域外と連絡可能な通信システムの確保がまず何よりも望まれます。例えば、学校に基地局を造って、そして非常時の電話は優先的につながるようにする等々のことも、これ今対応を具体的にできることだと思います。それから、避難所として機能するためには、学校という設備だけで完結する電気、ガス、水道の施設が求められる、こういったことの整備もしていくべきだ等々の具体的な提言があります。

まさに一次補正、二次補正、そしてその後の予算の付け方の中でも、これは公共事業としての性質もまたあると思いますが、災害拠点化整備事業、こういったものをまさにしっかりと推し進めていかなければ新たな有事に対応できないというふうになっていくと思っております。財務省としてましてもきちんとその辺を受け止めた上で予算進めていっていただきたいと思いますが、まず政務官の決意のほどをお願いいたします。

○大臣政務官(尾立源幸君) 御案内のとおり、学校というのは地域のもう本場に防災拠点であるということも重々認識しております。そういう意味で、先ほどお話し申し上げたとおり、今、国会の中で、両党間で政策のすり合わせといいますが補正に向けての調整がなされておると聞いておりますので、その結果をしっかりと見守り、前向きに検討していきたいと思っております。

○義家弘介君 ありがとうございます。

ちよつとまだ議論があるわけですが、是非、財務省には聞いていただきたいこともありますが、もう少しお願いいたします。

まず、それでは文科省にお伺いしますが、現時点で把握している生徒児童の学校間移動、転校の状況を教えてください。

済みません。先ほど鈴木副大臣の中で、県外に出ている生徒が約一万人ぐらいです。現時点でも、もちろん全てを把握し切れていないと思いますが、現時点でどれだけ学校を転校している、あ

るいは県外の学校に移っているということの把握している状況、雑駁な数字でもいいので教えてください。

○副大臣(鈴木寛君) まず、岩手県、宮城県、福島県を含む被災地から他の都道府県の公立学校へ受け入れた児童生徒数の総数が八千二百七十七人、うち、岩手、宮城、福島、三県の児童生徒であり就学形態が判明している人数が五千七百四十五人ということでございます。

○義家弘介君 この把握している数字自体もまだまだ一角であり、もっともたくさんさんの生徒がいる、それから、これから出てくる。起算日が五月の一日、形式的にはなっておりますので、その後様々な確定がなされていくと思っております。

この移動について、今日改めてこの福島第一原発の周辺の移動も含めた質問をしてまいりたいと思いますが、緊急避難指示地域、屋内退避指示地域、これは自主避難要請がされている地域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、様々な区域がマスコミを通じて被災地にも届けられるわけですが、このそれぞれの定義をもう一度改めて教えていただきたい。

何か突発的に区域が出てくるわけですが、けれども、このそれぞれの区域、まず緊急避難指示区域と屋内退避指示区域、この二つの定義をこれに聞いたらいんですかと云ったら、経産省と云うんです。

では、経産省、よろしく申し上げます。

○政府参考人(西本淳哉君) お答え申し上げます。

避難指示区域とそれから屋内退避指示区域でございますけれども、これは原発の事故の発生の初期に設定したものでございます。

事故発生直後の対応といたしまして、三月十一日に原子力発電所福島第一から半径三キロ圏内に避難指示を出したのを始めといたしまして、順次拡大しまして、三月の十二日には福島第一から半径二十キロ圏内、それから福島第二から半径十キロメートル圏内の区域に避難の指示をいたしてお

ります。それからさらに三月十五日には、万全を期すという観点から、二十キロの外—三十キロまで、この区域を屋内退避区域ということで指示をいたしました。

その後の、現時点に至りまして、いまだ放射性物質の累積が局所的に生じている地域がございます。それから、いまだ事故の状況が安定していないということでございますので、四月の十一日に新たな区域の設定について官房長官からお示したところでございます。具体的には、福島第一から半径二十キロメートル以遠の周辺地域におきまして、気象条件とかあるいは地理的条件によりまして局所的に放射性物質の累積が見られるようなところ、累積線量が比較的高い地域が出てきております。

こういったところにつきましては、この先の地域に居住し続けた場合には、積算線量と言っていますけれども、浴びる放射線の量が高水準になるおそれがあるということでございまして、このために、国際放射線防護委員会あるいはIAEAの基準等を考慮いたしまして、事故発生から一年の期間のうちに積算線量が二十ミリシーベルトに達するおそれのある区域を新たに計画的避難区域ということで設定をいたしまして、そこに住んでおられる方はおむね、か月を目途に移転を、避難をしていただくということが望まれます、こういう区域が計画的避難区域でございます。

それから、事故発生初期に屋内退避ということ設定した区域でございますけれども、この中、こういう地域は事故の状況がまだ安定しておりませんので、緊急の場合に対応しないといけないという可能性があるということでございまして、こういった地域を、その屋内退避区域の中から、先ほど申し上げました計画的に避難をする区域を除いた部分を緊急時避難準備区域ということで設定をいたしました。

以上でございます。

○義家弘介君 今の説明を聞いて、避難しなければならぬ人たちはよく分かって納得しますか

ね、という問題なんですよ。とにかく、しっかりと説明、明確な線引きがなければ不安が不安を呼んで、自分たちのこれからは一体どうなっちゃうんだろうという気持ちから逃れることはできなくなるわけですよ。

いろんな区域、設定するのは結構ですが、まずはその区域が何なのかをしっかりと整理して丁寧に説明する必要があります。私もテレビの報道なんかを見てみると、この区域内にいても、いや、避難していたってしょうがないと、自分ももう家に帰るんだという方たちがそのまま映し出されておるとか、様々な今後対応が必要だというふうに思います。

ここで考えなきゃならないのは、官邸の災害ホームページに出ているんですが、この計画的避難区域に指定された川俣町の一部、南相馬市の一部、この一部という部分については、四月十一日付で、「具体的には、今後、政府と地元自治体で調整し、数日のうちに決定される見込みです。」と書いてあるだけなんです。その後、更新、昨日の夜の時点でありません。先ほど神本委員が、飯館村の学校が川俣町の学校に移転して、そして授業がやっと始まったというお話をされていましたが、いいですか、川俣町、これ計画的避難区域の一部なんです。じゃその学校がこの一部に含まれるか含まれないかで、移動して、さあ、今度また移動する可能性があるのかというように思いますが、当然あるわけですが、じゃもう一度、経産省、お聞きしますが、この一部、この一部について、どこからどこまでなんですよというのはいつになったら決まるんですか。発表から一週間過ぎていますけれども、いつになったら決まるんでしょう。

○政府参考人(西本淳哉君) 今、四月十一日に基本的な考え方を官房長官からお示しいたしました。ただ、具体的には、実際のその線の量と違って、具体的な線量は、実際のその線の量と違って、それで調整して決めていくことになり

ます。具体的なその時期につきましては官邸の方

で御判断いただけるというふうに思っております。

○義家弘介君 具体的な時期については官邸の方でお考えになってくれているって、私はこの一部についていつ決まるんですかっていうところから経産省に今聞いているわけですよ。官邸の方じゃなくて、この一部はいつになったら決まるのか。住んでいる人は自分たちが一部に入るのか。人入らないのか。この一部の中にいる学校は、この一部に入ったら、まず小中学校は休園、休校になるわけでしょう。計画的避難区域に入ったら休校、休園になるわけですよ。

じゃ文科省にお尋ねしますが、この川俣町、南相馬市にある保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の数、児童生徒数、教員数、現状教えてください。

○副大臣(鈴木寛君) 川俣町の幼児、児童生徒数でございますが、幼稚園五校百七十一名、小学校六校八百二十二名、中学校二校四百二十一名、高等学校一校三百二十一名、学校数合計十四校、児童生徒数一千七百二十五名と、こういうことになっております。

○義家弘介君 という生徒児童たちが、あるいは先生たちが、あるいは学校がこの一部に含まれるのか含まれないのかの判断が、入学式が終わって、始業式が始まって、それでもまだ示されずに、これからの状況で官邸が判断していくことだと思います。

大体、昨日の予算委員会でも我々自民党の方から指摘しましたが、もうこれ、災害対策の会議、組織だけでも我々が知り得る限り二十四個あるわけですよ。これらの会議で、じゃどうするかどうするかで延々とやっていったって、現場にいる人々やあるいは子供たち、これから自分たちはどうしたらいいのかという方針さえ立てられぬまま避難生活をせざるを得ないと。一刻も早く、例えば、大事を取ってこまめに、こまめに大丈夫だというラインを示さなかったなら、学校のこれ

からの計画しようがないわけですよ。運動会どうするのか、体育の授業どうするのか。それより何より、このまま学校を続けていついいのかわからないことなわけですよ。四月の十一日にその一部と指定された、その一部の定義さえまだできていないという、こういう状況はやっぱり遅過ぎると言わざるを得ないと思っております。

もつと我々はしっかりと具体的に子供たちに立脚して考えていかなければならぬわけですよ。けれども、例えば小中学校は書類で転校できます。しかし、高校はそういうわけにいかないんですよ。転入するためには定員が空いているのか、あるいは受験のレベル、勉強のレベルでその学校に付いていけないレベルなのか、そうじゃないのか。単に面接だけで、はい、いいですよ、はい、入れますよ、どこの学校でもオーケーですよというわけにはいかないわけですよ。じゃ文科省として、そういう避難生活の中で転校を余儀なくされている子供たちの受入れをどうするのか。これも非常に単純な話ではなくて、リアルに考えなければならぬ問題なわけですよ。

例えば、私の場合は震災ではなくて自分の問題だったわけですが、私は十六歳で学校が駄目になってしまつて、さあ別の学校に転校したいと思つた。これは大変なんです。転校試験。受け入れてくれる学校があるかないか、そしてその試験のレベル、この学校のレベルはこのぐらいであなたの成績では無理だとか、いいだとか、あるいは教室が空いて欠員があるかどうか、様々なことの中でなかなか入る学校がない、こういう状況が生まれていくわけです。もちろん現在この子供たち、全く罪がないわけですから。しかし、彼らは転校せざるを得ない。

皆さんは非常に優秀だからそんなこと全く考えないかもしれないが、いざ転校しようとしたときに、まして新入生なんかは入学式さえ始まっていないのに、これからどこかの学校に移動しなきゃいけないのか、いいのか、親の引越に伴って対応していかなければならぬわけですよ。

こういうことを果たして考えた上で行っているのか。

この計画的避難区域等々の議論の中に文科省はしっかりかわって、そういう意見はしっかりと行った上で出されているのか、ちょっと文部科学省、お答えください。

○副大臣(鈴木寛君) この計画的避難区域の設定自体については、先ほど経済産業省から御答弁ございましたけれども、官邸の本部と地方自治体とで調整をさせていただくことであります。

先ほどの川俣のお話でちょっと例示的に申し上げますと、川俣町は現在においては、まあやっということを付け加えられるかもしれませんが、けれども、官邸と少なくとも被災の情報、それから対応の考え方、ここについてはコミュニケーションができるようになりました。

その中で、区域の設定は設定としていろいろな総合的判断ございますが、子供への対応についてはそういうこともございますので、例えば川俣の中に山木屋小学校と山木屋中学校というのがございます。これは少し値が町内の他の地域に比べて高いということもあって、町内のほかの学校に移転をし、十八日から授業再開をさせていただいております。こういうもう個別個別の対応をしつかりやっていくということを我々もきちんとフォローするということだと思っています。

それで、高校についてはもっと大変だというのはおっしゃるとおりでございますが、まず、弾力的な受入れや入学選抜での配慮をお願いをしたいということをやまず通知しました。しかし、それだけでは不十分でありますので、三月二十四日に、入学選抜において、例えば学力検査は行わず、面接などにより選抜をするなどの御配慮をいただくとよいでしょうという、こういうQアンドAという形です。最終的にはその学校長の判断でございますから文科省が押し付けるわけにはいきませんが、一つの例示としてこういうこともお示しをしております。もちろん、きちっと双方の様子が分かっている転入学が行われるということ

が大事であります。その面接等によって学力などもお互いに意見交換をさせていただくということでございます。

それと、各都道府県教育委員会においても大変にこの動きに呼応していただいて、十五の都県におきまして転学試験又は入学者選抜を面接等により行うことを決めていただいております。

それで、現在のところ、四月の八日時点でございますが、五百八十二名の高校生が福島県から被災三県以外の都道府県の公立学校へ受入れをしていただいたということでございます。ただ、また元の学校が通学可能になりました場合は、その元のところで勉強をしないと、そういう場合には再度転校することが可能と、取り扱う方針を公表をさせていただいております。

それから、日本私立中学高等学校連合会においても、私立高校で例えばホームステイ付きの受入れ、そうしたことに付いてのオフアームも出しているというんですが、これは連合会の方針としては学籍は元の高校に残したまま事実上の就学を一月、三か月、六か月、こういうような、例えばですけれども、形で一時的受入れをやっている、いづれその学校に戻っていただくことを応援すると、こういうような取組を各方面の御協力ですべていただいているところでございます。

○義家弘介君 計画的避難区域の一部さ定義できていない中で、いつ戻れるのかということも全く見えない状況になっているわけです。

例えば、高校三年生は一年後に戻れるといってももう卒業なんですよ。次の自分のこと考えなきゃいけない。中学三年生も一年後に戻れるといってももう高校進学、中学生じゃないわけです。だからその具体的な個別のものに対して対応しなければならぬというふうには私はずっと強く強く言ってきたわけですが、この原発から三十キロ圏内の学校だけで学校数六十三校、生徒児童数一万五千四百七十一人、教員が千六百二十八人、これは以前の統計の段階で存在しているわけ

です。じゃこの人々を、この子たちをどうするのか、どう受け入れていくのかということに本真に真剣に具体的に考えていかなければならないと思っております。

例えば、福島原発から二十キロから三十キロ圏内に私立高校あります。一つは株式会社社立の広域通信制の学校、もう一つは普通の私立高校なわけですが、この原発から三十キロ圏内にある私立高校、現在どうなっているか文科省、把握していますか。

○副大臣(鈴木寛君) おっしゃるとおりの学校が存在しているわけですが、これは同一の学校法人が設置をします福島市の高校を始めといえます。他の高校への転学をさせるという対応を進めていただいているというふう聞いております。

そして、福島県私立中学高等学校協会からの御報告で申し上げますと、現在、同法人が設置する私立高等学校、福島市にある私立高等学校へ四十名、その他の公立、私立高校へ三十四名、残り、転学検討中が十八名と、こういう状況になっております。

○義家弘介君 実は私もこの学校、非常に心配であります。連絡をしてお話を校長先生とさせていただきました。

その中で、この私立高校がある南相馬市自体が四つの区分に分かれているわけですね。一つは、避難指示が出ている地域に住んでいる子供がいる。もう一つが、影響がないとされている地域に住んでいる子供もいる。もう一つが、計画的避難区域に指定されている地域に住んでいる子供もいる。もう一つが、緊急時避難区域に指定されている区域に住んでいる子供がいるわけですね。

じゃ、この子たち、例えば、計画的避難区域です。この部分、緊急避難区域もそうです。子供、妊婦、要介護者、入院患者の方などはこの地域には入らないよう引き続き求められると、これは枝野官房長官、発言していますけれども、例え

ばこの家庭のレベルでいったら高校生は子供なのか子供じゃないのか。つまり、高校生はこの指定された区域に、子供、妊婦、要介護者、入院患者ですから、じゃ高校生はこの地域に入っていないのかいけないのかという判断さえ家庭レベルではクエスチョンの中で区域だけが指定されて、さあこれからあなたたちどうするんですかということが委ねられているわけです。

公立の小中学校だったら、先生は地方公務員だから身分保障されます。一方で、私立の場合はこれは、この学校は三月十一日地震以来、休校措置をずっと行って、先ほど鈴木文部科学副大臣が言ったとおり、系列校に一部は移動していますけれども、先生たち、じゃこれから一体どうなっていくのか。

これは単純にこの高校だけのことでなくて、例えば二十キロから三十キロの中でも幼稚園、私立の幼稚園三つあります。園児数だけでも四百以上、それから教員数だけでも三十人くらいいるわけですよ。この先生たちが、じゃこれからこの幼稚園が再開するめどがあるのかないのか、そして先生たちはその後働けるのか働けないのか。これは地方公務員である公立の先生以上に深刻。だからこそ、明確な方針や判断を出してほしいという不安も今募っているわけです。

この私立高校、今話した私立高校ですけれども、三月十一日から休校して、新入生は入学式を迎えることないまま別の学校、系列校に移るのか、そうじゃない学校に行くのかということの選択を迫られているわけですが、家族と県外に避難した生徒は県外の高校受験を行っている、まだ決まっていない者、決まった者ありますけれども。それから、副大臣がおっしゃったとおり、姉妹校には四十人が転校した。一方、同じ県内の別の地域の学校へ転校を希望していて、現在それを模索中の子がいる。通信制への転校を希望している子がいる。それから、全く決まっていないで検討中という子もいるわけです。だからこそ方針が問われるわけで、そしてこの子たちがどうやっ

たら学校に通えるのかということも個別に見て、安心させてあげなきゃいけないと私は思います。

姉妹校、福島市内にありますけれども、多くの生徒が避難生活を送っているため、福島にある姉妹校の近くに移動したいけれども、それもなかなか家族丸ごとでうまくいかないと。生徒によって取りあえず家族と離れてホテルを取って入学式を迎えているという生徒も現実にはいるわけです。ちなみに、十四日が始業式、十五日が入学式、そして昨日から通常授業に入っているという話ですから、その先も決められない子供たちが現実にいるということです。

さらに、この学校のみならず、被災して生活基盤を失った多くの御家庭が今もこれからどうしようという事で悩んでいますけれども、私は、高校間の転校は非常に難しいんですよという話をしましたが、もう一つ大変なことは、実は大学や専門学校への進学を希望している生徒たちなんです。

皆さんは縁がないかもしれませんが、私、高校の教員ですから、ずっとこの時期、もう物すごい忙しさに駆られるわけですが、専門学校等へのAO入試、大学等へのAO入試というのは五月、六月からスタートするんですよ。つまり、エントリーシートを書いて、何回かオープンキャンパスに行つて、登録をして、学校の先生と何度も何度も面談しながら、大体専門学校だと九月までには多くの子が内定をもらいます。大学の場合は十二月ぐらいまでAO入試続く。後半のAO入試になると一月を越えたAO入試もありますが、一番早いところでも六月から始まっていくわけです。

さあ、入試を考えて、今このAO入試等で入学を希望する生徒が物すごく増えている。ましてや、被災で高校の勉強がままならないような状況の中で何とか進学したいと思う子供たちは、当然こういう入試形態も考えている。しかし、判断できないわけですね。給付型奨学金、就学支援、進学支援が明確に予算として付くのか付かないのか全く約束されていない中で、じゃお父さん、お母

さん、僕受験していいだろうかという話にはなかなか現状なっていないわけですが、この転編入プラスこれからの進路に対して具体的にどういう援助を文部科学省は考えているのか、是非とも大臣、御答弁ください。

○国務大臣(高木義明君) 被災した学生生徒が、この震災によって、特に経済的な理由によって就学を断念するということがないように、学業が続けられるように支援することというのは必要であると私は考えております。

今、大学におきましては、家計が急変した学生を対象とした日本学生支援機構による無利子の緊急奨学金の貸与を周知徹底をしております。また、授業料減免を始めとする大学独自の経済的支援の活用についても周知を図っておるところであります。高校についても、都道府県に設置をしております高校生修学支援基金の活用など、また都道府県が実施する奨学金の緊急採用制度のこれまた弾力的な運用を図るようには通知をしたところでございます。

御指摘の被災した学生生徒を対象とした給付型の奨学金制度については、これは経済的支援の一つとしては大変有効な考え方だと私は認識をいたしております。

この給付型の奨学金の導入につきましては、これは今国会の中でも、予算委員会の中でもかなり出ておりましたが、財源の確保などに関する課題がございまして、私どもとしましては、諸外国の例も参考にしながらこれは慎重に検討してまいりたいと思っております。

○義家弘介君 本場に時々、議論していて、えっと思うことがよくあるんですけれども、諸外国の例なんて関係ないんですよ。今この震災の状況を我々はしっかりと見た上で、日本人として日本をつくっていく子供たちにどうやって具体的な支援を社会総掛かりでしていくかという議論であつて、諸外国がどうなっているかとか、諸外国がどうしたからなんていう例は、今これからやろうとしていることの参考の一つにはなるかもしれないな

いけれども、あるいは制度としてなるかもしれないけれども、思いとしては違う。

私は、はつきり申し上げて、高校無償化、これは様々な問題点があるということを昨年から当委員会でも指摘してまいりました。こういう問題が出る、こういう問題が出るというシミュレーションもしてきました。私は高校無償化やめるべきだと思いますよ、今年度で。そして、四千億円の財源を、本当に公助を必要としている子供たち、所得制限もなく十一万八千八百円、全ての子供たちにばあつとばらまいていく、そうじゃなくて、本

当に学校に行けない子、安心して修学旅行も大丈夫だよと、公助を本当に必要としている子にその四千億円をしっかりと付けていく、これが私は本来の政治の在り方であつて、これ、先回の会議でも出しましたけれども、この高校授業料無償化によって特定扶養控除の上乗せ分が廃止されて、一番負担増になっている人たちは一体どんな人たちの家かということなんです。定時に通っている御家庭、通信制、本当は学校に行きたいけど通信制を選ばざるを得なかった、選んだ学生、家庭、そして特別支援の学校に行っている御家庭、ここが負担増えているわけですよ。あとは負担減っているわけです。

本来、公助が、より先に守らなければならないのはそういう、数は少ないかもしれない、それはばらまけないんだから選挙のプラスにはならないかもしれないけれども、まず公助が、しっかりと第一義的に守ってあげなきゃいけない、そこを最初にやっていくというのが、これは政治の一番大切なことだと私は思いますよ。

特別支援学校に子供を通わせている御両親たちは、今までと比べて二万四千五百円負担増になっているんですよ。一方で、全日制の普通科に行っている人は九万四千三百円負担は、プラスしているわけですよ。まず最初に、公がどちらに手を差し伸べて、どちらに安心してくださいと言わなければならないのか。様々な政治信条があるかもしれないませんが、私は明らかに前者だと思

います。

よ。

今回のような震災の中で、これから本当に進学できるのだろうか、家流れちゃったけれども、でももつともつと学んでいきたい、でも今回、勉強する環境がなくて、被災地の中で、体育館でなかなか受験勉強なんかできない。じゃAO入試考えようかな、あるいは専門職の資格取って、専門学校行こうかなと考えている子たちに、私は、一刻も早く給付型奨学金のフルタイムラインで補正の中にしっかりとやって、あなたたちもしっかり付けていきますよと。じゃその財源はといえば、例えば高校無償化を廃止する、あるいは所得制限しっかり付けて真に公助の必要な人たちにしていく等々の具体的対策を私は責任が政府・与党にはあると私自身思っています。

この給付型奨学金の重要性について改めて、高木大臣、お願いします。

○国務大臣(高木義明君) 給付型奨学金については度々国会でも強く議論が出ておることは承知をいたしておりますが、私どもも願わくばそういう制度をつくっていくためには思っていますけれども、諸所の理由がございまして、今、現状でございまして。今後、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○義家弘介君 私は、政治主導という中で、とにかくこういう危機的なときだからこそ大臣や、あるいは与党の皆さんに明確なメッセージを、不安の中にいる被災地の人たちにこういう方針でこういうふうには必ずやりますよと、抽象的な、旧来ものを戻すという復興ではなく全く新しい云々といったって、それイメージできないんですよ、そんなこと言われても。そして、税の問題さえ専門家の会議に委ねる。税の問題はしっかりと政治家がやらなきゃいけない、最も大事な責任なわけですよ。言いづらいことは会議でやらせておいて、そして口を開けばいいことしか言わない。でも、具体的な方針は全然出てこない。一部といつても一部がどこまでなのか分からない。これからまた、風向きによってもまた変わ

てくるんでしよう。そういうことも言わない。ほかが含まれていくかいかないか、これから流動的だということも言わない。これから進学を考えている人たちにこういうふうな今あなたたちの進学を安心させるために具体的な議論を与野党でしていますよということも言わない。これから全力を尽くして考えていきます、それじゃ誰も安心できないし、その考えていきますでは判断できないわけですよ。

政治家が最も重要なのは、責任を持って判断をすることだと私は思っています。是非とも、しっかりとした判断を一刻も早く、未来の见えない、次の時代を背負っていく若者たちに示していただきたい。そして、その上で我々がしっかり力を合わせて、そのために、じゃ何をすることがあるのかということを経済政治の場で議論していくべきであらうと思います。

様々な会議をつくって、その会議で方針が出て、例えば二十四個あったら二十四個の方針が出てくるわけです。そうではなくて、政治家として我々がどう考えるのか、何を優先順位にしてどのような判断をするのか、是非とも今後の議論でもそれを深めてまいりたいと思います。

私からの質問は終わります。ありがとうございます。

○委員長(二之湯智君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午後零時九分休憩

午後一時開会
○委員長(二之湯智君) ただいまから文教科科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、東日本大震災に関する件を議題とし、質疑を行います。

○上野通子君 自由民主党の上野通子でございます。

冒頭に、昨日、私の地元、栃木県の鹿沼市で起きた集団登校の六人の小学生の列の中に二十歳の男性が運転するクレーンが歩道上の車止めをなぎ倒す勢いで突っ込んだ件について、今日の朝、高木文部大臣からもあつてはならない事故という御指摘をいただきましたが、お亡くなりになつて犠牲になられた六人の大事な大事な小さな命に對しまして心からの御冥福をお祈りすると思います。何とか子供たちを守る文科省の皆さんとの思いを一つにしているんなことを考えていきたいなと思っております。

さて、先週ですが、四月の十日に、同僚の熊谷議員の地元でもある宮城県の仙台の被災地を視察させていただいて、そのときに余りにもむごい状況を目の当たりにして、一か月もたつたにもかかわらずまだこんな状況なのかと本当に驚いた気持ちをいまだに忘れることができませんが、先ほど隣の熊谷議員に少しは良くなりましたかと尋ねましたら、状況は何もほとんど変わっていないと、むしろ悪い状況になつてしまったところもあるというお話を伺い、更にびびりしているところ。

その現場の状況等については後ほど熊谷議員からお話があると思いますので、私は、栃木県も実は被災地の一つでもあります。その中で、教育現場ということで、ただいま大変現場は風評被害に悩まされております。その点についてちょっと最初に質問させていただきたいと思いますが、まず私は、先週末ですね、二日前ですが、地元のあちこちの教育現場を見て回らせていただき、また各地に寄らせていただいて、その教育現場における風評被害の現状と対策について様々なお話を伺つてまいりました。

栃木県内も、特に県北は福島県に隣接しているということで、この放射能汚染、放射線に対する汚染のことに関してはとてもナーバスになっております。特に保育園や幼稚園、さらには小中学校に對しどのような発信を市町村はしているかとい

うことですが、子供を外で遊ばせては危険ではないですかとか、どうしたら子供たちを安全に外で遊ばせられるのですかという質問が大変殺到するので、各施設に對しての児童生徒の屋外の活動で自粛するような通知を出しているところもあります。しかしながら、隣接する地域でありながら、一方では校外活動は自粛だよと言い、またもう一方では安全宣言をして、空気も安全だし水も安全だから外でも遊べるよというような状況になつていくというのが現状でございます。

そんな中で、体育の授業とか昼休みの時間を除き部活動の時間等は二時間ぐらい外で遊んでもいいよというような自粛要請をした大田原市というところがありますが、こちらの方は、いつまでも外の子供たちの遊びも含めた部活動もできないことはちょっと子供たちにとってもストレスがたまるということで、四月の十六日に市が放射線専門家を招いて市民や学校関係者、各関係団体を対象とした講演会を開催しました。

そこには多くの方々、特に心配されている方々がいらつしやうして詳しく説明を聞いたわけですが、結論としては、現段階では日常生活や健康上に全く影響がないという内容になったようで、これを基に四月十八日、昨日ですね、四月八日に各学校長に要請した自粛内容は解除しました。大田原市としては、ただし、原発の状況やモニタリング数値などの情報は常に教職員間で共有し、緊急時には迅速に對応できるような体制を整えておきなさいという要請を各教育委員会になされたようです。これによつて大田原市の子供たちは外で遊ぶことも許可になりましたが、隣接する他の那須町とかは、いまだに子供たちのためにまだ外には出ないようという教育委員会からの発信もあるようで、地方はこの風評でかなり状況が悪化しているというか、情報の混乱にPTAも教育委員会も、そして一番困るのは子供たち、子供たちが悩まされているという状況にあります。

是非とも、先ほど他の同僚議員の皆様方からも御質問がありましたように、放射線量の基準値と

いうのを一日も早く決めていただき、福島県に隣接する他県に對しても安全宣言を早急にしたいと思っておりますが、それについて、福島県内で学校を再開するための基準というのがあると申うんですが、また、福島県内で既に授業をしている地域への子供たちへの基準というのもあると思ふんです。それとは別にまた福島県外の子供たちに對する基準というのにも必要になつてくると思ふんですが、この点についてどうお考えか、大臣のお話をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(高木義明君) 上野議員にお答えをいたします。

この放射線による影響については、まさにこれまでかつてなかった事態。こういった中から、政府としても対策本部をつくり、原子力安全委員会の皆さん方の知見も借りながら万全を尽くしてきたところがございます。特に、震災以降は二十キロ以内は避難地域、二十キロから三十キロは屋内避難地域、こういったことを決めてきたのもこれまでの経緯でございます。

今後は、御承知のとおり、この避難区域及び緊急時避難準備区域、そしてまた計画的避難区域と、こういった新たな区域も決まったところでございます。これについては、いわゆるこの事態が長期化をしていくということを念頭に置いた対応でございまして、いずれの設定につきましても、とりわけ御心配の向きがある放射線に関する影響、こういったものについては、我が国の知見の全て、まさに放射線医学の専門家の皆さん方の意見もいただきながらそういうことを決めてきた経過もございまして、私どもとしては、この点についてはそういうものを信頼をしていただく、こういうことが何よりであらうと思っております。

しかし、それ以外のことについて我々としても、とりわけ学校の児童生徒の健康、安全というのは非常に重要でございますので、今私たちとしては、特に福島県の方で測定をした放射空間線量の中でも、とりわけ高めのところについては文部科学省として先週再調査をいたしましたので、その件

について今分析をし、そして対策本部を通じて原子力安全委員会の評価をいただくと、こういうことでいよいよ最終段階に入っております。

今お尋ねの件につきましては、できるだけ速やかに、もちろんそれぞれの学校の開校あるいは移転等も既には進行しておりますが、速やかにこれが決められるように、今私たちとしては、もう最終段階に入っておりますので、速やかに決定してまいりたいと思っております。

○上野通子君 一日でも早く出していただかないと、栃木県内だけでも混乱している状況で、このままでは、本当に数百メートルしか離れていない子供たちが、片方は違う小学校に行っていて、そこは外で遊んでいいよと、こっちはほかの町だから外で遊んじやいけないよという状況がこれから続くような感じですので、ここでいつまでにということをお聞きしたいんですけれども、それはいつごろになりますか。

○国務大臣(高木義明君) 最終段階の調整でございますので、そんなに時間は掛かりません。まさに速やかに決めたいと思います。

○上野通子君 栃木県の県北というのは観光地でもございます。多くの観光客の方々がこのゴールデンウィークに是非とも入っていただかないと、風評被害で観光客がゼロというホテルも、キャンセルが相次いでありますので、できるだけ早くしていただかないと栃木県が安全じゃないというイメージになってしまっていますので、これは子供の環境ばかりでなくて、栃木県の経済効果にもつながっていくということで、本当に早急にお願ひしたいと思ひます。

そのときに、要望ですが、ただ登校できるかどうかだけではなくて、ガイドライン的なものと一緒に併せて作っていただかないと、またガイドラインは後回しにされては学校としても混乱すると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

引き続き、先ほどの質問の方の中にモニタリング測定器を配備する点がございましたが、文科省としては、原発事故への対応策として、福島県内

の小中学校での放射線の常時監視システムを構築し、測定器約六百基を配備することに、一次補正予算案に組み入れるつもりということ、九億円ぐらゐを掛けるという報道もありますが、この考え方についてお聞かせください。

○国務大臣(高木義明君) 福島県内の児童生徒が安心して学校生活を送れる、そういうことで我々としては、最大限国として支援することは言うまでもございません。

このために、原子力安全委員会の助言を参考にしつつ、先ほども指摘されておりましたが、いわゆるマニュアル的なことについても、当然分りやすい、正しい理解をいただけるようなものを、今、これまた基準とともに早急に速やかに対応していきたいと思っております。

なお、いわゆる放射線の測定器の件についてですが、私どもとしても重要ツールだと思っております。安心にとっても重要なツールだと思っております。一次補正予算の中に措置をしていくように全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○上野通子君 是非とも、こちらの取組をやめな

いいただきたいと思ひます。

先ほどもちょっと、栃木県内、風評被害で観光地も閑古鳥が鳴いているというお話をさせていただきましたが、実は学校関係の修学旅行の問題が出ております。

この修学旅行の問題では、先日、義務標準法の参考人としておいでいただいた二宮町の桑田正明先生が指摘してくださっていました。その指摘の中にあった、修学旅行は予定どおりうちは行いますと大変うれしお答えをいただいたんですが、その日光はまさに私の地元でもございまして、年間、栃木県全体では観光客は八千四百万人から五百万人がいらつしやいます。中でも世界遺産のある、この修学旅行のメッカでもある日光には年間約一千三百三十万人の方々が訪れて、もちろん修学旅行と日光の観光地に訪れる学生のはかの団体の旅行等も合わせて、昨年一年間の受入れは三十七万九千人でした。もうこの修学旅行生がい

なければ日光は大変厳しい状況になるのは目に見えております。

今後、この風評被害がどれくらい修学旅行のキャンセルにつながるか、今とても栃木県は不安な状況になって、特に関係者は、皆さん本当に毎日どきどきしながら生活しているところなんです。が、栃木県として、また日光として、首都圏で例年に日光に対して修学旅行に來ている学校に対しては、県は水、空気、食料の安全宣言をしました。そして、修学旅行を安易にキャンセルしないほしいという発信もしております。

今回の地震の後の風評被害によって、現在、先ほどお話ししましたように、日光も鬼怒川も観光客激減です。三月十一日からの一か月の間に宿泊客がかなり減少しているところ、九〇%から一〇%も、観光客、宿泊客がゼロというホテル、旅館もあるというのが現状です。もちろん、修学旅行のキャンセル、これはあつてはならないことだと思ふんですが、こういう事態になって自粛をするという学校もあるんですが、そのことに対して文科省から何か発信していただけるようなことはできるんでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 先ほどもお話をしましたけれども、避難区域、あるいは緊急避難準備区域、また計画的避難区域と、こういう区域についてはそれなりの対応がございます。しかし、その他の区域は今の計測される数値では安全だということでございます。

その点については、是非ひとつ国民の皆さん方にも御理解をいただいて、自粛ムードではなくて、特に今からは新緑の美しい行楽の季節になります。スポーツにおいても文化においても、あるいはまた観光においても、それについてはひとつ、特に今地元の日光の話がございました。私も一部の報道によって心を痛めておる一人でございますけれども、どうぞひとつ安全だということをしつかり御理解いただきたい。

このようなことで、私どもとしまして、必要の都度そういうことについて皆さん方に通知をし

ていきたいと思ひますし、今日の閣議の中でもそういう話がございます。政府挙げていたずらな風評をもちたさないように、そういうことでそれぞれが努力をしていくことになっております。

○上野通子君 是非とも文科省からも、安全だ、観光地に行つてもいいよという発信を、特に日光地域、那須地域、たくさん栃木県内にもございしますので、首都圏から本当にいらつしやるんですね、関東近県から皆さん。都道府県の教育委員会に対して送つていただけると本当に助かりますので、よろしくお願ひいたします。

あわせて、もう一つ、学校現場における風評被害の悪影響を受けているところがあります。それは、外国人留学生が激減しているということです。特に、栃木県内にも大学が数校ございますので、そしてまた、その大学の中には、宇都宮大学を始めとしてなんですが、国際学科の大学が大変打撃を受けております。この状況に対しての御見解をお願ひしたいと思ふんですが。

○国務大臣(高木義明君) 文部科学省として、今回の原発関係を含む地震関連の情報について、今、日本語はもとより、英語、中国語、韓国語によるホームページで情報提供を行っておりますとともに、例えば大阪大学や東京外国語大学で情報提供、この二つの今申し上げた大学ではもう十七か国語によって情報提供を行つていただいております。また、同時に、政府としても、外務省を中心に在東京の外交団に対して、原子力発電所や食品安全に関する正確な情報の提供に努めているところでございます。

特に、外国人留学生についてのお尋ねがございました。そういう状況について、外国人の留学生が帰国されたという事実も私も承知をいたしております。こういった方々にも具体的な支援を差し伸べて、またこちらに來ていただきたい。そういう意味で、被災地にいた国費留学生で今回の震災により一時帰国を余儀なくされた方々に再度來日される際の航空券を支給をする。また、私費の

留学生で今回の震災などによって経済的困難に陥った成績優秀な方々を対象として、一学期分の私費外国人留学生等学習奨励費、こういったものを追加応募したところでございます。そのことなどによって外国人の留学生がまた我が国で勉強していただきますように、最善の努力を努めてまいりたいと思います。

○上野通子君 悲しい話があつて、栃木県が福島県に隣接するからということで、アメリカからの留学の手続をした生徒がアメリカから出国できない、アメリカの方で出国してはいけなくて、その大学には行つてはいけない、理由は福島に近いからということのようなんですが、こういうことであつてはならないと思うんですが、こういう情報をキャッチしていらつしやるでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 私は残念ながらそういう情報は察知しておりませんが、この委員会では提起された問題でございまして、早速調査をして善処してまいりたいと思います。

○上野通子君 海外に対しての風評被害がこれほど拡大しているということで、ますます日本が世界から置いていかれるんじゃないかと懸念しているところですが、ほかの分野でも、もちろん教育にかかわるスポーツや芸術関係の国際大会の日本開催の中止も発生しているようですし、日光で行われる行事等も全部キャンセルになつていたりとかしますし、これはやはり安心、安全の宣言の発信を日本から海外にきちんとしていただかなければいけないと思つています。

またもう一つ、欧米などの美術館からの作品の貸出中止が相次いでいるということも今日の新聞等にも載つていましたが、これも風評被害と言えらると思つていますが、これについて大臣の見解も聞かせください。

○国務大臣(高木義明君) 御指摘の我が国で開催を予定しておつた展覧会について、これは海外からの学芸員の渡航が制限をされていることなどによって中止とかあるいは延期とか、そういう例が相次いでいることは承知をいたしております。

私どもとしましては、開催予定の美術館や関係団体には正確な情報提供を努めているところでございます。今後とも、諸外国の政府や関係機関に對して、あるいは留学生等に對して、しっかりと情報提供を行うように、我が国の現状について誤解のないよう努めてまいりたい。そして、それらの開催についても最大限の支援をしてまいりたいと思つています。

○上野通子君 やはり一番最初によつていただいたのは、その安全基準をきちんと定めて、安心だよという発信をいち早くしていただかないと、やはり海外でも不安が広がるのは仕方がないんじゃないかと思つていますので、是非とも一日も早く、先ほどお願いしました放射能汚染による安全宣言と基準値をいち早く出していただき、一日も早く福島の中でも学校が再開できるように、子供たちのためにもお願いしたいと思つています。

次に、加配教員についてちよつとお伺いします。加配教員等については皆様、御質問されているので、中で質問になかつた部分を取り上げさせていただきますと思つていますが。

まずその前に、ちよつと専門家の皆様に聞きまして、避難所における団体でプライベートのない避難生活というのは通常、大人ですとね、大人の通常、三週間が限度であるそうです。三週間以上たつとそれぞれにストレスもたまり、いら立ちも、精神的に我慢してきたことへのうっぶんとかもたまつてきて、集団生活をできるような精神状況でも健康状態でもなくなつてくるということ伺いましたので、もう既に一か月以上たつという避難所の皆さんのお気持ちとか生活はいかなものかと本当に心苦しく思つておられます。

そしてまた、先週私がお話しさせていただきまして津波によつて流された体育館にいた子供たちの件に戻りますが、あの子供たちもてんでんばらばらに避難所での生活が長引いております。あの子供たちのことを考えたときに、あの津波の一瞬の悲惨な状況の中でどんなに心を痛めたか。そろそろ何とかしてあげないと、この一か月の心の

問題がずっと長引くと、後々までその心の不安定さが続くというデータが阪神大震災のときの教員のコメントにも出ておりました。

私は、あの学校のことをいつも思い出していましたが、あの学校の真ん中であつた時計はその日の三月十一日の二時四十六分で止まつたままです。子供たちの心も恐ろしくその時間で止まつたままだと思つています。何とか一日も早く子供たちの心が正常化するように私も祈つております。

そんな中で、子供たちへの加配の教員の派遣の期間について伺いたいと思つていますが、やはり阪神大震災を経験した先生方から、また先週参考人で来られた先生からもありましたが、加配教員というのと、どうしても一年契約とか、もつと半年とかという限られた期間の復興支援になつてしまふんではないかという懸念がありますが、一年と限らずに、その子供たちの状況が良くなるまでは是非とも長期間にわたつて加配教員を置いていたいただきたいんですが、その期間をどのくらいと今のところ検討されているのでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 加配措置についてでございますが、先般、義務標準法の改正において、国会で修正によつて、被災した児童又は生徒に對し、学習に對する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うことなどが喫緊の課題になつていゝ事情に鑑み、国及び当該学校の所在する都道府県は、当該学校の教職員の定数に關し、当該事情に迅速に、かつ的確に對するするための必要な特別の措置を講ずるものとするとしていただいております。

これを踏まえて、被災した児童生徒への心のケアや学習支援等をしつかり行うために、被災県や避難した児童生徒を受け入れた都道府県に對して、教職員の定数の措置を補正予算の編成を待たず迅速に的確に對することが必要であります。このため、現在関係の教育委員会と密に連携を取りまして、教職員の配置状況あるいは加配要望の把握に努めておるところであります。この要望内容が具体化した教育委員会について、その要

望を踏まえて四月中にも加配定数の追加内示を行うことにいたしております。その後も各県の状況を随時把握をしながら万全の措置を講じてまいりたいと思つています。

○上野通子君 ありがとうございます。

できるだけ早く加配教員を派遣してくださるということとはよく分りましたが、できるだけ長くその期間も、同じ教員がやつぱりいることによって意義があるということもあると思つています。ここを替わつても困ると思つていますので、できるだけ本心に心のケアのできる、そういう教員を長期間にわたつて子供たちのケアに充てていただきたいと思つています。県外にどうしてもしろんな事情で転校してつた子供たちに対して、今そこでいじめに遭つていゝというケースも発生してまいりました。この件に關しても、できるだけ心のケアをできるような加配教員を丁寧な派遣していただきたいと思つております。

自民党は、政府に對し、原発事故被害に關する緊急提言を提出いたしました。これに對し、昨日十八日に政府より回答をちょうだいいたしました。その中で、被災のあつた県や被災した児童生徒を受け入れた県に對し、加配定数の追加措置を講ずることについて検討しているという記述もありました。

加配定数の追加措置の中身についてお考えをお聞かせいただきたいと思つていますが、追加措置の予算の裏付けについてどういゝ形を検討しているかというのを具体的ににお聞きしたいので、それが一次補正なのか、二次以降なのか、それ以外なのか併せてお聞かせいただきたいと思つています。

○副大臣(鈴木寛君) これはこの委員会の御議論でもありまして、補正を待っていたのでは対応に遅れが生じますので早速にやるべきであると、こゝういゝ御議論を受けて、そして四月十五日の大臣談話で追加加配についてアナウンスをし、そして四月中にも第一弾の追加加配の内示をいたしてまいりました。そして、五月一日に基準日があり、そしてさらに都道府県から必要があれば

は第二弾の内示等々も必要に応じてやってまいりたいというふうに思っております。

こは、これも御議論がございましたけれども、上野委員からも御指摘をいただきましたけれども、国庫負担の実績額が予算積算額を下回っている例が近年続いておりますので、当面は弾力的な予算執行により震災対応のための加配定数措置要望とにかく速やかにこたえていくと。そして、そこで仮にいわゆる予算積算額を超えるような事態になっていけば、それはまた新たな対応措置を講ずるということで対応させていただいていくところでございます。

○上野通子君 先週、義家先生もおっしゃっていましたが、義務教育の国庫負担金の余剰金の返還の額が昨年度は百二十六億円ということですね。今年度はそれは調査されているのかどうかというところ、それから今の副大臣のお話では、予算の枠内でまずは対応するということなんでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 本年度はまだスタートして十九日ということでございますので、その執行状況については把握をしております。

そして、先ほど申し上げましたように、今年度は被災地を始めとする被災関連での都道府県の要望に全てこたえるということでございます。そこは基本的に、何というんでしょうか、もちろん都道府県が精査して出してくるわけですから、それを信頼を申し上げて、そしてそれについてこたえていくと。予算額を気にせずと言うとちよつと言いはおかしかなりますけれども、なります。それで、まず本年度、二十三年度の予算を使っていくと、これで足らなければまた国会にいろいろな御議論と御相談とお願いをしてまいると、こういうことではないかと思っております。

○上野通子君 どうもありがとうございます。予算のことを気にせずにはこちらの方に充てていただくという力強く、心強いというか、本大臣のお言葉を信じさせていただきたいと思いま

す。

次に、福島原発事故の損害賠償についてお尋ねしたいと思います。

先ほど私は教育現場における子供たちへの風評被害についての質問もさせていただきましたが、それも含めた福島原子力発電所の放射線漏れ事故に関する様々な被害に対する損害賠償についてですが、先週金曜日にたしか初の原子力損害賠償紛争審査会も開催されたと伺っております。

今回の原発事故では、まず一刻も早く放射能漏れを防ぎ、施設の安全を回復した上で、個人、法人を問わずに多岐にわたる多数の被害者に対して損害賠償を行い、再建の支援を行っていくことが政府と東京電力の責任ではないかと思いますが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高木義明君) この原子力発電所の事故に伴ういわゆる風評被害に関しては、まずはそういうものが生じないように関係各省を始め政府関係者が一体となって客観的、正確な情報を国民に伝えるということが何よりも重要であろうと考えておりまして、またそういうことに努めていかなきゃならぬと思っております。

今回の事故については、事故との相当因果関係が認められるものについては、原賠法、いわゆる原子力損害賠償に関する法律に基づいて適切な賠償が行われることになっておりまして、御指摘の風評被害についてもこの考えに照らして適切な補償が行われることになっております。

この相当因果関係の考え方につきましては、委員も御指摘のとおり、四月の十一日付けで設置をした原子力損害賠償紛争審査会が先週十五日に第一回会合を開催しております。この会におきまして損害の範囲の判定などの指針を作ることになっております。この指針に沿って判断をされるものと考えております。

したがって、この賠償につきましては、原子力損害賠償法によりまして一義的には原子力事業者である東京電力がその責任を負うべきものと考えておりますが、政府としても被害者の方々が

適切な補償が受けられるように万全を期していきたいと、このように考えております。

○上野通子君 ありがとうございます。

その第一回の開催はされたということですが、今後早速この会合を開いていただかなければならないんじゃないかと思いますが、今後のタイムスケジュール等、決まっているところまででよろしいんですが、いつごろまでにどのような状況でやるかということをお知らせください。

○国務大臣(高木義明君) 今のところ、前回の第一回目では、災害の状況について関係省庁からの説明を受け、そして今後の進め方について議論がされた模様でございます。なお、第二回はこの二十二日に開催をされています。いよいよ具体的な議論が展開をされていくものと思っております。

私どもとしましては、できるものから結論を出していただいて、速やかに対応できるように、そういうことをお願いをしてみたいと思っております。

○上野通子君 よろしく願います。

それで、栃木県はやはり観光とともに農業も盛んでして、実は今回の損害賠償に対して、本県が野菜だけの、野菜農家にあった被害ですが、その総額は二十七億円にも上る。農家の数は一万千五百九十九戸が被害を受けております。

ただ、まだまだ風評被害が続くということで、風評被害のその被害額も含めるとかなりの額になるのではないかと思います。過去の例で、東海村で発生したときに同じように開かれた原子力損害賠償紛争審査会では、農畜産物及びそれらに関する営業の損害ということで風評被害も含まれたとは言っておりますが、最終的には十分な賠償が行われなかったケースも報道されておりました。風評被害も含めて例えば約十六億円の損害賠償を求めた納豆メーカーの記事もありましたが、結局のところ、風評被害も認識されたにもかかわらず損害額が一億七千九百万円だったという事例もあります。今回はそのようなことがあつては、本県に多くの農家さんが困っているということもある

ります。生産者の気持ちにもなっていたいただきたい。

また、今回はそのほかに計画停電等もありまして、農業関係者ばかりでなくて商工関係者全てにもこの影響は与えておりますが、この風評被害も含む損害賠償について今回はどのようにお考えになつていかれるお気持ちなのか、経産省の方にお聞きしたいと思います。

○副大臣(松下忠洋君) 今回の大津波や大地震で、発電施設を始めとして大変大きな経済被害も被りました。

計画停電というやむを得ざる手法を取って大変御迷惑をお掛けしましたけれども、現在では、被災した発電施設復旧に全力を尽くしております。電力の供給力も相当回復してまいりました。同時にまた、寒さも和らいでまいりましたので暖房等の消費需要が減つてまいりまして、今では計画停電しなくても済むような状況になってきております。また、これから夏場に掛かりまして暑さをしのぐための冷房施設等でまた需要が上つてまいりますので、やっぱりそこに向かつてまた供給力を増やしながら、できるだけ計画停電しなくてもいいように進めていきたいと考えております。

そういう中で、賠償の問題が出ましたけれども、供給約款上の免責規定が適用されておりました。原則として電力会社が賠償責任を負うこととはならないとなっておりますが、基本料金を思い切つて割り引いていくという仕組みができておりまして、それによつてしっかりと対応していきたいということでございます。

そのほか数々の経済的な被害を被っております。これは高木文部科学大臣のところの、できましてまた農業の問題もしっかりと対応していかなくちゃいけないと、そう考えております。

○上野通子君 どうぞよろしく願います。

す。

最後になりますが、先ほど義家議員がおっしゃった耐震化の問題ですが、現地に対する一日も早い復興に回すということはよく分かりますが、いまだに強い余震も続いているということ、各県とも子供たちの環境である学校施設の耐震化を一日も早くしたいという思いがあります。今回の震災では、多いときは、都十県の約六百二十校が避難所になるとい、避難の場所としても貢献しておりますし、学校の耐震化を是非とも後回しにしないように何らかの形で予算を付けていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○国務大臣(高木義明君) 御指摘の耐震化についてでありますけれども、これについては、平成二十三年度の当初予算で措置できなかった、これは二月時点で追加を要望されております約二百四十億については一次補正予算に盛り込んでいただきたと考えております。やはり時期的なものがございまして、夏休み行事に合うように必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

○熊谷大君 自由民主党の熊谷大です。よろしくお願ひします。

本日は、冒頭から大変恐縮なんですけれども、非常に地元を回っていて残念な新聞記事があったことを紹介させていただいてから質問を始めたいと思います。

四月十六日に地元紙の河北新報に載った、第二面に載った記事です。被災地と国会、認識にずれ、内閣府政務官。内閣府の阿久津幸彦政務官は十五日、宮城県庁であった県災害対策本部会議で、国会の質問や質疑を聞くと、被災した岩手、宮城、福島三県の様子がやや誇張されて伝えられてきたと述べ、被災地と国会で広がる現状認識のずれを是正する必要があると認識を示した、国会の議論が被災地の実情を十分に反映していないという不平や不満を代弁する意味もあったというふうに書かれてあります。これ、本当に事実こうい

うことを言ったのか。私は、今回の委員会で水岡委員や神本委員、また我が党の義家議員、上野議員が申し述べた、委員会で発言した内容が決して誇張しているものとは思いません。

同時に、この記事の中では、国会議員から寄せられる情報は、多くは正しいが、二週間古い、現地では方が一に備えて確認に追われ、混乱に拍車をかけているとこぼすというのがあるんですね。私、これ国会軽視だと思ひますよ。この内閣府政務官の認識、こっちの方が私はずれていると思ひますが、いかがお考えですか。

○副大臣(東祥三君) その報道があったということ、大変遺憾ながら初めて今、熊谷先生の御指摘を通して存じ上げました。

阿久津政務官、とにかく現場に入られて、そしてできるだけ被災地を回られ、また被災者の皆さん方とも連携を取りながら、県そしてまた各市町村との連携、政府との連携に全力で取り組んでくださっている方でありまして。その真意がどこにあるかということは今お話を聞いてすぐコメントする立場にありませんので、そういう報道があった、また熊谷先生からそういうお話があったということ踏まえた上で彼とお話をさせていただきたいというふうに思ひます。

○熊谷大君 副大臣、是非よろしくお願ひします。

同時に、その同じ日の河北新報の第一面には、宮城県で市町村長会議が行われて、知事が突き上げを食らっているんですよ、仮設、瓦れき、原発、対応が全て遅いと。私は、知事、かわいそうだと思ひますよ。市町村の首長さんからは突き上げを食らって、上の内閣府からは、大丈夫、ちゃんとやっている、国会議員が意識がずれているって言われて、中間管理職みたいな感じで間に挟まれて、本当にかわいそうだと思ひますよ。

この意見をしっかりと、もう記事もこれ東副大臣にあげますから、是非宮城県に常駐している阿久津政務官に伝えてください。よろしくお願ひします。

以上です。その認識を持って、是非宮城県庁に苦言を呈して、お願ひします。東副大臣、結構でございます。ありがとうございます。

先ほど上野議員からもありましたが、なかなか遅々として進まない被災地の状況、そして、今悪化しているという上野先生からの御紹介もありました。私もそう思ひます。

例えば、避難所ではまだまだ例えば女性の視点が欠けています。例えば、避難所は大体体育館だったからトイレが使えないので、外にトイレをしに行くんですね。それ、夜トイレしに行く、女性、怖くないですか。夜中に出入りが自由なんですよ、避難所というのは。受付もないんですよ、夜になると。そうなったときに、怖くないですか、誰でも入ってこれるって。そういう視点が全く欠落しているし、これは前も指摘したかもしれないですけれども、女性は避難所が長期化、集団生活が長期化する中で、下着洗えないんですよ、洗濯機なくて。又は、洗えたとしてもどこに干すんですか、集団生活。着替えるにも個室がないんですよ。乳幼児を抱えている親御さん、授乳させるときの部屋もないんですよ。そういった避難所の改善が全くできていないのに、計画どおり進んでいるという、又は着実に復興が進んでいるというこの認識、私はずれていると思ひますよ。

林政務官、今のちよつと話、どういうふうな見解をお持ちですか。

○大臣政務官(林久美子君) 委員御指摘の点につきまして、まさに本日にこれ阪神のときもそうだったんですけども、やはり被災地の現場で女性の視点というのは非常に大事だと思います。ただでさえ大きな災害の被害を受けていらつしやる。大きな精神的なショックを受けていらつしやる。さらにその上に、日常生活の不便さに加えて、今御指摘のように、女性であるということで夜お手洗に行くのも怖かったり、そうしたことがあるということとは重々承知をいたしております。

そうしたことを受けまして、例えばなんです、これはちよつと文科省の政務官という立場と

はちよつと離れる話になるんですが、例えば避難所に女性の警察官の方が来てくださると非常に安心をするんだという、避難所にいらつしやる女性の声がたくさんございました。そういうことを受けまして、これは政府が主導してそれぞれにお願いをして、女性の警察官の方になるべくたくさん巡回をしていただくようにしたりとかですね、物資も女性ならではのものが必要であったりもいたしますので、そうしたところには重点的に取り組んだりとかですね、まだまだ十分でないかもしれませんが、できるだけそうした女性の視点を大事にしながらかつ続き取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○熊谷大君 是非、そうした女性の視点をすぐに、迅速に取り入れていただけるようにお願ひをしたいと思います。

続きまして、ちよつと本日は災害集中ということなので、被災地を、また避難所を回ってきたときに聴取したお声を届けたいと思ひます。幼稚園に子供を通わせている親御さん、母親からの意見です。

彼女はやっぱり避難所について、幼稚園に園児の子供を通わせたいと思ひます。でも、着のみのまま、取るものも取らずに避難所に逃げてきた。そのときに、水がやつと引いて自分の家に戻った。そして、預金通帳、式入れていたたんすが全部こじ開けられていたと。金庫も、ほかの御近所さんは金庫をこじ開けられていたと。

これ、海外はよく日本人はすばらしい、秩序立ったとか言うけれども、それは報告が上がってないかという、警察機能も機構も津波の被害に遭ってしまった。その中で治安維持を一生懸命やろうとしている。そういった盗難の被害も今は警察に上げられない状況なんですね。

そうした盗難に遭った、たんすにしまっていた預金通帳を、じゃどこに相談したらいいのか。全然相談する場所がない。相談するにも車がない、足がない。巡回してくれる人が金融機関でいる

が、たまたま週二回ぐらい、一回ぐらい来てくれるときもあるけれども、たまたまタイミングが合わなかったらやっぱり相談できないんですよ。

そして、自分の預金がどうなっているのか。引き出されているかもしれないし、これ生活再建をする上で非常に切実な問題なんです。こういったことについてどういうふうに金融関係にたえていくのか、また預金保護法が適用されるのか、ちよつとこの場では是非お答えください。

○大臣政務官(和田隆志君) 預金者の預金通帳が盗難された際に、その盗難者が引き出した後、本来の権利者がその権利を失うのではないかと心配をお持ちの状況のお話だと思います。

委員御指摘のように、そういった心配をお持ちの方いらつしやると思いますので、今日はいい機会をいただきましたが、是非御安心いただければというふうに思っています。

当然のことながら、今回こういった震災を踏まえて、金融庁の方から金融機関に要請いたしました結果、預金通帳が本来手元にあるべきなんです。が、なくても本人確認ができれば預金を引き出すことができるという措置を各金融機関においてとっていただいています。

その結果、もし仮に御指摘のような盗まれた預金通帳を御提示のときに、その本人だということとを少なくとも何らかの外形的なことはおっしゃっていただく必要があるんですが、今回その被災された方々のことを考えれば、そういったリスクを踏まえつつも、やはり預金の払出しに應じた方が良からうということで金融機関に應じていただいているのが実情でございます。

その際に、本来の預金者の方々の預金を引き出す権利はどうなるのかということでございますが、実は平成十七年に先生方に御審議をお願いしました預金者保護法という法律がございます。そして、その預金者保護法ではまず、その当時社会問題になりましたATMを使ったそういった詐欺的要素するに預金の引き出しを受けた場合に、その被害者を救う観点からその補償をすると、つま

り本来預金を持っていらつしやる方々の分の払出しには応じるということで措置した法律がございます。

さらに、それを踏まえまして、平成二十年のことでございましたが、全国銀行協会など金融機関の方の自主団体の方で、今度はATMだけでなく、先ほど御指摘いただいたような盗難された預金通帳を基に引き出すということが行われた場合でも、金融機関が自主的にその本来の権利者である預金者の補償に應じていこうということを取り決めていただいているようでして、現在、もし、報告はまだ受けておりませんが、御懸念のような事案が生じた場合には、本来の預金者はそれによつて救済されるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○熊谷大君 報告が上がっていないのは今私がある述べたような理由だと思ひますので、今後どんな出てくると思ひます。さらに、そうした預金保護の情報があるよということをお願い早く情報を出していくこと、それを人口に膾炙していくことというのは非常に重要な国民の安全、安心に資する内容であると思ひますので、広報も含めて、避難所にはもう常駐して銀行さんの窓口があるような形でいていただくのと有り難いんです。是非それをやってください。

○大臣政務官(和田隆志君) 今御指摘いただきましたこと、私どもは非常に重要だと考えております。そのため、今、まだ百点満点は取れていないと思ひますが、各避難所におきまして金融機関の方でそういった払出しに應じているということと、実は今回、本当に非常に特殊なケースでございますが、ほかの金融機関に預金をお持ちの方でも、どこか身近な金融機関に行つて御相談いただければ、その金融機関同士のネットワークを通じて、どこどこ銀行に何とかという預金口座があるということを確認取次策、預金の払出しには応じていただいておりますので、それらを通じまして皆様方の安心、安全な生活を確保したいという

ふうに思っております。

○熊谷大君 是非よろしくお願ひします。和田政務官におかれましては、大変お忙しい中ありがとうございます。以上で結構でございます。

続きまして、福島第一原発に関することをちよつと質問をさせていただきたいというふうに思っております。

宮城県は、御存じのとおり、福島県のすぐ北にある県でございます。宮城県で最南端は丸森町という町でございます。丸森町は直線距離で五キロから六キロ行くとすぐ福島県でございます。一山越えれば福島県でございます。経済圏も福島県と非常に共にしております。今回、南相馬市から百三十三名の避難民を受け入れている状況でございます。

しかし、残念ながら、丸森町は福島県と同じシイタケなんかが原産なんですけれども、事モニタリングに対しては非常に不親切な扱いという失礼ですけれども、扱いを受けております。最初、宮城県の方に相談したんですけれども、なかなか、やっぱり女川原発も被害に遭つていますので、モニタリングができないというようなこともあったようです。

丸森町の町長は独自に東北大学に依頼をして、今、週二回モニタリングを行っているんですが、おかげさまで、空気中なんかにはそれほど高い数値は出ていないということで、それもホームペーに順次載せているんですけれども、東北大学もそろそろ新学期が始まるということで、空気中の放射線も落ちてきているということ、もう引き揚げたというふうなことも言われているようです。

そこで、宮城県も重い腰を立ち上げて、何件か、仙台市、白石市、角田市、大河原町、亘理、山元町、丸森町、七ヶ宿町に巡回移動車を出してモニタリングはしているんですけれども、これやっぱり、前回衆議院の方で一万か所ぐらいきめ細かくやつていく必要があるんじゃないかという

下村博文委員の質問があつたと思うんですけれども、その回答として、二百のオーダーがすぐにも、今御指摘があつた外国の協力も得てこの機器、この充実を今一生懸命図ろうとしているところでありましてという答弁が笹木副大臣からあつたというふうに読んでおりますが、このモニタリングの機器、サーベイ装置をより大胆に積極的に宮城県の県南の部分に安全、安心のために設置していく予定はありますでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) その検査につきまして、厚生労働省の方でも緊急時における食品の放射能測定マニュアル、それから地方自治体の検査計画というのを示しているんですが、おっしゃる通りに、機器を持つているところがまだ少ないわけなんです。全体で一万ぐらい掛かるのではないかと。ということで、数の問題でございますので、関係省庁の協力を得ながら、近隣で検査機器を持つている検査所、研究所、今おっしゃつたような大学、国立の研究所等を紹介する仕組みを今つくつておりまして、都道府県等の食品中の放射性物質検査、速やかに実施されるように協力を合して

いるところでございます。

今後とも、その放射性物質の検査の体制について、随時把握をしながら関係省庁と協力をしていきたい。今、丸森町につきましては委員から承りましたので、早速帰りまして、その辺りどういふふうに連携をしてサポートができるかを検討したいと思ひます。

○熊谷大君 モニタリングで一つ留意点があるんですけれども、海域モニタリングについてなんです。海の方なんですけれども、ちよつと文科省のホームページを見ていると、「海域におけるモニタリングの強化について」というふうにあるんですが、やっぱりこれ福島県の沖の海なんです。それ、海つてやっぱりつながつているので、私は、レベル7になつたということは、もう排他的経済水域圏全体にモニタリングしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけ

れども、それが残念ながら八か所、福島第一原発近くで、付近で八か所の海域でしかモニタリングをしていっしょやらないですね。

これも積極的に幅広く、数多く、大胆にモニタリングをしておかないと、風評被害を未然に防ぐというには、助けにならないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(林久美子君) 海洋の問題に限らずなんですけれども、やはり最初は原発のこうした場合があつて、まずはどういう状況にあるのかというのを把握していくために、まずはその二十キロ以遠のモニタリングからどんな今範囲を広げてきて海洋、そして空も含めてですね、やってきているわけでございます。

そうした意味では、それぞれのその時間の経過とともに、調査をする対象の範囲というのも当然また変わってきますし、広げていく必要性があると思いますので、それは今の委員の御指摘も踏まえながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○熊谷大君 是非、農水省の見解もお聞かせください。

○大臣政務官(田名部匡代君) 多くの地域住民の方々が不安を抱えていらっしゃる中で、一つ大事なことは、科学的また客観的、そういう根拠に基づいてしっかりと情報提供していくことが重要だと思つています。

それに加えて、今先生から御指摘のあるように、まだこの原発の問題が収束をしていませんので、風の流れによつてはどういうところに影響が出るのかというようなことも踏まえ、必要な検査をしつかり行っていくことを取り組んでいかなければならないだろうと考えています。

○熊谷大君 今の答弁は、海域のモニタリングも増やすということで受け取つてよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先ほど小宮山副大臣の方からお話ございましたけれども、現段階でその検査をする機器がなかなか確保ができない

という現状の中で、しかしながら、先生から御指摘があつたように、多くのその近隣の地域住民の皆様も御不安を抱えているだろうということから、しっかりとこの機器も確保しつつ、必要な検査をしていくことを考えています。

○熊谷大君 しつかりとした是非対応を迅速に、思つております。

それで、先ほど大臣からの言及もありましたが、原子力損害賠償紛争審査会の第一回の会合が四月の十五日にあつたということで、私もちょっとその結果、概要どういふうなものが出ていかなと思つて文書を取り寄せたら、特に風評被害についてどのように評価するのかということを知りたかつたので調べたら、ちょっと余り詳しくは出ていなくて、こういうふうに出ていっているんですね。風評被害のどこまで損害の範囲とすべきか、地震、津波による被害と原子力事故による被害との整理などは難しい問題というふうにししか出ていないんですね。昨日の予算委員会でも、この補償、賠償に関しては相当な相関関係が認められればというふうな表現しなかつたと思うんですが、これもうちよつと具体的な方針なり指針なり出ていたら教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 委員御指摘の点については重要な議論の案件だと思つておりますが、前回第一回でございまして、委員長から始まり、各省庁からの現在の被害状況を報告を受け、そして委員が共通認識を持つた。その上で、今後どのような会議をしていくかという進め方について議論があつた。その後でそのような御意見も出ております。いよいよ今からまさに指摘のことがその委員会の中で議論をされていくものでありまして、我々としてもそれはそれで見守つていかなきゃならぬと思つております。それぞれ委員のメンバーも、各委員それぞれ専門的な立場でおられますから、まずはその議論を私たちとしても踏まえていきたいと思つております。

○熊谷大君 大臣、是非迅速な対応を促していただきたいというふうに思つております。これだけ未曾有な被害又は災害だから、非常に時間が掛かる、情報を収集するのに、把握するのにまた時間が掛かるというのはいくぶん分かるんですけども、この未曾有の大被害だから、又は大災害だから迅速に対応していかなければならないということだというふうな認識、私はしておりますので、是非よろしく願ひします。

続きまして、粉じんというところの質問をちょっとさせていただきたいんですけれども。

非常に、私、地元に戻つておりまして、最近天気が良くなりましたので、津波の被害、水たまりが全部乾いてきました、今度はこの乾きで干上がつて、それが乾燥して細かいダストになつて、風が強い日はもう舞つて舞つて舞つて舞つて、すごい勢いで舞うんですね。これが砂ぼこりだけだつたらそれでいいんですけれども、この乾いた粉じんが舞い上がつて、つまりこれ、ヘドロなんですよね。

廃棄物とか有機物、微生物が含まれて、乾くと細かい粒子になつて、風とともに飛び散ります。それらの粉じんは、誤嚥性の肺炎を誘引したり破傷風の遠因となつたりと、いろいろ感染症の問題を引き起こすと考えられております。あるデータでは、震災後、肺炎にかかる患者さんが三倍から五倍多くなつているという今実態があります。

それで、抵抗力が弱まつている児童生徒に破傷風のワクチンの接種などは、やっぱり必ずこれ接種、打つていってあげないといけないんじゃないかなというふうに思つております。

御承知のとおり、津波にのまれた校舎がたくさんあります。そこは、避難所として機能していたところは、もう土足がぐく当たり前でした。掃除もままならないという状態。石灰もまだまかれていない。衛生状態が非常に劣悪なままになっておりますので、そうした中で、清掃もしっかりと完全によつておかなきゃいけないんですけれども、そうしたヘドロの乾いた粉じんの対策ということ

をしつかりやつていかなきゃいけないと思うんですね、二次災害を防ぐために。そこら辺の御見解をちよつとお聞かせください。

○大臣政務官(林久美子君) まさに二次被害を、こうしたことをしつかりと防いでいかなければならないという、全く委員と同じ認識でございます。学校保健安全法の第六條において、文科大臣は学校環境衛生基準を定めることというふうになつておりまして、この中で浮遊粉じんの項目を設けて、各学校において適切な環境衛生の維持及び改善を図つてきたところでもございます。

今回の震災の対応に当たりまして、文科省の方では、被災地域の教育委員会に対して、学校環境衛生基準に基づいて日常の学校環境衛生管理や臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校などの適切な衛生状態を確保するようにということでも通知をしたところでもございます。

さらに、日本学校薬剤師会や社団法人日本薬剤師会に対しまして、被災した学校などの適切な学校の環境を確保していくために、学校薬剤師の派遣など、しっかりとそうしたことも配慮いただくように依頼をさせていただいたところでもございます。

委員御指摘のとおり、これから二次被害をしつかりと、やっぱり私たちの責務というのは子供たちの健康と安全を守っていくことにあるというふうに思つておりますので、衛生管理の徹底が図られるように指導をしていきたいというふうに思います。

○熊谷大君 小宮山副大臣と、しっかりと厚労省と文科省は連携を取つてひとつやつていただいたというふうな思つておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるとおり、やはり粉じんがひどいことは、ちよつと十日前に私も行きました避難所の状況などもよく見てまいりました。

今、厚生労働省としましては、保健師さんを全国から来てもらひまして、巡回をして健康状況の

チェックをしていますので、その保健師さんからもマスクの着用の必要性和か手洗い、うがいとか、そうしたこともしっかりと徹底をして、もちろん子供たちのことも文科とも連携を取ってしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○熊谷大君 続きまして、文教施設についてお尋ねをしたいというふうに思います。これ、規制緩和をしなければいけないという点でお聞きしたいというふうに思っております。

御承知のとおり、激甚災害の指定を宮城県、岩手県、福島県は受けました。津波の被害に遭ったところは、この激甚指定災害の災害救助法の指定によると、前も言及したかもしれませんが、復旧、元に戻すというふうなことが理念として書かれております。なので、津波の被害に遭った学校に、やっぱり同じ場所に建てるというふうな考え方がなっております。

そうすると、やっぱり非常に懸念材料が多過ぎて、同じ場所じゃ復旧させるということが果たして妥当なのかというふうなことがあります。しかし、残念ながら、松島町とか東松島市というところがあるんですけども、そこは高台に学校を移転させたいというふうに考えても、その高台となっている場所は、松島は景勝地でございますので、法律の網が非常に掛かっているところがあるんです。そうしたところの規制緩和を含めて、どのような措置を指導していくのかということをは是非教えていただきたいというふうに思っております。

○大臣政務官(林久美子君) 今御指摘がありましたように、非常に文化的な価値が高いということで、これまでいろいろな指定があり規制があった地域も含めてどうしていくのかということかと思っております。

これは、地元の首長さんあるいは地域の皆さんとやはりしっかりと御相談をさせていただきながら、やはり文化的な価値は価値としてあるのも一つでございますので、その価値を維持しながら、

なおかつ今回の震災、津波の影響で破壊されてしまった施設をどのようにどこに建設をして再興していくのかということは、しっかりと地元の皆さんと御相談をしながら進めさせていただきたいというふうに考えています。

○熊谷大君 これは、自治体からも、宮城県知事からも要望が出ていることだというふうに思っておりますので、しっかりと対応していただければというふうに思っております。

もう一点なんですけれども、文科省の方が四月の四日に、被災した学校が教育活動の再開の際に必要な学校用家具の提供について各都道府県教育委員会に事務連絡を发出というふうに通知が出されていると思うんですけども、これもよく言われることなんですけれども、学校が使えなくなった、そこを代替施設として、例えば役場の支所なんかを使うという場合が非常に多くあるというふうなケースだと考えられますが、その際、そこに黒板ってないですよ。あってもホワイトボードぐらい。又はプロジェクターってないと思うんですよ。そうそうたくさん。そうした机とか椅子とかも含めてなんですけれども、そうした教材なんかはどのような補助を受けられるのか。各自自治体の教育長さんなんか聞くと、いや、それはやっぱり市の方にやってもらう、予算計上してもらわなきゃとか、町の予算に上げてもらわなきゃというふうな心配の種になっているんですけれども、やっぱり国がそういったことは、先ほど鈴木副大臣からもありましたように、要望を全てかなえてあげるというような姿勢で取り組んでいっていただかないと駄目だと思うんですが、鈴木副大臣、そのような見解でよろしいでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) お尋ねは、いわゆる学校で使う備品といえますか、共同で使う備品の件だと思えます。少しちょっと持ち帰って検討をしたいと思えますけれども、御案内のように、災害救助法では学用品、文房具、通学用品は読めます。ですから、

黒板であれば文房具、今御例示のあった点ぐらいまでは大丈夫かなと思いますが、もう少し、ホワイトボードはいいと思いますけど、黒板は持って歩けないので、電子黒板は持って歩けますけれども、まあその辺りは今の御指摘も受けて少し精査をしたいと、いろいろと現地と相談したいと思えます。

○熊谷大君 それと、金庫ってやっぱり重要になってくると思うんですよ。子供たちの成績表を収める金庫、これ全部流されているんですね。じゃ、よく教員の方、知人の教員なんか聞くと、生徒たちの個人情報、成績なんかを収めたパソコンなんかはどうしているのといったら、やっぱり全部流されているケースもあるんですね。そうした個人情報の管理なんかをどのようにしていくのかというの現場では非常に迷いがある。それって、個人情報って普通は持ち出しちゃ駄目なんですよ。でも、管理するには自分のパソコンを買ってなりなんなりして持ち歩かないと管理ができないという問題も指摘されているというふうに思っています。そういった報告は上がったと思いますでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 今のケースは、個人情報保護、法律上の抵触はございません。ただ、これまでに要するに公務員が、公務員というのは二十四時間三百六十五日どこにあっても情報を漏えいをしてはいけない、教職員も公務員でありますからそれに該当いたします。

したがって、法律上別に学校外に情報を持ち出すことを禁止しているわけではありませんが、これまでの間、いろいろ公務員によるそうした機密情報、個人情報情報の漏えい問題等々がございましたので、指針といいますかガイドラインとして基本的には学校の外にはそういうものは持ち出さないことと、こういう指導が行われているわけでありますが、このような事態でありますから、学校の再開あるいは教育の立て直しという観点から当然公務員法を遵守して、そうした大事な情報でありますから、そして教員の本務に立ち返って、それ

を、何といえますか、いいかげんに扱うような先生はいらっしゃらないと思えますけれども、そういう意味での法律とそれから教員としての責務を十分認識していただいて、適切にいたしますか、合理的にいたしますか、対応していただくということでございます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

ちょっと時間もなくなつて、幼稚園についての質問もしたんですけども、ちょっとそれは次回、機会があればというふうに思っております。

避難所での仕事について、又は避難所での学習支援についてのちょっとお尋ねをしたいと思っております。

避難所では、御存じのとおり、もう日長一日過ぎすというふうな報告も受けておまして、やる気があってもなかなかやることがないというふうな、意欲があってもなかなか働けないというふうなことも報告を受けております。

そうした中で、避難所で仕事をつくっていく、被災者に対して現金を幾ばくかでも出せるスキームを作ろうという厚労省が「日本はひとつ」しごとプロジェクトというのを出しているんですけども、これもなかなかちょっと使いにくくて、やっぱり上からスキームを、自治体がスキームを出さないとなかなか手が付けられない。これを何とか下からボトムアップの形でつくって、こういう仕事をしたいんだという形で上げられるような仕組みというのをつくれないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるように、就労支援、そして雇用を創出しなければいけないというところで、関係省庁で集まって会議をつくりまして、緊急対策としてその「日本はひとつ」しごとプロジェクトということで、重点分野雇用創出事業という基金事業で、避難所の中での皆さんの一時預かりとか高齢な方の見守りとか安全パトロールとか、言わばあらゆる仕事が仕事になるような仕組みをつくっているんです。

ただ、おっしゃる通りに、それが県の方から下りてきてではなくて、個々の避難所の中でこういう仕事がある、ここをこういうふうな仕事にしたということがある、これは避難所から吸い上げられるような仕組みも、是非その検討をしてもらえように県の方にも働きかけをしていきたいと思います。

○熊谷大君 是非よろしく願います。

というのは、やっぱり全てを失った親の姿を見ていて何とか将来学費を減免させたい、自分で余り親に苦勞を掛けたくないといって、こうして避難所にいる子供たちに家庭教師をしたいという学生さんもありますので、そういったスキームづくり、下から上がってくるスキームづくりというのにも是非関心を示していただけたらなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○草川昭三君 公明党の草川でございます。

原子力損害賠償制度についてお伺いをします。この制度では、原子力災害の原因によって、一つ、一般的な事故をカバーする責任保険、これは電力会社と損害保険会社との契約、二番目、地震や津波等をカバーする政府補償契約、これは電力会社と政府との契約、三番目、異常に巨大な大震災や社会的動乱の際に電力会社の責任を免責し政府が措置を講ずるという三つの枠組みがあると私は思います。

今回、賠償責任について、閣僚からは第一義的には東京電力の責任との発言が繰り返されておりますけれども、どの枠組みで補償をやっていくのか、これが決まっているのか、決まっているとすれば原子力損害賠償制度を所管する文部科学大臣が公式に私は発言をすべきではないか、こう思うんですが、大臣の見解をまずお伺いします。

○国務大臣(高木義明君) 草川委員にお答えを申し上げます。

御指摘の原子力損害の賠償に関する法律第三条の第一項ただし書の異常に巨大な大震災について

では、これは昭和三十六年の法案提出時の国会審議において、人類の予想していないような大きなものであつて全く想像を絶するような事態であるなどと説明をされております。これは、そのような原子力事業者が責任を負わなければならない過酷な場合以外には原子力事業者を免責しないという趣旨であると理解をしております。

以上を踏まえて、文部科学省としては、今回の福島原子力発電所の事故については、第三条第一項ただし書ではなくて、原子力事業者が責任を負うべきであるとする第三条の第一項本文を適用することを前提に対応を進めております。

具体的には、文部科学省では四月十一日に原子力損害賠償紛争審査会を設置いたしました。去る十五日に第一回の会合を開催したところであります。今後ともこの紛争審査会における審議を精力的に進めていただいて、できるだけ早く原子力損害の範囲の判定などの指針を策定をしていただいて、被害者にとつて東京電力の行う賠償が円滑にかつ適切に進められるように努めてまいりたいと思っております。

○草川昭三君 今三十六年のお話でございます。當時は有名な、巨大な問題で、隕石等の個別事例も出たことがあるんですが、いずれにいたしましても、所管をされる文部大臣が公式にあらゆる機会に今のような答弁を一般的に広められることを特に私は要望をしておきたいと思っております。

二番目に、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、依然として先行き不透明なまま推移をしております。去る十二日、国際原子力事象評価尺度でチェルノブイル事故と同じレベル7ということになりました。

今回、東日本大震災による津波の被害を受けた東京電力の福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、東北電力の女川原子力発電所、日本原子力発電の東海第二原子力発電所の各発電所の設置許可を出したのは誰ですか、お答え願いたいと思ひます。

○政府参考人(中西宏典君) お答えいたします。東京電力の福島第一原子力発電所一、二、三、四、五、六号機の全号機及び福島第二原子力発電所、その第一号機及び第二号機、並びに東北電力の女川原子力発電所の一、二、三、四号機、それに日本原子力発電の東海第二発電所につきましては、内閣総理大臣が設置許可をいたしてございます。

また、東京電力の福島第二原子力発電所の二、三、四、五号機、それと東北電力の女川原子力発電所の二、三、四号機、三、四号機につきましては、経済産業大臣、通商産業大臣が設置許可をいたしてございます。

○草川昭三君 総理、それから後ほどのところで当時の通産大臣、こういう答弁でございます。それで、原子力の利用ということ、昭和三十年代から、最初は研究炉から始まりました。この間、国が研究炉で知り得た知見を電力会社が設置をする実用炉に技術移転をすることを繰り返しながら、各地に原子力発電所が建設をされ、我が国の原子力発電は発展をしてきた歴史があります。

例えば、平成二十二年六月の政府のエネルギー基本計画では、安全の確保を大前提に、国民の理解・信頼を得つつ、需要動向を踏まえた新増設の推進・設備利用率の向上などにより、原子力発電を積極的に推進するとあり、具体的には、二〇二〇年までに九基の原子力発電所の新増設、二〇三〇年までに少なくとも十四基以上の原子力発電所の新増設を行うとされているなど、客観的に見れば、国策として安全な原子力発電をアピールし、推進をしてきたと思ひます。

そこで、具体的に少し質問をしますが、今回四つの原子力発電所が津波の被害を受けましたが、非常用電源、これがいろいろ問題になってきておるわけですが、この非常用電源の設置場所の基準はあるのかどうか、お答え願いたいと思ひます。

○政府参考人(中西宏典君) 非常用のディーゼル発電機などの重要度の高い安全機能を有します機器につきましては、原子炉施設の設置に係る安全

審査の基準として設けられてございます。発電用軽水炉原子炉施設に関する安全設計審査指針という中で、予想される自然現象のうち最も過酷と考えられる条件を考慮した設計をするというようなことを求められてございます。

○草川昭三君 今の程度で、具体的な指針というのがどこまであるのか、今私も手元ないので分かりませんが、原子力発電所の耐震設計は、平成十八年九月の原子力安全委員会による発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に従って設計をされているはずであります。

その基本的な考え方は、大きな地震があつても発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない、安全上重要な止める、冷やす、閉じ込める機能が確保されるよう設計、原則ですが、とありますが、今回津波の被害を受けた四つの原子力発電所は指針の求める水準を備えて運転をしていたという理解で問題はありませんかとか、お尋ねをします。

○政府参考人(中西宏典君) 今の御質問でございます。

我が国の原子力発電所につきましては、立地に際しまして、あらかじめ過去の地震の実績あるいは地質構造調査等から最大の地震を想定した上で、これに耐えるような設計をするということが指針に求められてございまして、今御指摘の先生の平成十八年の話でございますけれども、耐震設計指針が十八年に改訂されました。これを受けて、新しい指針に基づきます耐震のバックチェックというものを現在進めてございます。

福島第一あるいは第二、女川、さらには東海第二原子力発電所につきましては、今申し上げました各地で起こり得る最大の地震の強度の妥当性と、あるいは耐震安全上重要な施設の耐震性を原子力安全院として現在既に確認をいたしていただいております。

○草川昭三君 じゃ、もう一度念を押す質問になりますが、津波の被害を受けた四つの原子力発電所は三月十一日の地震発生時には国が決めた指針

に基づいて運転をされていたということでもよろしいわけですね。もう一度念押しします。

○政府参考人(中西宏典君) 今先生御指摘のとおりでございます。

○草川昭三君 じゃ、審査指針では津波による施設の安全機能への影響についてどのような位置付けになっておるのか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(久木田豊君) お答え申し上げます。

先ほど経済産業省からお答えがあったところでございますが、現在の原子力安全委員会の安全審査指針におきましては、津波につきましては、発電用軽水型原子炉施設に関する安全審査指針の中の自然現象に対する設計上の考慮の中で、特に重要度の高い安全機能を有する構造物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も過酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であるというような要求がございます。この中で津波を考慮しているということでございます。さらに、平成十八年に改訂されました発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の中では、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けることがないことを要求してございます。

以上のとおり、津波についての規定は、各原子力発電所サイトごとに、周辺の過去の津波被害や津波についての最新の知見を踏まえまして、極めてまれに発生し得る津波に対する対応を求めているものでございます。

○草川昭三君 今答弁になったとおりなんです、もう一回私が繰り返しますと、津波による影響は、地震随伴現象に対する考慮として、津波による施設の安全機能への影響として、供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性を想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを確認す

ることが、今の答弁にもありますように明記をされております。確かに津波は地震が引き起こす現象ではありますが、津波のリスクというものを軽視をしていたのではないかと。率直な答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(久木田豊君) 先ほど申し述べましたように、原子力安全委員会の安全審査指針におきましては、極めてまれに発生し得るような津波についての対応を求めているものでございます。こういった対応を求めた平成十八年に改訂された耐震審査指針についてのバックチェックが現在進行中でございまして、福島第一発電所に関するバックチェックにおきまして、安全性の評価が、過去の津波被害を改めて洗い直して、最新の知見を踏まえた上での安全性の確認を行う予定であったというふうに理解してございます。

○草川昭三君 審査指針によって、津波の想定、高さを見直して施設の改修工事をしたのが東海の第二原子力発電所です。この原子炉は冷温停止状態に持っていくことができた。福島第一原子力発電所は、津波に対する認識が甘かったこと、このような深刻な事態を招いたのではないのでしょうか。率直なこれも答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(中西宏典君) ただいま御指摘いただきました福島第一原子力発電所の特に対処性のバックチェックの過程におきます対処の在り方でございますけれども、今般、既に福島第一原子力発電所の耐震のバックチェックのその場におきましては、一応地震に対する直接的な対応を優先してございまして、そういった意味から申し上げますと、津波の対策といえますのは、今後、平成二十四年度に具体的に対応を取るといふようなことを予定していたというのが現状になってござい

ます。○草川昭三君 非常に回りくどい答弁になっておりますが、次、行きましょう。我が国では、全電源喪失の危険性に際し、原子力安全委員会は平成二年に、長期間にわたる全交

流電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はないとの考えを示しております。

認識が甘かったのではないかとと思うんですが、この点はどうでしょう。

○政府参考人(久木田豊君) お答え申し上げます。

原子力安全委員会の平成二年に決定いたしました原子力安全委員会が、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針というもので、御指摘のとおり、電源喪失に関する設計上の考慮におきまして、原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であることとしておりまして、その解説におきましては、長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮することは必要ないとしていることは事実でございます。

その一方で、できるだけリスクを低減するという観点から、原子力安全委員会では、平成四年五月に、設計上の想定を超えるような事象への対処方策といたしまして、いわゆるアクシデントマネジメントについて原子炉設置者が自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施するようにすることを強く推奨いたしております。この結果につきましては、原子力安全・保安院から聴取してまいっているところでございます。

さらに、原子力安全委員会では、原子力安全・保安院から、今回の事故で判明しております知見に基づきまして、津波による全交流電源喪失を想定した緊急安全対策の実施を全ての原子力発電所を対象に求めるとともに、緊急安全対策の実効性を担保するための省令改正を行った旨、報告を受けてございます。

原子力安全委員会といたしましては、この緊急安全対策について直ちに実施すべきであるとする

としながら、原子力安全委員会といたしましては、今回の事故を深く反省いたしまして、今回のような事態が二度と生じないように、長期にわたる全交流電源喪失等の可能性をも考慮して、必要な指針の見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○草川昭三君 今の答弁は非常に重要な答弁です。から、これはもう少し、率直な反省として、私はこれ、文科大臣も直接のあれではございませんけれども、政府を代表して所管をつかさどっておみえになるわけですから、この基本に基づいて、全電源喪失の危険性ということについてやっぱり甘く見ていたわけですよ。だから、それは反省をされるということも言っておみえになるわけでありまして、それはもっと大きな問題として政府としても受け止めていただきたいと要望をしておきたいと思っております。

それから、平成二十一年の六月に経済産業省の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループが行われておりますが、産業技術総合研究所の研究者が、八六九年の貞観地震とこう言うんですが、貞観地震の調査研究から、今回の東日本大震災のような海溝運動型地震の可能性を指摘をしております。

今回の事故が天災によるものなのか人災によるものなのか現時点では分かりませんが、今申し上げたように、危険性を指摘する声がこのようなワーキンググループの中に出ておったわけですから、政府は真剣に私は耳を傾ける必要があったのではないかと。思うんですが、その点どうでしょう。

○政府参考人(中西宏典君) 今先生から御指摘いただきました八六九年に起きたという貞観の地震につきましてでございます。

福島第一原子力発電所で考慮する地震動についての影響を検討し、その結果、問題がないというようなことは確認しているというのが過去の我々の検討結果ではございます。しかしながら、この

津波の評価というものにつきましては、今後の最終的なバックチェックの評価の中で行うということになってございました。

今回起きた福島原子力発電所の事故、これの原因の徹底的な究明、それから得られた教訓と、そういったものを踏まえて、我々としては真摯にまた検討していきたいと考えてございます。

○草川昭三君 ちよつとはしりませんが、原賠法上の被害者への賠償責任は原子力事業者、つまり東京電力ですが、福島第一原子力発電所から四号がここまで深刻な事態になった原因は大地震による大津波だけではないと私は考えます。同じように地震と津波に遭いながらも福島第一原子力発電所だけがここまで深刻な事態に陥り、他の原子力発電所は多少の被害を受けながらも原子炉を安全な冷温停止状態に持っていくことができたことを考えると、想定外の地震や津波だったということと果たして済む話なのかどうか。どちらかというと、揺れへの備えを重視する一方、津波や電源喪失への備えが甘かったからこそここまで深刻な問題になったと考えます。

今回の事故原因を想定外の天災や東京電力の責任と早々に結論付けるのではなく、これまで原子力政策の推進と安全規制の最終責任を担ってきた政府にも相應の責任があると考えますが、どうでしょう。

○政府参考人(中西宏典君) 委員御指摘のとおり、今回、福島原子力発電所、第一発電所の方の事故の原因につきましては、いろんな、地震が起き、津波が起きるという事象が起きて、全交流電源の喪失という事態に至ったことが大きいところがございますけれども、いずれにいたしましても、今回の事故を通じて、原子力に対する安全神話というものを、多分政府の中あるいは事業者の中にもあったというところは我々としても深く反省をしなくてはいいかなというふうに思っております。そういう意味での今回の事故の更なる調査といったものを、結果を謙虚に受け止めて、引き続き前に進んでいきたいと思っております。

ます。

○草川昭三君 事態の収束までには長い時間が掛かることが予想されます。私も、まずは事態の収束が何よりも大事と考えますが、事故原因の究明もまた大事であります。

今回の事故原因について、これはほど深刻な事態に陥った原因は何か、事故後の一連の対応が適切であったかどうか、大津波により電源が全て失われるという事態に対する備えがなされていたのかどうか、公正中立な第三者委員会ではこれは徹底的に究明すべきであると考えますが、文部科学大臣の考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(高木義明君) 委員御指摘のとおり、何よりも重要なのは事態の収束であろうかと思っております。

その上で、政府としては、三月十一日、東日本大震災発生直後に原子力災害対策本部を設置いたしました。その指揮の下で、関係各省、速やかな状況把握と対応に全力を尽くしてきたところでございます。その中で、文部科学省としては、震災当日の三月十一日に原子力災害対策支援本部を設置をいたしまして、関係省庁と連携協力して、特に総合的な放射線モニタリングや被曝医療の専門家の派遣などの支援を行ってきたところであります。まずは現在の事態の早期収束及び周辺住民の皆さん方の安全確保に向けて、原子力災害対策本部において政府一丸となって最大限の努力を傾注しているところであります。

今後の事故原因の究明の在り方についてでございますが、様々な角度から検討する必要があると思います。しかし、どのような組織形態でやるかということになったといたしましても、言われるところ、まさに公正中立的な観点から、徹底的な検証が行われるべきものと考えております。

○草川昭三君 もう時間が来ましたので、最後に、仮払いといって損害賠償についての補償問題がスタートしていますね。それで、私、その仮払いはいいんだけど、仮払いに対する法的な根拠とか、それから裏付けというのは一体どういうところで進んでいるのか、私は若干疑問があるんです。

要するに、今回の原発事故を通じて、事故が起きた後の体制ができていないというのが様々あります。ですから、原子力損害賠償は文科大臣の所管ですが、この機会に法的な整備を含めて体制の見直しを私は図られた方がいいんじゃないかと提案をしたいと思うんですが、大臣の見解はどうでしょう。

○国務大臣(高木義明君) 委員御指摘の仮払いについては、これは東京電力によって実施されるので法的根拠は必要ないと考えております。そのため、原子力災害賠償法の見直しは考えておりませんけれども、今後、原子力発電所事故による経済被害対応本部において総合的な被災者支援スキームの検討が進められることになっておりまして、政府といたしましても被害者の方々が適切に補償が受けられるように万全を期してまいりたいと思っております。

御指摘の件につきましては、しっかり受け止めてみたいと思っております。

○草川昭三君 もう時間が来ましたので、最後にこれ要望ですが、私、前回の予算委員会の委嘱審査のときにも強く要望しておいたんですが、三月二十四日にも要望しておきましたが、一部報道では、ブルトニウムやストロンチウムも微妙ながら検出をされたという報道もあるわけですが、これは非常に今私は気になっているわけですが、気になるところの話ではなくて、もしこれが事件になれば大変なことになるわけで、他の核種も含めた原子力発電所由来の放射性の物質を定期的に計測し、結果を公表すべきだということを特に強く要望しておきます。現在でも文科省は発表されて、インターネット等々では出しておるとおっしゃっていますが、私は、ここはより親切な調査報告をされることを特に強く要望をして、質問を終わります。

以上です。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦でございます。

〔委員長退席、理事橋本聖子君着席〕

時間が非常に短いので、簡単に明快に、大臣、是非お答えをいただきたいと思うんですけど、文部科学省は原子力損害賠償紛争の和解の仲介機関であります原子力損害賠償紛争審査会を震災より一か月たつてからようやくおつくりになった。今後、原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定を行うものというふうに考えられるわけでありまして、どの程度というのか、どういうタイムスケジュールで原子力損害の範囲を確定していく方針なのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(高木義明君) 四月十一日に設置をされました原子力損害賠償紛争審査会について、十五日に第一回の会合が開かれました。

会合においては、各省庁が把握しておる被害の実態について報告がございました。そして、迅速な被害者救済の観点から、政府指示による避難や出荷制限など、緊急性が高く、賠償の範囲について蓋然性が高いものについて、整理が付き次第、順次損害の範囲を指針として示す、次回、二十二日ではありますが、次回にも可能な部分について最初の指針に関する議論を行う、こういうことになっております。

〔理事橋本聖子君退席、委員長着席〕

御指摘の今後の指針策定のスケジュールについてでありますけれども、委員の方々とも相談しながら、今後とも紛争審査会における審議を精力的に進めて、できる限り早く指針を策定してまいりたいと、このように思っております。

○江口克彦君 できるだけ早くとか、速やかにとか、早急にと。いつも私お尋ねするんですけど、できるだけ早くというめどはどれぐらいなんですかね、大臣。

○国務大臣(高木義明君) 私どもとしましては、そういう気持ちでおりましてお願いをしておりますが、審査会の中での議論にお任せしております。

○江口克彦君　また気持ちが出てきたんですけど、それは気持ちには、大臣、一生懸命おやりになりたいというお気持ちは分かるんですけども、やっぱりトップとしてリーダーシップを取って、いつぐらいまでとかというか、そういうふうな一つのやっぱり時間というものをご区切るというか、そういうことをやっていかなないと本当は国家経営というものは、これは具体的に充実していかないと、発展していかないというふうに思うんですね。

今までたくさんの方々が質問してこられているんですけども、大臣始め政府の方々の副大臣も含めてお答えが、できるだけ早く、なるべく早く、迅速にという、そればかりで具体的な数字が出てこない。おおよそでも出てくるというような、少なくともそうした進め方というか、そういう話の仕方を常に政府の中で、閣議でもそうすけれども、やっておく必要があるんじゃないか。そういうことをやっておかないから、全ての問題が曖昧になってしまうということですよ。

ですから、せっかく民主党の委員の方々も、それから自民党の委員の方々も一生懸命建設的な意見を提案されても、お答えは、できるだけ、そしてできるだけ迅速に、できるだけ積極的にとか。そういうことでは余り政治というか国家経営というのはいまいかないですよ、大臣。一言申し上げておきたいと思えますけれども。

それと、これまでに原子力損害賠償法が発動されたのは平成十一年のジェー・シー・オーの臨界事故のみなんです。しかし、今回の事故は、ジェー・シー・オー 臨界事故と比較して賠償件数、賠償額とも大幅に上回ることが予想されるんじゃないかというふうに思うんですが、いずれにしても、紛争審査会による検討を早急に進めるとともに、国と東京電力、東電とで早急に賠償体制を構築する必要があると思うんですが、いつまでに構築するおつもりなのか。これまた、早急にかと迅速というお答えはできるだけ避けていた

だいて、何月ごろとか、せめて季節ぐらいの御答弁はいただきたい。夏ごろとか春ごろとか、もう春はあれですけれども、夏までにはとか、具体的になそういう御説明をいただければ大変有り難いというふうに思っています。

もう一つ付け加えて申し上げますが、また政府は四月十一日に海江田経済産業大臣を本部長といまして原子力発電所事故による経済被害対応本部を設置しましたですね。この対応本部と原子力損害賠償法との関係はどのようになるのかということについてお教えをいただきたい、御説明をいただきたいと思うんです。

○国務大臣(高木義明君) この原子力損害賠償紛争審査会、この指針の策定を待つことなく、例えば避難とかあるいは屋内退避を余儀なくされている住民の方々に対しては、その厳しい生活状況を見て、当面必要な資金については、まさにこれこそ可及的速やかに給付することが必要となっておりますので、また同時に賠償を適切に履行していくためには東京電力への支援を検討していく必要もございます。このようなより広い視点から総合的な被災者救済のスキームを検討するために、御指摘ありました原子力発電所事故による経済被害者対応本部は設置をされたものであります。

それぞれに与えられた役割がございまして、政府として要はいわゆる被害者が適切な補償がこれこそ迅速に取られるように、私たちとしてはそれぞれ連携して取り組んでいくことになっております。

○江口克彦君 非常にしつこいようですが、可及的速やか、迅速と。大臣としては、個人的に結構ですから、いつごろまでということ、希望としてはいつごろをお考えになっておられるのでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 私としてはもうできるだけ、例えば風評被害、あるいは出荷停止等々の件、あるいはまたそのほか、例えば原子力発電所の近くのいわゆる製造業や、あるいは販売業や、

それぞち営業されておる方々の仕事、あるいはまたそこに勤めておられる働く方々の給料支払等々もございますから、これはもう日々のごことであります、月々のことでもありますから、私としてはそういうスパンで考えていただきたいと思っておりますが、これは委員の皆さん方の議論があるところでございますから、これは、そういうことで、私はそういう考え持っておりますので、ひとつ、それこそ審査会の皆さん方の合議の中で決まるものでございます。私としては早くやっていただくように促しております。

○江口克彦君 結構です。しかし、早くとか可及的速やかとか迅速とか、そういう言葉を大臣がお使いになればなるほど、この委員会がせつかく皆さん方それぞれの確な質問をされていても、全体として委員会の雰囲気あるいはまた内容がぼけてしまふということは心に留めておいていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、原子力損害の免責条項の適用の確認については、もう既に御質問がありましたのでこれは避けますけれども、去る三月二十五日に枝野官房長官は、個人的見解と前置きしながら、原子力損害賠償法の免責条項は適用するべきではないというふうに発言いたしました。ちょうど企業決算の年度末、締めめの三月三十一日を控え

ていた時期でございます。私もつい一年前までは経営者でしたからよく分かるんですけど、この原発事故の発生以降急落していた東京電力の株式が、この発言によって更に売り浴びせが起こったと。

私は 個人的な発言だと前置きしても、市場に、マーケットに無用な混乱に陥れるような、東電株の暴落に伴うマネーゲームを助長した責任は私は否めないんじゃないかと思うんですけれど、原子力損害賠償法の所轄大臣として、政府と

しての方針が固まる前にこうした重大な発言を幾ら官房長官といえども個人的に行うことというのは、私は、私は慎むべきではないだろうかと、政府の公式発表の前に個人的といえ発表されるといふこ

とはいかなものかと思うんですけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（高木義明君） 御指摘の点でございますが、す枝野官房長官の発言が引用されました。

私どもとしましては、この事故については、いわゆる第三条の第一項ただし書ではなくて、原子力事業者が責任を負うべきであるとする第三条第一項本文を適用することを前提に対応を進めております。この考え方につきましては、三月の段階から、菅総理を含め、政府が対応する上での前提として国会などで述べてきておりまして、枝野官房長官の発言もそのような趣旨で述べられたものと、私はそのように思っております。

○江口克彦君　時間がありませんので飛ばしますけれども、私は大臣にちよつと言お礼を申し上げたいなというふうに思ふんです。それは、前回私が出席したときに、放射能測定バッジのことを御質問しました。そうしましたら大臣が、自分にはちよつと不明なものでございますが、せつかくの御提案ですからちゃんと調べて、それが今の状況の中で役立つのであれば、それはそれで活用させていただきます。

非常に私としては、大臣にしては珍しく積極的に前向きに答えたいだいたというふうには私は思っているんですけども、私が言ったからといって大臣がそう判断されたかどうかは知りませんけれども、大臣は福島県内の全ての公立小中高ですね、いわゆる線量計を配布するとともに、原発周辺の学校などの放射線量を常に監視するシステムを整備するために第一次補正に約九億円を盛り込む方向で調整していると報じられています。

これは確かだと、先ほどもちょっとお話もありましたので、是非この実現に、大臣、努力をしていただきたい、私どもも協力したいというふうに通つております。

ところが、学校における放射線の把握の必要について前向きということですが、これ私立学校、公立だけなのか。福島県にある私立の学校は、これは対象外になっているのかどうか。も

し対象になっていないとしたら、やっぱり私立の子供たちにも、あるいはまた学校にもそういうふうな配慮をしていただいた方がいいのではないか。是非、そういう点からも、大臣、頑張ってください。私立大学入っていますか。——それだったら結構でございます。入っているということだったら結構でございます。入っているということだったら、あるいはまたペーパーによつたりすると公立しか記載されていませんので、私立が入っているということでございますしたら大変結構です、また有り難いことだというふうに、決めていただく方向で考えていただいているのは有り難いと思います。

ただし、学校ということで、線量計の学校配布ということとは、これはこれでいいと思うんですね。是非やっていただきたいと思うんですね。前回私申し上げましたように、もつときめ細かく、子供一人一人に、その状況を把握するようにしたらどうかと。

先日の委員会でも質問させていただいた放射線測定用フィルムバッジを児童生徒に配布することは有効ではないかということをお話を申し上げたんですけれども、前回、それが線量計ということでも、それでも私としては喜んでくれるわけですから、子供たちのために。その子供たち一人一人に、私は放射線測定用のフィルムバッジを児童生徒に配布することが有効であるということをお話を言ったわけですから、これは今、私取り寄せたんです。これはアメリカ製なんです。これは四千九百九十円なんです。これは放射線の濃度によつて色が変わるという優れ物か、まだ実際に昨日届いたばかりでテストはしていませんけれども、これが学生が、子供たちが一人一人たつて四千万円ぐらいですよ、二万人いたつて八千万ぐらいですよ。こういうふうなもの、これちゃんと首からぶら下げられる、ポケットに入れておけるといふような代物なんです。

それ以外に、国立がんセンターの嘉山先生ですね、理事長です、嘉山理事長が、福島県の住民

には、また別に、がんセンターでこういう放射線を扱っている人たちはバッジがあるらしいんですね、この間も申し上げましたけれども、フィルムバッジ。この国立がん研究センターの嘉山理事長が、福島県の住民にこのフィルムバッジを配布することをしきりに提案されているんですね。まずは文部科学省が率先して私はこのフィルムバッジを、学校に線量計を置くだけじゃなくて、もつときめ細かく、子供たちあるいはまた中学生、高校生、そういう児童生徒への配布を始めてはいいかかと思うんですが、これについて御検討いただけないかと。是非、学校だけでなく、子供たち一人一人もチェックできるように御配慮いただけないか、そういう対応をしていただけないかというふうに思うんですが、最後の御質問とさせていただきます。

○国務大臣(高木義明君) 過去の委員会でも江口委員から御指摘をいただいた趣旨として、線量計を学校に配布すると、こういうことについてはそういうことで考えております。

後段の御提案でありましたフィルムバッジにつきましては、これについては、これは主に放射線を取り扱う施設の従事者が胸部などの身体表面に装着をして外部被曝線量を測定するというもので付けておられるということは承知をいたしております。

これを児童生徒一人一人に装着することについては、これは子供たちの精神的な負担、こういったことも考慮する必要があるところであろうと、私はそのように考えております。

このため、文部科学省においては、原子力安全委員会の助言も踏まえつつ、まずは学校の先生方に簡易型の放射線測定器をお配りをして、児童生徒と行動を共にしながら放射線の量を継続的に測定すると、こういうことで考えております。

○江口克彦君 お守り代わりにでもいいと思うんですけれどもね。

○委員長(二之湯智君) 本日の調査はこの程度に

とどめます。

○委員長(二之湯智君) 次に、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。高木文部科学大臣。

○国務大臣(高木義明君) この度、政府から提出いたしました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

科学研究費補助金は、全国の大学等の研究機関に所属する研究者による、幅広い分野の学術研究に対して助成を行う研究助成制度であり、その配分業務の多くを独立行政法人日本学術振興会が実施しております。科学研究費補助金は、現行制度上は単年度ごとに助成を行うこととされておりますが、学術研究は、その性質上、事前に定めた研究計画のとおり遂行されることは限らないことから、研究の進展に合わせて研究費を使用することができる制度の実現が強く要望されております。また、平成二十一年に独立行政法人日本学術振興会に基金を創設する際には、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、科学研究費補助金等に関して、「基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にするよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。」と全会一致で決議されたところであります。

このため、この法律案は、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、学術の研究に必要なる助成を行う業務のうち文部科

学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は毎年度、予算の範囲内において、独立行政法人日本学術振興会に対し、当該基金に充てる資金を補助することができるとするものであります。

第二に、独立行政法人日本学術振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとするものであります。

第三に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(二之湯智君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○横峯良郎君 皆さん、長時間お疲れさまです。

まずもって、東日本大震災に犠牲の皆さんにお悔やみを申し上げます。被災された皆さんにも心からお見舞いを申し上げます。

学術振興会法の一部を改正する法律案は、もう賛成は当たり前のことなんです、今回の補助金の研究種目のうち比較的採択件数が多く若手研究者の応募も多い研究種目の基金化は、使い勝手の向上という点で一歩前進であり、大いに評価すべきだと思います。科学研究費補助金の予算の一層の充実に向けた決意を大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高木義明君) 横峯委員にお答えをい

たします。

今回の研究費の基金化は、柔軟な発想が期待される比較的小規模の研究種目を対象として行っておりまして、科研費全体の新規採択課題の約八割にわたる約二万件が基金化のメリットを受けるものと考えております。科研費は、全国の大学や研究機関において研究者の自由な発想に基づいて行われる基礎から応用までの多様な研究活動を支える重要な制度であるとともに、イノベーションの創出の基盤としての役割を果たしております。

我が国の科学技術の発展を図るため、今後とも科研費制度の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○横峯良郎君 今、基礎研究に対する評価、研究成果が社会にどのように役立つかといった結果重視の傾向にあると言われている。特に、我が国の明日への先行投資と位置付け、成果ばかりを重視して研究の妥当性を判断するのではなく、多様な角度から評価が求められていると思うが、大臣の考えをお伺いします。

○国務大臣(高木義明君) 御承知のとおり我が国は資源の少ない国でございますが、しかしその最大の資源は人材だと考えております。そういう意味でも、今後、科学技術の発展は我が国の成長の大きな礎でございます。その意味で基礎研究は、人類の新たな知的資産を創出するとともに、イノベーションにより新たな価値や技術を創造して我が国の成長力を強化するものであると、このように考えております。

一方で、昨年ノーベル化学賞を受賞した根岸教授、鈴木教授が若い時代から挑んできた研究の成果が三十年以上の年月を経て様々な形で実を結び、社会に貢献をしておることからも分かるように、御指摘のように、この基礎研究の評価は短期的な成果のみならず、長期的視点に立つて様々な観点からその評価は行われるべきだと、このように考えております。

○横峯良郎君 大変よく分かりました。さて、それでは、原発行政の代表である「もんじゅ」について質問いたします。税金の無駄遣いを徹底的にたたき、予算の執行を即停止して震災の救援、復興に国の総力を挙げて立ち向かわなければならぬという思いで質問に立つております。

まず聞きたいことがあるんですが、「もんじゅ」というのは本当に専門家によって研究されているかということと大臣にちよっとお聞きしたいんですけれども。

○副大臣(笹木竜三君) 「もんじゅ」については、施設の安全、維持、運営、そうしたことに付いての約三百名の研究者、技術者が従事しているということと、それと炉心のデータ等、この分析、解析も含めて八十名の研究者が携わっているというのが今の現状です。

○横峯良郎君 「もんじゅ」というのは、どういう役割で何なのかということとちよっと説明していただけないでしょうか。

○副大臣(笹木竜三君) 今「もんじゅ」で、原型炉ということで研究を進めているわけですが、将来の核燃料サイクル、しかも増殖をするFBR、これを二〇二五年からの実証炉を目指しており、そしてその先、二〇五〇年の実用化を目指している、そんな中でのこの「もんじゅ」があるということです。

○横峯良郎君 私「もんじゅ」というのは前から興味を持って、もう議員になる前からよく知っていたんですけども、簡単に言えば、ウランを、原発使ってもう駄目になったやつを、また再処理してそれを復活させてやっていくという大変いい研究だと思っております。実際それができるかできないかと。ところが、全然まだ何にもできていないと。

三月十日に同僚の平山誠議員が「もんじゅ」に関する質問主意書を震災前に出されたんですね。この質問主意書は見えたかったですか。

○副大臣(笹木竜三君) 今委員がお話しになったとおり、三月十日に提出をされているということらしいです。私が見たのがまさにあの震災のあつ

た当日だったと思います。報告を聞き、質問主意書そのものも目を通させていただきました。

○横峯良郎君 その主意書の中に本当に分かりやすく書いてあるんですけども、皆さんも是非目を通してほしいと思うんですけども、誰が見ても本当に、何だこれはと、こんなことをやっているのかと、それを今日ちよっと質問していきませうけれども。

私は現地に行ったことがあるんですよ。「もんじゅ」も見に行きましたけれども。視察に、「もんじゅ」見に行かれたことはありますか。

○副大臣(笹木竜三君) 昨年の九月の下旬にこの副大臣に就任してからは三度視察に行っております。それと、もちろん副大臣就任以前にも、合計はちよっとは三回以上は行っておりますが、少なくとも三回以上は行っております。

○横峯良郎君 今、震災が起こって放射能に、今回の震災と阪神大震災の違いというのは、火災の災害と地震の災害と津波もあったんですけども、一番の違いというのは原発の災害が阪神大震災はなかったことです。今回はあつたということですね。それがもう、とうにもうレベル7ということになつていっているんですけども。もう一か月たつんですけども、文科省が今何をやっているのかと。今何をしなければいけないということとは全然見えてこないというのが今現状だと思います。

特に、一か月前ですかね、放射能の水の問題、国は赤ちゃんに対してはミルクに使うなということも出されてパニックになつてしまつて、ということ、水道の水を今まで飲んでいた皆さんもほとんど飲まなくなつたと思うんですけども、副大臣は今東京の水をそのまま飲んでいらっしゃるんですか。

○副大臣(笹木竜三君) 私、今現在蛇口の水も、特にいろいろ紅茶であつたりコーヒーを飲むときには蛇口の水を使つてポットで沸かして飲んでおります。それと、これは震災前からミネラルウォーター、ウーロン茶、こういうようなものをいつも冷蔵庫に入れて、これも飲んでおります。

○横峯良郎君 やっぱ我々が今、現地じゃなくて今東京にいて、一番やっぱり放射能の汚染による、大したことないと思うんですけど、こういう言い方したらおかしいですけども。かえって、今カルキ、カルキの方がどうかなと思うぐらいにカルキもいっぱい入つています。その水をミルクには使えないと。ということは、何でこんなに水不足ということが出てきたかという、今までは飲み水だけだったんですけども、今副大臣が言われましたように、コーヒーとかお茶を沸かすにもペットボトルの水を今だんだんだんだん使うようになってしまったと。

ということは、飲み水に関しては大したことないんです。ところが、ここにもありますけれども、水がありますよね。水は、今までペットボトルの水は水で飲んでいたので、水は蛇口の水道水から製氷機に行つて氷を作ります。ということ、完璧なただの水道水を飲んでることになるんですね。それを乳幼児にもそれを分らないでしている方もいらっしゃると思ひます。

本当に風評被害もありますし、本当に今我々がやらなきゃいけないことは何なのかと。まずそのことについて早急にやらなきゃいけないと。本当に風評被害でもうたくさん困つていらっしゃると思います。文科省として何を一番思われますか。

○副大臣(笹木竜三君) 先ほど私のお答えしたことについてもお話があつたので、私自身はお湯を沸かしたりそういうときには蛇口の水を使っているということ。それ以外のときにミネラルウォーターとかウーロン茶を飲んでいらっしゃるというお答えをしました。

それと、例えば蛇口水、水道水での汚染ですが、三月二十二日ですね、報道された金町の浄水場、そこで乳児の飲料に関する暫定的な指標値、一キロ当たり百ベクレルを超えた二百十ベクレルが確かに報道もされました。そのときそういう検出もされています。しかし、今現在〇・二ベクレル一キロ当たりということ、もうかなり低い

数値に戻っているわけですね。

文科省がこの事故発生以降やっている活動の中で最も担当として責任を持ってやらなければいけないのはまさにこのことだと思っています。放射能あるいは空間の放射線量、あるいは今言った蛇口水であったり土壌から、福島原子力発電所周辺であれば土壌から出ている放射線の検査、こういうようなものを充実して行っている。その結果を国民に全て早くお伝えしていく。これが文科省が一番力を入れてやらないといけないことであり、先ほども若干そういう学校での検査体制についてもお話がありました。これは事故発生以来、車を使ったモニタリング、各都道府県に委託をしてやっている空間放射線量のモニタリング、蛇口水あるいは土壌のモニタリング、こうしたものを全て、人員もかなりもうきついでずっと充実を続けております。これを今一生懸命やっているわけです。

○横峯良郎君 副大臣は福井の出身ということでは……

○副大臣(笹木竜三君) はい。

○横峯良郎君 原発の本場に多いところなんですけど、やっぱり皆さん、国民の方々がどう思っているのかというと、災害は、津波によっての災害は復興できると思うんですよ。ところが、先行きが見えない。今、冬です。雨、ほとんど降らないです。これから梅雨になってその水がどうなっていくかと。多分、どこかで水の汚染というものが出てくると思います。それが、もう出てこないということはないと思うんですけど。そうなったときに、風評被害で本場に水に対して飲まないとか出てくると思うんですけども。

私は原発に反対しているのも何でもありません。ただ、今の工事中の、進めようという原発をやめていただきたい。現状のままでいいんじゃないかと。

ここに調査したあれがあるんですけど、二〇〇七年の国民の調査で、原発を増やすということについて、三〇%、現状のままでいいという方が五三

%、これで八六%だったんですね。二〇一一年に取った結果が、増やすが五%、現状が五一%と。国民誰しもがそんなに原発に依存しなくていいじゃないかという結果が出ているんですよ。私もそう思います。政府としては、今三〇%の原子力発電です。それを何か「もんじゅ」を見ると、一〇〇%原子力に頼ろうとしているような気がします。

それで、「もんじゅ」についてですが、御存じだと思いますけど、皆さん御存じだと思うんですけど、もうかれこれ二十三年たっています。毎日どれぐらいのお金が掛かっているかといいますと、五千五百万です。毎日ですよ。まだ実用化はほとんどされていません。十五年間休んでいまます。その十五年間休んでいるときもかなりの額のお金をつぎ込み、この前は、再開した途端、中の燃料棒が落ちてしまつて、それを取り除くのに二億ぐらい掛かっていると。また休んでいまます。

じゃ、いつごろできるのかというと、目標が、実用化の目標が二〇五〇年ですよ。我々は死んでいます。どうして五千五百万も、平山議員の要望書を見られたと思うんですけど、なぜこんなことをいまだにやっているのかと。当然もうフランス、アメリカ、もうこの「もんじゅ」のやっていることにに関してはみんな諦めましたよね。なぜ日本だけがそんなことをいつまでも続けてやっているのかと。何が根拠なのか、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○副大臣(笹木竜三君) 今先生が言われたような原子力発電に対する安全性についての御意見とかあるいは今回の事故を受けての不安とか、私も、立地をしている、しかもたくさん立地をしている自治体に住んでいるわけですから、私の家族も住んでいるわけですから、当然いろんなことはその都度、意見も持ち、考えてもきているわけですが、なぜ今までFBR、この「もんじゅ」を進めてきたか。

これについては、やはり昨年あの尖閣の事件の前後でレアアースのこと、これはむしろ資源、エ

ネルギーというよりも資源ですが、レアアースのことが話題になりました。やっぱり、資源ですとかエネルギーについて余りにも極端な形で他国に依存を過ぎている国というのは、外交をやる余地とかいうか、その選択肢が非常に狭められる。このことがあって、先ほど先生からも御説明があったように、増殖も可能なこのFBRの技術というのを、しかもこれは震災の以前のことですが、フランスからもアメリカからも、先ほど、二〇二五年に実証炉を目指してやっています、そして実用炉は二〇五〇年というお話をしましたが、この実証炉に向けて日本と共同で研究を進めたい、その実現を目指したい、申出がある。これは少なくともFBRの技術については世界のトップレベルを今現時点では走っていると、こういうことで進めてきたということがあると思います。

委員がお話しになったようなこの震災と原発事故を受けて、今後、これは高速増殖炉だけじゃありませんが、軽水炉も含めてですが、原子力発電所の計画をどうするか、これは当然、今後まずは事故の収束、これが第一番ですが、その後に検証していく、検討していくことになるんだろうと思っています。

○横峯良郎君 だから、起こってしまったわけですから。今までも事故いっぱいあります。人も死んでいます。自殺した人もいます。最近ですと、二月、私が「もんじゅ」を見に行ったときに説明を受けて会った方も自殺されています、私もびっくりしましたけど。本場に、東電も内部告発で何年か前にあったときに、そのときも内部告発して一時止めて、そういうことと、あともう一つは、二〇五〇年と、これは誰がこういうことを出したのか分からないんですけど、四十年先のこと。だって、二十三年間たつても何にも変わっていないんですよ、何にも変わっていないと。

そこで、文科省としては、本場にこういう事故がレベル7まで来たと、初めてですよ。もう世界からも本場に、それからさつき世界の信用と言われましたが、事故を起こしてしまつて、世

界の信用は、それどころか、もう本場になくなってしまったわけです。これを文科省としてはまだ続けるのかと。

私は、この復興資金も、いろいろあるんですけど、毎日五千五百万掛かると。そして、今造っている、凍結している原子炉はたくさんありますよね、全国に。この費用も考えたら、資料にも渡してありますけど、もう本場に政治家と企業と、三菱、東芝とあと一つどこでしたかね、三つあるんですけど、それと政治家が、本場にこの天下りも含めて、これだけの大きなお金を掛けてこれをやっているんですけど、これを復興に回したらどうなのかと。今まで全然、事故がなかったら皆さん気付かなかったと思うんですよ。もう事故があつて、このままでいいと。まず復興だ。

去年の五月も十五年ぶりに試運転をしたんですけど、先ほどの十五年前のナトリウム事故が起きたときに、初歩的なこれミスだったんですけど、これ東芝さんがやっていたらしゃるんですけど、これも事故を直すのに十七億五千萬掛かっただけですよ。これを東芝が負担したんじゃないかと国が負担しているんですよ。こういうことはほとんどもう御存じじゃないと思うんですけど、国民の皆さんは。

こういうことに関して、企業と、何なんですかね、その仕組みとかいうか、どういうふうになっているのかと。こういうことをお聞きしたいんですけど。

○副大臣(笹木竜三君) この炉内中継装置の落下を受けて、その復旧に当たって、この装置と周辺設備の細部に関する情報を把握している東芝に今の復旧に向けてやっていたらいいというわけですが、当然、じゃこの落下したというこの事故を受けて今原子力機構がその検証を行っているわけですが、そう遠くない時期に報告、この事故についての検討の結果の報告が上がつてくることになっております。その報告を受けて、例えば責任の問題とか、復旧のための費用の負担の問題、これを検討していくことになる、そういう状況です。

○横峯良郎君 官業の癒着の構造だと思ふんですけど、その代表的な例が、今日の新聞に、資料にもありますが、天下りの中で、東京電力の顧問をされている前資源エネルギー庁長官が今月いっぱい辞めると。いつ就任したかといいますと、一月です。まあ本当に見え見えで、何言われるか分からないから辞めると。もういっばいありますよね。東北電力もそうですけど、関西電力も、四国電力、北陸電力もほとんどが天下りです。

そしてもう一つは、党に個人献金を皆されているんですね、毎年。以前は党に対して個人献金を全ての役員とか皆さんされています。それが、本当にもうびつくりしますけど、二〇〇六年、二〇〇七年、二〇〇八年ですけど、二〇〇八年に関しては五十三人で六百五十四万ですね。それは個人献金です。ということは、一人頭多い人は二十万とか三十万とか、それが本当にもう誰が見てもそういう癒着とか言いようのないふうになっていきますけど、文部科学省は天下りの現状というのはないんですか。それをちよっとお聞きしたいんです。

○副大臣(笹木竜三君) 文部科学省から今委員が御質問になったような原子力事業を行っている電力会社に天下っているという事実は、平成十一年からの資料しか私自身は把握していませんが、平成十一年からの資料で一つありません。原子力機構については文部科学省のOBが、原子力研究開発機構ですね、原子力機構については文部科学省のOBが理事に就いているということ把握をしております。

○横峯良郎君 ほとんどがエネルギー庁からの。文科省は少ないというかんじですが、本当にこれはもつと時間掛けてゆつくりやりたいと思ふんです。私も何でこういうことを言うかといいますと、この原子力についていろんな意見を述べますと、本当に電力会社から、横峯がいんだつたら私たちは応援しないと、そういうことも何度と言われたことがありますし、そういうふうなこともあったものですから、今与党となつてもある

んです。この復興資金を本当にこの震災の方々に回していただきたい、今ある、今進めようとしている原発をやめていただきたい。

それで、例えばこれ、すごい例があるんですけど、岩手県の普代村というところがあるんです。これは田野畑村の横にあるんですけど、ここは一八九六年に千十人の死者を出しているんですね、二度起きまして、その次の震災のときには津波でやっぱり六百人の被害者を出しているんです。そこで、当時の村長さんが、これではいかぬと、二度あることは三度あると。三千人の村なんです。防波堤を造ろうと。どこも造りました。

宮古も造りましたし、どこも造っているんです。ところが、このちよっと違っていたのは、一八八四年に三十五億円掛けて十五・五メートルの防波堤造ったんです。そうしたところ、今回の震災では一人の犠牲者もなく、また家屋の倒壊も一つもないという事態で、本当に、ああ、すごいことだと思ひます。僅か三十五億円でできたんですね。原発の費用から考えると、これが何個でいいのかと。確かに、これは実際、今回の震災で助かった村なんです。当時は、すくくやり過ぎだ

と、こんな建物建てて、こんな十五・五、ほかはみんな八メートルで造ったわけですから。ここだけ十五・五メートルだったんです。こんな十五・五メートルも掛けて造つてやり過ぎだという声が物すくく起こつたんです。でも、それを貰いたんです。

こういう事例があるんですけど、これはどう思われますか。

○国務大臣(高木義明君) 今お話がありました、岩手県の普代村に設けられた防波堤及び水門が東日本大震災の被害を大幅に軽減をしたと、三月末時点で行方不明者は一人出ているものの、死亡者はゼロである、住宅への浸水被害も出てないことは報道等で承知をいたしております。

村は、一八九六年の明治三陸津波と一九三三年の昭和三陸津波で計四百三十九人の犠牲者を出したために、当時の村長さんが十五メートル以上を

主張をして、その防波堤について一九六七年に県が五千八百万円を投じて、水門も同じく県が八四年に三十五億円を投じて完成したものと承知をいたしております。

私の感想としては、今回の震災の様々な教訓を糧としなけりやならぬと、このように思っております。

○横峯良郎君 済みません、もう時間となりまして、本当、今継続して続けようとしている山口県の上関もそうなんですけど、本当に今やっているところを中止していただきたいと、工事をしているところですね。

上関なんかはこの前、裁判の結審が出まして、今、祝島の島民が本当に自分が防波堤になつて止めていたんですけど、裁判の結論が出まして、一日当たり、工事を邪魔すると五百万の賠償を負うという形にもなつて、偶然今度震災が起きまして助かっただけなんです、今凍結しています。

本当に、これ以上原発を増やさないで現状のまゝにして、震災にその交付金などを充てるということには是非前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

終わります。

○水落敏栄君 自由民主党の水落敏栄でございます。

この度の東日本大震災、我が国の経済社会あるいは国民生活に大きな影響を、しかも長期にわたつて及ぼすことが予測されるわけでありまして、そして、この国難ともいふべき大災害から復興を遂げる重要な決め手が科学技術にあることは間違いない、こう思ひます。

我が国の科学技術を推進していく上で最も重要な支援制度が科学研究費補助金であります。現在審議されている日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、複数年にわたつて効率的に科学研究を進める仕組みの導入を目的とするものであることは、我が党としても承知しているところであります。そこで、伺いますけれども、本法案を提出した

目的、特に基金化の意義についての確認と、基金化の対象及び法案が仮に成立しなかった際の影響について、高木文部科学大臣、お答えをお願いいたします。

○国務大臣(高木義明君) 水落委員にお答えをいたします。

科学研究費の補助金については多くの研究者から、年度にとらわれずに研究の進展に合わせて研究費を使用できる制度にしてほしいと、こういうことがこれまでも求められておりました。そこで、この科研費の複数年にわたる使用を可能にするために、今回の法律案の改正によつて日本学術振興会に科研費に係る基金を創設するものであります。

この基金の創設によりまして、振興会から適時に研究費を交付することが可能になりまして、研究者が必要な時期に必要な研究費を使用できる、そういうことになるものであります。研究のより効果的あるいは効率的な活用が図られると、こういうことが期待をされ、そして私もそのように思っております。

○水落敏栄君 大臣、もしこの法案が仮に成立しなかつたらどういふことになりますか。

○国務大臣(高木義明君) 仮にこの法案が成立しなかつた場合は、基金で助成予定者約二万人の研究者の研究が着手できないこととなります。これは科学研究の振興の観点から極めて大きな問題になるうと、このように思っております。

○水落敏栄君 本法案の一番の目的が、独立行政法人たる日本学術振興会に科学研究費補助金に係る基金を創設することによつて、特に未来を担う若手の研究費について、予算の単年度主義の弊害を乗り越えて、年度の区切りにとらわれず必要な研究資金を交付することを可能とすることであることであるというふうにただいま確認をさせていただきます。

この法案の目的自体は、申し上げたように、従来の我が党の方針にも即したものであります。異論はございません。ただし、民主党政権がこの

ような内容の法案を提出したことに對しては、私は違和感を感じざるを得ないのであります。

その理由でありますけれども、民主党は、平成二十一年度補正予算に盛り込まれた四十六の基金に對し、五月二十九日の参議院予算委員會の反對討論によりますと、次のように発言をしております。事業の本身は後追いで、取りあえず目の届きにくい独立行政法人などの都合の良い団体にはばまぐ、その中には高級官僚の天下り先が多く含まれていて、基金として予算計上しておけば数年間は予算を使い続けることができる内容になっているから、官僚の思惑で予算組みがなされているので国家予算に関する憲法の趣旨に反するとして反對し、参議院本會議でも否決したのであります。

さらに、補正予算による基金の設置先としての日本學術振興會そのものについても、民主党は、平成二十一年五月二十二日の文部科学委員會において、松本大輔議員がこう言っているんです。文科省丸抱えの、ずぶずぶの天下り先として、予算についても、全予算額の九九・八%が国からの運営交付金及び補助金ということであり、こういう文科省と実質同一体のような先の一団体が独立行政法人なんですか、こう厳しく批判しているんです。

最終的には、要するにこのJSPSがやっているのは、これは學術振興會ですね。審査委員の選任なんですよ、外部の大学の先生とか研究者にピアレビューを依頼して、その審査自体は要するに丸投げしているんです、そう言っているんですね。

それで、部課長ポストはほとんど文科省で占められている、こうであれば、文科省自身が従来科研究費の交付をやっていたんですから、この独法については、これはもう統廃合というか、考えなきゃいけないはずですよ、存在意義をもう既に見失っている、この不景気な中、二万六千人の官僚OBが四千七百の天下り団体に天下っている、十二兆六千億円、つまり、消費税五%相当の税金が

垂れ流されているんですよ、日本學術振興會の存在意義が失われたとまで、こう言っているんです。

なお、この質問を行った松本議員は、現防衛大臣政務官であつて、政府の一員を成しているわけでありまして。

そこで、伺いますけれども、民主党は、平成二十一年には憲法の趣旨に反するとまでして独立行政法人の基金の創設を厳しく批判して補正予算案に反對して、基金の創設先の日本學術振興會についても、申し上げたように、存在意義を見失っているとも厳しく指摘しています。したがつて、なぜ今回、あれほど批判していた日本學術振興會への基金の創設を自ら行うのか、この二年間で日本學術振興會についての民主党の評価を変更させるようなことがあつたのかどうか、お答えいただけますか。

○国務大臣(高木義明君) 今委員が御指摘されましたのは平成二十一年度の補正予算の審議の模様でございました。数々の議論があつた中で、全体的には民主党は審議は不十分だと、尽くされていないと、こういう意見で反對したところでありまして。

研究費における予算の単年度主義の弊害を回復することは評価し得るとして、補正予算案に盛り込まれた振興會への基金、いわゆる先端研究助成基金であります、を設置するための法律改正については賛成をしております。また、この法律改正の際には、科研究費における基金の活用等については、衆議院、参議院、両委員會において全会一致で附帯決議がなされております。

このように、今回の法律案提出は、これまでの民主党の主張と矛盾するものではありませんで、研究費のより効果的、効率的な活用を図るために科研究費の複数年度の使用が実現するような、こういう意味を含めたものであると、このように承知をいたしております。

○水落敏栄君 ただいまの大臣の答弁ですけれど

も、平成二十一年度当時に民主党が日本學術振興會への基金の創設に反對していた主張とは矛盾するのではないかと私思いますけれども、民主党政権が平成二十一年当時の日本學術振興會に対する評価を変更したんでしょうか。変更したのであれば、その理由について御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(高木義明君) この學術振興會については、これまでも科学研究費補助金、いわゆる科研究費の運営などについては適切に、しかも効果的、効率的に行つておる実績があります。また、この基金の運営の実績もあることから、科研究費の基金の創設については適した組織であろうと、このように考えております。

なお、振興會における科研究費の審査は、延べ六千人以上に及ぶ審査員によるピアレビューで行われることになっておりまして、研究者中心の公正中立な運営の仕組みが確保されておると、このように認識をしております。

○水落敏栄君 であれば、私は、本当に二十一年当時のこの松本議員の発言というのは誠に遺憾だと、このように私は思ひます。端的に言えば、平成二十一年の民主党の姿勢は、要は自公政権を解散選挙に追い込むためにありとあらゆる難癖を付けたものでありまして、極めて私は問題であつて遺憾だと言ふに言わざるを得ません。

しかし、我が党は、そのことをもつて今回の法案に反對するものではありません。むしろ、麻生内閣で当時の塩谷大臣が提唱した科研究費の基金化であり、元々我が党が具体化した政策でありますから、賛成するのは当然だと考えております。

民主党も与党として責任を持つ立場になつたのでありますから、今後も政権交代が生じるであろうことを考えると、国家国民のために必要な制度改正については、与野党の区別なく、党利党略を超えて賛同すべきと考えますけれども、これについて大臣、どう思われますか。

○国務大臣(高木義明君) この研究費の複数年度使用の実現については、多くの研究者、現場の皆

さん方からこれまでも強く要望されてきたことでありまして、このような改革についてはまさに党派を超えて取り組むべきものだとは認識をしております。

今回の基金化については、これは平成二十二年に超党派の議員立法で成立をした研究開発力強化法の趣旨、また平成二十年の日本學術振興會法改正の審議における全会一致の附帯決議の内容に沿うものでありまして、私どもとしましては、これは国益に照らして推進すべきものだと思つております。

○水落敏栄君 次に、科研究費の不正使用防止の方策と基金化の効果の検証について伺ひをしたいと思います。

科学研究費については、残念なことではありますが、従来より、私的利用やあるいは補助申請時と異なる費目への研究費支出、そして不正受給など、不正使用の問題が度々指摘されてまいりました。最近では、例えば三月二十五日には、金沢大学が、医薬保健研究域、医学系の講師が十年間にわたつて実際に行つていない実験データを科学研究費補助金の実績報告書などに記載して、計千六百九十四万円の交付を受け取つたとして懲戒解雇になりました。また、三月三十日には、大阪大学が、特任教授が研究費の不正な経理を行つて一部を私的流用していた問題で、特任教授を八日付けで解雇として、二十八日は詐欺罪で大阪府警に告訴したと、こう発表しています。この特任教授の私的利用ですね、家族での海外旅行なんかはこの費用を使っているんです。全くひどいものです。

四月七日には、松本南科大学の複数の研究者が二〇〇四年から二〇〇八年度に文部科学省から受けた科学研究費補助金約一千八十二万円について不適切な経理処理をしたとして約七百六十五万円の返還を請求されました。

そこで、お伺ひしますが、松本南科大では、二〇〇四年から八年度、取引業者に架空の発注を行つて支払つたかのように見せかけたお金を預け金として翌年度の研究費に充てるなど、不正

な経理処理を十二件、計七百六十五万円もあったそうですが、処分対象になったのは代表研究者五人で、中でも他の研究者から引き継いだ預け金を自分の研究費として使っていた研究者一人については悪質と判断して論旨退職処分としました。この事例は複数年度で科学研究費を使おうという意図の下、不正な経理処理を行ったものと思われませんが、従来の民主党の主張は、基金化によって無駄などがあるいは不透明な予算が計上されることもあるかもしれないということであったと、こう理解していますけれども、今回の改正によってこうした不正を防止できるものと考えておられますか。また、私的流用や補助申請時と異なる費目への研究費支出などの不正使用について、それを防止するための取組についてどのようにしていくのか、お伺いします。

○大臣政務官(林久美子君) 委員御指摘のとおり、本当にこの科研費をめぐる不正使用というのが後を絶たず非常に遺憾に思っているところでもございます。過去五年で見ますと、年間六件から十一件の不正使用というのが明らかに増えております。

今回の法改正によってこうしたことがなくなるのかどうかというまず御質問だったかと思いますが、当然、制度的にはかなり基金化することで複数年度で使いやすくなっていくわけでございますから、確かにそうした側面もあるかと思えますが、この不正使用が発生する要因としてはいろいろやはりあって、複合的であるというふうに考えております。大きく分けて、やっぱり研究者の意識とかルールに関する知識の不十分さがあると思

いますし、さらには研究機関の管理体制やチェックの仕組みの不十分さ、また制度や運用面の問題があるというふうに思っておりまして、これら一つ一つの問題をしっかりとクリアをしていくことがこの不正使用を防ぐということにつながると思います。さらに、平成十九年の一月には文科省として研究費の不正な使用を防止するためにガイドライン

を定めまして、各研究機関において研究機関における管理、内部監査の実施も求めているところでもあります。今回の法改正とともに、しっかりと様々な要因に目を向けながら不正の防止に努めてまいりたいと思っております。

○水落敏栄君 おっしゃるように、やっぱり内部監査なんかをしっかりとやって、やっぱり国民の税金でありますから、そして若手の皆さんにしっかりと研究していただくためのそうした大事な費用でありますから、防止対策についてしっかりと取り組んでいただきたいなと、こう思います。

平成二十三年度の科研費、二千六百三十三億円ですけれども、基金化の対象は八百五十三億円であります。基金化については、今回は特にニーズの多い、また少額の分野に限定されているようでもあります。我が党としては今後は他の種目などについても拡大していくべきであると考えますけれども、それについては研究成果に対する評価、検証が不可欠であり、基金化によって科研費が有効に使用されたという実証がなされねばならないわけでありまして、研究成果の評価についての具体的な取組、どのようにやっていくのか、お伺いします。

○大臣政務官(林久美子君) 科研費は、委員もよく御存じのように、ノーベル賞を含む非常に優れた研究成果を生み出したところでもございまして、より一層優れた研究成果を生み出していただくために制度の評価を適切に行っていくということとは、委員御指摘のとおり非常に重要なことであるというふうに考えております。

このため、科学技術・学術審議会の研究費部会などにおきまして制度面の不断の見直しあるいは評価を行うとともに、文科省が毎年行っておりま政策評価においても制度改革の進捗状況や研究成果の発表状況などの観点から検証を行っているところでもございます。また、予算編成過程においては総合科学技術会議の評価も受けておるところでございますが、今この研究の種目もどんどん広がっていくらという御意見かと思っております。

けれども、こうした国会での御審議や研究現場を始めとする様々な現場の皆さんの御意見を聞かせていただきながら、この基金制度の効果というものもしっかりと見極めつつ検討をしていきたいというふうに思っております。

○水落敏栄君 ありがとうございます。しっかりと評価についての具体的な取組、お願い申し上げます。次に、今回の東日本大震災に伴う学校における放射線量の測定について幾つかお伺いしていきたいと思っております。

一昨日、四月十七日のNHKによりまして、文部科学省は、福島県内の学校現場で放射線量を把握する体制を整える必要があるといったしまして、累積の放射線量を測定できる簡易型の線量計を千七百個程度調達して、福島県内の全ての公立の幼稚園、小中学校、それに高校に配布する方針のこととあります。また、これまでの高い放射線量が測定された原発周辺の地域の学校などについては、測定する機器の設置など放射線量を常に監視するシステムを整備し、データを公表したいと、そういう考えだとも伺っております。

そこで、質問ですが、報道によれば、私立学校は対象にならないようでありますけれども、子供の安全という観点からは同列に論ぜられるべきであると私は思っております。福島県内には私立の幼稚園と小中学校、それに高校は何かあるのか、そこは線量計の配布の対象とはならないのか、ちょっと、通告してあると思いますが、お伺いします。

○大臣政務官(林久美子君) 今報道等による御指摘ございましたけれども、現在のところ、やはり公私の分け隔てなく、やはりその場所で子供たちが生活を学んでいるわけでございますから、私立も当然対象に含めまして、それぞれの子供たちの育ちの場の安全を確認をしていきたいというふうに思っております。

○水落敏栄君 やっぱり政務官おっしゃるよう

いわけでありますから、しっかりとやっていくていただきたいと、このように思います。

これまで高い放射線量が測定された原発周辺の地域の学校などにつきましては、測定する機器の設置など、放射線量を常に監視するシステムを整備してデータを公表したい考えだと、こういうことも言われておりますけれども、原発周辺の地域というのはどこを指すのか。さつきも出てまいりましたけれども、いわゆる計画的避難区域は、指定後一か月をめどに避難することになっておりますから、学校教育はできないわけでありまして、緊急時避難準備区域もさつき出てまいりましたけれども、これにおきまして、子供はこの区域に入らず、保育所、幼稚園や小中学校及び高校は休園とか休校となるわけでありまして、学校教育はできません。この二つの区域以外に放射線量の高い区域があるのかどうか、お伺いしたいと思

○大臣政務官(林久美子君) 現在、原発周辺の地域という場所についてなんですけれども、福島県においては、先ほどもお話ありましたが、四月の五日から七日にかけて県内の小中幼稚園などの空間放射線量を測定したところでございます。

これらの調査に関しましては、福島県の第一原発からの半径二十キロに遠の小中幼稚園などということになるわけでございまして、それらの結果については公表しているんですが、何か所かやはり通常の場所と比べると比較的高いというところも非常に健康に大きな影響を与えるような数値であるというわけではございませんけれども、比較すると高めにしているところもございました。そういったところについては、再度土壌のサンプル調査等々もいたしまして、しっかりとそれぞれの学校、二十キロに遠の学校について調査を掛けたというところでございます。

○水落敏栄君 ちょっとお答えになってないように私は思っています。要は、お答えをいただきたいのは、緊急時避難準備区域というのはどういうところにあるのか。

あるいは、そういうところには、もう子供はそこに入れないわけですから、当然幼稚園とか学校は休校、休園になるわけでありまして、学校教育はできないわけで、この二つの区域以外で放射線量の高い区域があるのかどうか。ないんですか。

○大臣政務官(林久美子君) 私が生じ上げている限りでは、それ以外の区域で線量の高いところはないというふうには私は把握してあります。

○水落敏栄君 次に、放射線量を常に監視するシステムを整備するということでありますけれども、これリアルタイムで放射線量をチェックするということがあります。

例えば、校庭での体育の授業中などに高い放射線の数値が出た場合はどんなふうに対応するのか。調整を地元と進めているんですか。そもそも、そんな危険のある地域で学校教育ができるのかどうかと聞いているんですが、どうですか。

○大臣政務官(林久美子君) 非常に危険な地域で学校教育というのは私は基本的にできないと思っております。その上に立って考えれば、基本的に、文科省としては福島県内の学校における放射線量の把握をしっかり支援をしていくという基本に立たなくてはならないと。今委員御指摘がございましたように、二十四時間データを取っていくとかいうことも含めて、今、例えば線量計を置くのか、あるいはそういうシステムを、二十四時間見れるシステムを構築するのかなど、現場と調整をしながら、意見を聞かせていただきながら、しっかりと放射線量の把握ができる体制をつくっていきたいというふうに思っております。

当然、先ほど申し上げましたように、前提として非常に危険、体に影響が出るやもしれぬような危険な地域で学校教育というのは行われたいというところでございますけれども、万が一にも何か非常に高い線量が計測されたとかいうこともきちんと、万が一とはいえ、しっかりと想定をしながら、そうしたときにも対応できるように何

らかの方針を示していきたいというふうに思っております。

○水落敏栄君 福島県の二十キロ、三十キロ圏内の、原発の圏内の子供たちがいわゆる疎開をして遠く避難している。その子供たちがいじめに遭っているというふうな現状もあるんですよ。したがって、いやいやあの子は放射線を浴びているからもう近寄つたら駄目だとか言われて、非常にいじめが今あるということもありますので、こうした放射線のチェックをしっかりやって、子供たち、大丈夫なんだよ、勉強しても大丈夫だし、また遊んでも大丈夫なんだよという、このことをきっちりやって、そしてまた基準というのもきっちり定めて、この基準以外に出たけれども大丈夫だからというふうなことで安心、安全にさせてやらないと、やっぱり子供たち、安心して勉強できないし、また遊ぶこともできないと思いま

す。しっかりとこれ取り組んでいっていただきたい、このこともお願いをして、時間ですので私の質問を終わります。

○草川昭三君 公明党の草川でございます。科学技術の振興は、我が国が総力を挙げて取り組むべき課題であるということは言うまでもありません。今回の改正案で基金化が図られたことにより、研究資金が年度に縛られることなく柔軟な活用ができることになるということで、研究活動が活性化し、科学技術の振興に寄与するもので、我々は賛成であり、評価をしたいと思っております。また、若手研究者支援、育成に力点が置かれていることも評価をするものであります。

その上で、これまでの科学研究費補助金の使われ方には、先ほど御指摘がありました、種々問題がありますので、問題提起をしたいと思います。

独立行政法人日本学術振興会は、平成十六年、十八年、十九年、二十年、二十一年と計五回も会計検査院から科学研究費補助金の経理が不当という指摘を受けています。検査院の検査報告は平成

二十一年度分が最新でありますから、設立以来、平成十七年度を除き、毎年不当事項の指摘を受けているということになります。

大臣、毎年指摘を受け続けているこのような事態をどのように反省をされるのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(高木義明君) 草川委員にお答えをいたします。

御指摘のように、会計検査院からは、平成十六年度以降五回にわたって科研費の不正についての指摘を受けております。

これは、それぞれの大学に対する会計検査の結果、指摘されたものでありまして、日本学術振興会自体の経理の不当について指摘しているものではないんですが、いずれにしても不正使用が皆無になつていないことは、これは誠に遺憾なことであります。

これまでも、文部科学省及び日本学術振興会では、研究機関における公的研究費の管理、監査のガイドラインに基づいて研究機関における研究費の適切な管理を図るとともに、研究機関に対する実地検査の実施、不正使用を行った研究費の返還命令、不正を行った研究者が一定期間競争的資金に応募できなくなるとするペナルティーの実施等を行ってきたところであります。

今後とも、御指摘のように、不正使用の防止に向けしっかりと取組を進めてまいりたいと思っております。

○草川昭三君 毎年指導をしているのに不正が繰り返返されている原因というものを明らかにしないと前進はないと思うんですね。

補助金を支給する学術振興会の指導が悪いのか、今日は小野大先輩がお見えになって大変恐縮ですが、指導が悪いのか、研究者の方々の遵法意識が欠如しているのか、補助金自体が使いにくい性質があるからこういうことが起きるのか。不正が起きる原因は一体どこにあるのか、率直にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(林久美子君) お答えさせていただきます。

先ほども少し御答弁申し上げさせていただきましたように、やはりそれぞれ今先生御指摘の点が複合的に絡み合つてこうしたことが繰り返されてきたのではないかとこのように考えております。

一つ一つの課題を解決をして、やはり大切な税金をお預かりをさせていただいて研究に充てていただいているわけですから、適正な使用が行われるように全力を投じてまいりたいと思っております。

○草川昭三君 検査院の指摘は平成十七年度はなかったんです。ところが、参議院の決算委員会から、科学技術関係補助金等の不正使用防止についてという措置要求決議がこの年になされております。この団体は設立以来毎年この補助金の不正使用があるということで嚴重な注意と改善がこの委員会でも求められたことになっております。

この参議院の警告を受けた後も、実は十八年、十九年、二十年、二十一年と四年連続で検査院から経理が不当との指摘をこの決議の後を受けている。これはやっぱり参議院としての決議が無視されたということになるんじゃないだろうか。文科省やこの団体の在り方は甚だ問題があると言わざるを得ません。

そこで、ここで財務省にお伺いをしたいと思うんですが、予算の査定に当たって、度重なるこのような検査院の指摘あるいは決議要求等は予算査定に反映をするのかしないのか。私は、予算措置に当たってはより厳しく査定をすべきだと思いますが、併せてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(中原広君) 主計局でございます。ただいま独法の日本学術振興会における科学研究費補助金に關しましてお尋ねをいただきました。

科研費補助金につきましては、今お話にございましたように、研究者の架空請求などによる補助金の過大な交付について再三検査院から指摘を受けておりまして、また加えて、今お話にありましたように、当院の決算委員会からも不正使用根絶を目指して必要な措置を講ずべき旨の御決議をい

ただいているところでございます。私どもとしても大変残念なことに思っております。

こうした一連の御指摘を踏まえまして、文科省において科研費の執行において研究機関における厳格な管理の徹底に向けた取組が行われていると承知しておりますが、私どもも予算編成過程で、どのような取組を行っているのか、またその取組の結果はどうだったのかという点を重点的にヒアリングする等の取組をいたしているところでございます。

いずれにしても、先ほど政務官からのお話にもありましたように、限られた財政資源、貴重な税金、こういったものを科学技術振興に向けて効率的、効果的に使用されることが何よりも重要と考えております。不正使用の防止など執行の適正化、あるいは国民にその成果がしっかりと還元されるような質の高い研究の確保、こうしたものに向けまして、今議員から御指摘いただきました問題意識を持って引き続きしっかりと予算編成過程で精査してまいりたいと思っております。

○草川昭三君 是非、今後の指導をお願いを申し上げたいわけであります。

先ほどの答弁にもございましたが、基金化によって研究者が会計年度を気に掛けることなくこの研究費の活用が可能になるということは非常にいいことだと思っておりますが、研究課題の採択はこれで年間二万件だというような答弁がちょっとあつたやに聞きますが、そこをもう一度繰り返してお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(倉持隆雄君) お答え申し上げます。

平成二十三年度は科研費全体で約二万五千件の新規課題の採択を予定しているところでございますけれども、御指摘のありました基金の対象となる、今三つの研究種目を考えておられますけれども、その基金の対象となる研究種目におきましては、全体の約八割に当たります二万件程度の新規採択が見込まれるところでございます。

○草川昭三君 二万件というわけですから大変な

数であることは間違いありませんし、どのような数に絞っていくかというのはなかなか難しい点があると思っております。

そこで、一歩進んで、かつて自公政権のときでございましたが、たしか平成二十一年度の補正予算において、日本学術振興会に類似の基金、先端研究助成基金という名前だったと思いますが、これを創設した実績がありますけれども、そのときの評価を考えた場合、将来的には科研費を全て基金化したらどうだろうかというような意見も出ると思いますが、その点のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高木義明君) 平成二十一年度に創設されました先端研究助成基金については、研究者やあるいは研究支援担当機関からは、まず一つ、資金の前倒しが可能になって研究計画の変更による急な資金需要にもこたえられる、また、繰越手続が不要のため研究に集中することができ、また、年度の区切りを気にすることなく研究の進展に合わせて研究費を使うことができるなどの評価をいただいております。

今般の法改正に当たっては、科研費が毎年約六万件という大掛かりな助成を行う制度であることから、まず、特に複数年度にわたる研究費使用の政策効果が高いものを見込まれる研究種目を対象にいたしました。

御指摘の科研費の全ての種目の基金化につきましては、先生の御意見もございまして、国会の御審議やあるいは研究現場を始めとする様々な御意見を聞きながら、研究費に係るいわゆる効果を確かめながら今後検討してまいりたいと思っております。

○草川昭三君 基本的には研究者の方々、一人あるいはまた複数の方々が共同で研究を行われるわけですが、独創的、先駆的な研究である基礎研究が多いと思われま

す。昨年の七月、科学技術・学術審議会は、この基礎研究は科研費の中核的な研究種目であり、規模拡充を目指すべきであると指摘をしておりますが、これに対して文部省の見解はどうでしょう

か。

○大臣政務官(林久美子君) 先生御指摘のとおり、基礎研究については、非常に我が国の大学などにおける研究者の優れた研究を幅広く支援してきたものであることから、新規採択率も将来的には三〇％を確保するということを目指すとともに、平均配分額の向上にも配慮すべきだということになされていくところでもございます。

実際に多くの研究者にとって不可欠となっているこの研究種目、基礎研究Cというもののについては、今回の新規採択分を採択すると大体三〇％に向けて引き上げられるのではないかと、このように見ておられます。それに対しての必要額を措置をしておりますところでもございます。

先生御指摘のとおり、この科研費制度の重要な課題であるのが基礎研究である、その充実であるというふうな認識をいたしております。この制度が一層充実をしていくためにも、今御指摘をいただきました点を踏まえながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○草川昭三君 研究費の使い勝手を改善するということですが、若手研究者が大幅喜ばれるであろうというふうに思いますが、例えば東大では、二〇〇一年から二〇〇九年まで五十六歳以上の教員は一・三％から二・一％に、これはパーセントですが、増加をしております。一方、三十五歳以下の教員は二・八％から一五・七％に減少しているというように言われておるわけでありますし、これは、国立大学の教員は、五年間で五〇％の人員削減の総人件費管理の締め付けが原因である博士課程への進学率が影響しているのではないだろうか、こう思っておりますが、政府は、大学の教授、終身在職権というんですか、何かを考えておみえになると思うんですが、そこら辺のことについてお考えがあればお伺いしておきたいと思

います。

○副大臣(笹木竜三君) 今委員が御指摘になった、教授の高齢化が進んで若手の方が比率として減っているというお話ですが、確かに平成十八年

度ですが、平成十八年度以降から五年間で五〇％削減、人件費と。これに国立大学法人も同様に適用してきたと、このことは一つ影響としてあると思えます。それと、法人化の時期に定年制を延長したということ、東大がまず定年制を延長したわけですが、六十から六十五ですが、延長したわけですが、このことも結果的には影響しているのかもしれない。そうした問題があるのはもちろん把握しております。この一律で国立大学法人も対象にしていること自体はいろいろ吟味をしていかないといけないんではないかと思っております。

○草川昭三君 もう時間が来ましたので、最後に、せっかく小野理事長に御出席願ったんで、従来の問題点と今後の展望についてお伺いしたいんですが。

科研費の新規採択率を見ると、国立大学の研究者が二五％、私立大学の研究者が一八％になっております。審査や申請の過程で所属機関による差がないようにしてもらいたいという要望があるように我々お伺いしているんですが、直接これは理事長には関係のないことではございますが、先ほど来から指摘をしております実績等々の問題を含めて、最後に理事長の見解を賜って終わりたいと思

います。

○参考人(小野元之君) 科研費の採択でございますけれども、御指摘のように、私どもは、学術システム研究センターというのを学術振興会の中に設置をいたしております。科研費の審査員を選ぶ仕事をさせていただいております。

その際に、私どももいたしましては、できるだけ私学の研究者の方も是非選抜たい、そして女性の研究者も選抜たいということで、できるだけバランスの取れた、国立大学に偏重しないような、そういう審査員の構成に今努力をいたしております。したがって、私学やあるいは地方の大学等の方が不利にならないように、この点はできるだけ公平公正な審査が行われるような努力をいたしておるところでございます。

○草川昭三君 ありがとうございます。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦です。

予算の単年度主義の制約によりまして、研究費の使い勝手の悪さということについては以前から指摘されてきたことであるわけです。今回の基金化は、私は遅きに失したと言ってもいいのではないだろうかというふうに思っています。

年度をまたいだ支出を簡易な手続でできるようにしてほしいという現場の声に対して、これまで何たびもそういう声が聞かれていたにもかかわらず、これまで取組が遅れた理由についてはどのように認識しておられるのか、大臣、ちょっとお話を聞かせてください。

○国務大臣(高木義明君) 江口委員にお答えをいたします。

これまでその取組が遅れてきた理由、まあ遅きに失したという御指摘もございました。我が国の予算制度はいわゆる単年度主義を取っておりますので、科研費についてもその制約が掛かっていておっしゃいます。

こうした中で、これまでも平成十五年度から科研費を繰越しの対象経費にするとともに、繰越手続の大幅な簡素化などを積極的に進めてまいりました。単年度主義に由来する研究費の使い勝手の悪さの改善に向けて努力をしてきたところでございます。

一方、平成二十一年度、補正予算による限定的な制度ではあります。先般研究助成基金が創設をされまして、基金化によって年度をまたぐ研究費の使用が可能になりました。また、その際の国会におきましても、科研費についての基金の活用を含む附帯決議が全会一致でされたところでございます。

今回の制度改正については、このようなことを踏まえて法案の提出に至ったものでございます。

○江口克彦君 是非力強く取り組んでいき、また進めていただきたいというふうに思います。

それから、平成二十三年度予算編成において、最終段階になって、菅総理のまあ言ってみれば鶴の一声ということでしょうけれども、科学研究費

補助金が増幅になりましたね。基金化分も含めれば年度比は三〇%増ということになるわけですが、これも、予算増は大変有り難い話というのか、いいことだというふうに思っています。

しかし、我が国の基礎研究を担う科学研究費補助金予算が最初からでなくて総理の一言で最後滑り込み大幅増というのは、元々科学技術に対してどんな考え方を持っていたのかということにもなるわけですから、今後の科学技術の発展を考えたときに非常にしたがって心もとないと。要するに、総理の一言がないと研究補助金というものが充実しないのか。原子力、地震、防災等の分野についてもますますの研究が必要であるというふうに私は思っています。

したがって、この科学研究費補助金を含む研究予算の一層の充実に向けて取り組んでいただきたいと思うのでありますけれども、大臣の御決意のほどを是非伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(高木義明君) さきの予算編成の過程についての御指摘もございました。

私ももとしましては、この科学研究費については、我が国、資源の少ない国であります。やっぱりこれからの成長の基盤として科学技術力の向上についてはもう大方の国民の皆さんの御支援があると思っております。したがって、特に今回、エネルギー、いわゆる原子力の安全課題もありましたし、また地震、津波という自然災害等もありました。これは、今後の研究が更に深化していかなければやはり国民の生命、安全は守れない、そういうことも加味しまして、これからも、国会の皆さんのいろんな御指摘もあつたわけでありまして、しっかりと予算の確保について努力をしなければならぬ、このように思っております。

○江口克彦君 日本は技術立国とか科学技術立国とか、そういうようなことでますますこういう分野が重要視されるというのか、言ってみれば世界の先端を走らなければならないというふうな、そういう取組をしなければならぬと思いますので、

是非大臣、頑張ってください、こうした方向で一層の取組、力強く進めていただきたいというふうに思っています。

最後ですが、本来であれば我が国の科学技術政策の方向性を示す科学技術基本計画が四月から第四期としてスタートするはずであつたというふうに思っています。しかし、さきの東日本大震災や東京電力の福島第一原子力発電等の事故によりまして、内容を再検討することであるわけですが、

二点伺いたいんですけれども、一点は、遅くとも三月三十一日までに閣議決定されていない理由、そして今後のスケジュールということについて伺いたいということ、二点目は、原子力政策や地震防災対策についても当然見直しが行われていると、またしかるべきだというふうな考えるんですけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 科学技術の基本は、まさに我が国の科学技術基本計画にあると思っております。

御承知のとおり、第四期の科学技術基本計画については、これは平成二十三年度の開始に向けて、昨年の十二月に総合科学技術会議において答申されました。そして、政府において三月中旬に閣議決定をしようとして、こういうことで目指しておりました。所要の手続を進めてきたところでございました。ただし、三月十一日に発生しました東日本大震災、こういう我が国が経験したことのない未曾有の国難という情勢変化がございまして、このような状況になったということがまず一つです。

さて、そしてこの第四期科学技術基本計画についてはどういふことになるのかということでございますが、見直しを行う必要があると、こういう認識の下で、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が連名によりまして、今回の災害の経済社会への影響を踏まえた再検討を行う

ことを発表をいたしました経過がございます。

今後、この総合科学技術会議において昨年の十二月の答申の見直しに向けた検討が行われることとなります。具体的なスケジュールでございますが、これについてはまだ未定と承知をいたしております。

文部科学省としても、その検討には積極的に貢献をして、なるべくこれは早い段階で第四期基本計画を閣議決定できますように最大限努力をしてみたいと思っております。

○江口克彦君 どうもありがとうございます。

○委員長(二之湯智君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(二之湯智君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、橋本君から発言を求められておりますので、これを許します。橋本聖子君。

○橋本聖子君 私は、ただいま可決されました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読させていただきます。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学術研究助成基金について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。

二、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金を始めとする研究予算の確保に努

めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

三、科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。

四、将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。

五、国民の安全・安心を確保する見地から、災害及び原子力安全に関する研究を充実するとともに、広く国民への情報提供に努めること。

六、東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(二之湯智君) ただいま橋本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(二之湯智君) 全会一致と認めます。

よって、橋本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、高木文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高木文部科学大臣。

○国務大臣(高木義明君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(二之湯智君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(二之湯智君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第四四七号)

一、教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願(第四四八号)

一、教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願(第四四九号)

一、父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第四五七号)

第四四七号 平成二十三年四月四日受理

父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町久保九ノ一

久保田恵一 外十三万三千八百七十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四四八号 平成二十三年四月四日受理

教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 長野市松代温泉一六三 西村健

外三万三千五百九十九名

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第四四九号 平成二十三年四月四日受理

教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を

求めることに関する請願

請願者 京都市北区大宮西山ノ前町一ノ一

高田宏之 外百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

「国際人権A規約」(一九六六年国連採択)は、高校や大学も無償化を段階的に実施するように規定している。一方で、貧困と格差が広がり、過大な教育費の保護者負担が、親、子供の生活と教育を受ける権利に深刻な影響を及ぼしており、お金の心配なく学ぶことができるようにという、教育費無償化への願いは切実である。また、少人数学級が、全ての都道府県で実施されるようになり、各自治体の努力によって制度の改善・充実も進んでいるが、国の制度が不十分なため都道府県や市町村独自の措置にも限界があり、教育現場では様々な不都合や矛盾も生まれている。子供たちに確かな学力や自らの進路を切り開ける力を身に付けるためには三〇人以下学級が不可欠である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、行き届いた教育の実現のため、国の教育予算を大幅に増やすこと。

二、教育費の無償化、保護者負担の軽減を進めること。

1 教育費の無償化の前進のため、当面年収五〇〇万円以下の家庭の子供については、高校、大学の学校納付金を無償にすること。

2 小学校・中学校での教育活動に不可欠な教材費、給食費など学校納付金を無償にすること。

3 高校生・大学生に対する給付制の奨学金制度、高校生を対象にした就学援助制度を創設すること。

4 就学支援金を拡充し、私立高校の学費負担を軽減するとともに、私学助成を拡充すること。

三、教育条件の整備・改善を進めること。

1 国の責任で小学校・中学校・高等学校の三〇人以下学級を実現すること。

2 子供たちと向き合える時間を確保するため、教職員を増員すること。

3 定時制高校をなくさないこと。

4 障害がある全ての子供たちの教育の充実に向けて、教職員を増やし、教育条件を整備すること。

第四五七号 平成二十三年四月七日受理

父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 京都市右京区太秦滝ヶ花町二〇ノ二九 奥野義宏 外十一万九千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十条」に、「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第十七条の見出しを「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の運用」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む)は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二十七条を除く)中「各省各庁の長」と

あるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

第二十三条を第二十五条とする。

第二十四条に次の一号を加える。

三 第十八条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。

第二十五条を第二十四条とする。

第五章中第二十一条を第二十三条とし、第二十条を削り、第十九条を第二十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(国会への報告等)

第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第四章中第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(学術研究助成基金)

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第十九条 振興会は、前条第一項に規定する業務(学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

附則 附則第二条の二の見出しを「先端研究助成基金等」に改める。

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。